

## IV. 米国カリフォルニア州

### 1. ヒアリング調査

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、カリフォルニア州行政機関および法律事務所等へのヒアリングを実施した。

#### 1.1 現地ヒアリング調査

##### 【日時】

2020年2月3日～2月6日

##### 【訪問先】

- 環境保護局（CalEPA）環境健康有害性評価室（OEHHA）
- 環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）
- ピルズベリー法律事務所（Pillsbury Law）ロサンゼルス事務所
- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ロサンゼルス事務所

##### 【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
環境保護局 （CalEPA） 環境健康有害性評 価室（OEHHA）	1. OEHHA へコンタクト。 2. 調査への参加は難しい旨の回答があり、代わりに政府間関係担 当の担当者を紹介される。 3. NITE より直接再打診。 4. 先に決定していた DTSC へのインタビュー前にアポを確約。
環境保護局 （CalEPA） 有害物質規制部 （DTSC）	1. DTSC へコンタクト。 2. インタビュー承認の回答あり。 3. 一週間程、その後の回答が得られなかったため、具体的な日程 を提示して再打診。 4. 連絡有り、具体的な日程調整を実施。
ピルズベリー 法律事務所	1. JETRO の海外ブリーフィングサービスに申込み後、プロポジ ション 65 に関連する当局や組織を紹介できないか打診。 2. NITE からも JETRO に打診。

	<p>3. JETRO ロサンゼルス事務所がプロポジション 65 に関連する業務を行う人物がいる法律事務所として、ピルズベリー法律事務所を紹介。</p> <p>4. 以後、JETRO を通して具体的な日程調整を実施。</p>
JETRO	<p>1. JETRO の海外ブリーフィングサービスに申込み。</p> <p>2. 具体的な日程調整を実施。</p>

### 【ヒアリング結果】

ヒアリング先	ヒアリング結果
<p>環境保護局 (CalEPA) 環境健康有害性評価室 (OEHHA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロポジション 65 について、特記事項としては、同法は数百万人の住民投票に基づいているものであり、改正には 2/3 以上の票が必要なため、実質的に議会によって取り下げることができないものであることが挙げられる。</li> <li>• OEHHA は、Prop65 の規制物質についてリスク評価等に基づき科学的観点から提案する立場で、執行は別部門。司法長官室 (The California Attorney General's Office) がプロポジション 65 の取り締まりを行っている。地区検事 (district attorney) または市検事 (city attorney) (人口 75 万人以上の市) がプロポジション 65 を取り締まることができる。</li> <li>• 加えて、公共の利益に関心を持つあらゆる個人が、同法への違反となる事業に対して訴訟を起こすことで、その活動を取り締まることができる。訴訟は司法長官室、地区検察、消費者アドボカシー団体ならびに一般市民や法律事務所から提出される。</li> <li>• 米税関・国境警備局は税関に係わる法令を取り締まっている。州は税関関連の活動には通常関わらない。OEHHA は、プロポジション 65 の警告表示について、連邦政府でどのように取扱うべきか言及することはできない。</li> <li>• 新規則で警告表示が難しい小型の消費者製品のために規定された short-form は小さいサイズで通常の警告表示が難しい場合に活用してもらおうという趣旨のもの。あらゆる製品サイズで使用されているという状況は問題視しており、今後、適切な解釈がなされるよう何らかの対策をとることを検討している。</li> <li>• 企業に対する最も直接的なアドバイスとしては、もしリストアップされた化学物質を使用しないで製品を設計・開発できるのであれば、ばく露評価を行う必要もなくなり、警告表示を行う必要性もなくなるという点である。勿論、「残念な代替 (regrettable substitutes)」を避けるための方法を常に検討しておくことも重要となる。</li> <li>• OEHHA のプロポジションに関わる人数は約 130 人 (カルフォルニア EPA 全体では約 3000 人)</li> </ul>

<p>環境保護局 (CalEPA) 有害物質規制部 (DTSC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グリーンケミストリー法<sup>1</sup>（州法（以下、『法』という））の経緯としては、主に特定の物質の禁止後にその代替物質が問題になる「残念な代替」（regrettable substitutes）（例：子ども向けアクセサリーの鉛を禁止したらカドミウムが代わりに使われた）問題に対処するために 2008 年グリーンケミストリー法が整備された。</li> <li>• 法に基づく SCP 規制枠組みのもと、代替物質について、さらなる代替物質が必要かどうかは、SCP が代替分析（AA）を評価した後にのみ判断される。ホームページでも見られるが、ガイダンスも発行し、普及・啓蒙活動も重要と考えている。</li> <li>• 州に所在がない企業にも対応してもらいたい。DTSC が最近問題視しているのは、サプライチェーンでの問題。世界のさまざまな企業が様々な商品を輸入しており、中間品で何が使われているかそのトレーサビリティを取るのはしばしば困難。したがって、「製造業者」と「輸入業者」だけでなく「組立て業者」と「小売業者」も「責任あるエンティティ」として定義し、実現に向けて要求する取組み（メカニズム）により DTSC は製品に関する様々な情報が必要となる。</li> <li>• 代替分析については、まず、普通の AA は“Alternative Assessment”（代替性評価）だが、SCP プログラムの AA は“Alternative Analysis”（代替分析）で、ライフサイクル評価（lifecycle thinking）の考え方を含んでいるものとなる。「その物質は必要か？」「他により安全な代替物質はないのか？」「それは残念な代替を避けるものか？」等の要素を評価する。</li> <li>• 結果として、州内の企業が AA を実施できない場合は、州内で売ることができない、そのため、AA を実施するか、市場から撤退するかを選択を突き付けている。</li> <li>• 代替物質への移行は、事業者にデータを出してもらい、それを DTSC が審査・助言しつつ移行措置をとっているが、その担当グループは 9 人でチェックしている。企業側も情報を共有しながらない傾向にあるため、そのような意味でも難しさがある。</li> <li>• DTSC は数多くのワークショップは開催している。最近では PFAS（カーペット、食品包装）やトルエンを含むネイル製品に注目した取り組みを行っている。また、DTSC はエトキシ化界面活性剤中の共通の汚染物質として知られる 1,4-dioxane を含むパーソナルケアおよびクリーニング製品について、積極的に調査を実施している。</li> <li>• 法律について。DTSC は法案についてコントロールはできない。ただ技術的・専門的アドバイスを行ったり、規則を検討したりする立場にある。当該法案は、2019 年は suspended となったが、2020 年に審議が再開される見込みとなっている。</li> <li>• 規則について。SCP の枠組みとなる規則は、既存の法律の権限のもと、既存の法律を実施するために採択されたものとなる。法律が</li> </ul>
--	---

<sup>1</sup> グリーンケミストリー法とグリーンケミストリー・イニシアチブについては、本報告「2.7 家庭用品」で詳細を説明している。

	<p>改正されれば、規則も変えなければならない。法律が変更されれば、規則もまた変更しなければならない。改正法案で一番懸念しているのは <b>Work Plan</b> に関する提案である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現状の枠組み、SCP ではその <b>Work Plan</b> を活用しており、産業界や市場への政策優先事項に関するメッセージを伝えており、強力な影響力を有している。たとえば、候補化学物質を使っていた製品の категорияが <b>Work Plan</b> の検討対象に挙げられた際、まだ規制されていないのに、ある産業組織が、同組織内のメンバーが候補化学物質を使っていた製品をシフトさせたという情報を <b>DTSC</b> に伝えたという事例があった。</li> <li>• グリーンケミストリー・イニシアチブの 6 つの推奨事項のうち、他の 4 つ、特に「3. オンライン製品成分ネットワークの作成」について、現状、SCP はそのようなネットワークを創設するアビリティ、リソースを有していない。勧告はまだ存在はしているが、特にプロジェクトが進行しているわけではない。</li> <li>• なお、洗剤類の化学成分情報を開示する法律が最近制定されたが、<b>DTSC</b> はこの法律にはかかわっていない。現在、この法律の実施当局はない。</li> <li>• 外国企業が注意を払うべき <b>DTSC</b> のその他のプログラムとしては、例えば <b>OSHA</b> との協力では、<b>OSHA</b> の法令のスコープ外の部分について <b>DTSC</b> で取り組んだりしている。ほかには、地域緊急時対応、州クリーンアップ・プログラム（スーパーファンド）など。製品中の有害物質では、子ども向けアクセサリーに含まれる鉛、パッケージに含まれる金属、ブレーキパッドに含まれる金属、配管に含まれる鉛などがある。</li> <li>• <b>WSSD</b> 目標のうち、<b>6.3 drinking water</b> に関する目標は関連してくるかもしれない。<b>6.1</b> の目標はまさにカリフォルニア州知事のアジェンダの一つと同じものとなっている。</li> <li>• <b>DTSC</b> だけでは評価に時間がかかるので、他機関や他州、また連邦政府機関と連携し、効率的に進めている。名前が挙げたのはワシントン州。ワシントン州も <b>PFAS</b> 類を含むパッケージについて評価している。同州とは <b>MOU</b> を交わしている。連邦環境保護庁（<b>EPA</b>）とも協力している。</li> <li>• 他国との情報交換については、カナダと <b>EU</b> の名前があがった。<b>EU</b> は <b>ECHA</b>（欧州化学品庁）と <b>DG-ENVI</b>（環境総局）。アジアの国はない。</li> <li>• 最初のワークショップを開く前に、<b>DTSC</b> はバックグラウンド文書を発行し、そのトピックについての当初の発見・見解について要約した内容を公表する（トピックは、特定の消費者製品、製品グループ、特定の化学物質または化学物質グループに焦点を当てる）。</li> <li>• 最初のワークショップの後で、収集した情報に基づき、優先製品として製品と化学物質の組み合わせをリスト化する提案（ドラフト製品－化学物質プロファイル）を行う。</li> </ul>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• そのあとの 2nd ワークショップでは、提案された特定の優先性品に焦点を当てて行われる。公開協議の期間を通じて、関連情報が収集され、集められた情報は製品—化学物質プロファイルの改善に用いられる (eg.新たに利用可能となった情報、化学物質の毒性、潜在的ばく露など)。</li> <li>• 製品—化学物質プロファイルは、再び改善されることとなり、その分野の専門家に送られ、外部科学ピアレビューが実施される。ピアレビューの結果に基づき、プロファイルは必要に応じて複数回修正される。こうして出来上がる最終版は、優先製品リストに製品—化学物質の組み合わせを追加するための規則策定の際のベースとなる情報として活用される。</li> <li>• DTSC は優先製品リストに製品—化学物質の組み合わせを追加するためには正式に規則を策定しなければならない。</li> <li>• 最初に決定された優先製品 (TDCPP または TCEP を含むフォーム状の詰物を使った子ども用マット類) の製造者たちは、規制対象になる前に、製品からすべて対象化学物質を取り除いたと述べたが、それが本当か否かはわからないので、実際に商品を購入して調査してみたところ、本当であることが判明した。</li> <li>• DTSC の職員数は約 41 人。他の廃棄物等の分野も含めると約 1000 人となる。</li> </ul>
<p>ピルズベリー 法律事務所</p>	<p><b>【プロポジション 65 について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• プロポジション 65 についてはうまくいっているところとっていないところがあると思う。うまくいっていないところは、市民訴訟を執行手段に活用するという仕組みが挙げられる。</li> <li>• うまくいっているところとして、消費者側の行動への影響という面では機能していると評価する。消費者へ化学物質の危険性を周知するという点では機能していると評価する。但し、警告表示が必要以上に危険だと誤解させる効果や、表示が多すぎて煩雑になり、当たり前のように思われて無視されることで当初の意図を果たせなくなる恐れがある。</li> <li>• 企業としては対応が過剰だと思っても、訴訟リスクやブランド価値の低下というリスクに備え、リスク管理の面から警告表示で対応する警告にある。</li> <li>• 化学物質の閾値に関する内容を改善するべきである。現行では、一つの物質について一つの暴露経路からの閾値を設定しているケースがほとんどである。そのため、多様な暴露経路からの暴露閾値の問題に対応できていない。現実には、訴訟が起こされ、訴訟の時点では閾値がないため、その示談結果をもって閾値が定まり、それがその後の訴訟でも参照されて、実質的な規制値として機能するというような状況になっている。</li> <li>• 示談結果は原告と被告の契約であり、その契約が結ばれた後、司法長官が介入し、その契約の結果を公表している。したがって、この公表結果がその後の訴訟において参照されることとなる。現状を</li> </ul>

	<p>俯瞰すると、行政側が当初より様々な暴露経路からの規制対象物質の暴露に対する閾値を設けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• プロポジション 65 の長所は、一般市民が、製品や場所に警告表示があるかどうか、適切かどうかを見ているため、取り締まりに関する行政の負担が少なくすむ点である。</li> <li>• 法令の内容を考えると、対象となる製品も場所も非常に広範であるため、行政側で取り締まりを行おうとすることは実質的に不可能。また、企業は利益を求めため、遵守には金銭的な動機がある。政府の規制だけなら無視するが、訴訟の脅威があるから規制を遵守する。</li> <li>• 他方で、プロポジション 65 の短所としては、訴訟に勝訴するとその金額の一部を得られるという規定があり、金額も公表されるため、収入源や実績を得るために訴訟を活用するという例も生じてしまっている点が挙げられる。実際に同州にはプロポジション 65 の訴訟を専門に取り扱う法律事務所もある。</li> <li>• 訴訟において弁護士を雇う費用は非常に高額であるため、訴訟は環境・消費者保護にどれだけの便益をもたらすかという側面よりも、どの程度訴訟で勝てそうかという見込みでその対象を決めてしまうという動きもあるという。訴訟において、勝訴すると費用は負けた側が負担することになる仕組みもこの傾向を助長している。</li> <li>• プロポジション 65 に関する訴訟の 60 日前通知の仕組みは、本来、訴訟意図や根拠を司法長官が審査し、根拠があればその後のプロセスを引き継ぎ、なければ訴訟をやめさせることを目的としているが、実態として、そのように機能はしていない。</li> <li>• 60 日前通知は、実際には企業への警告、脅威を示すためのある種のポーズのように用いられているという。通知を出す際には根拠の証明性（実態証明書、certificate of merit）を付さなければいけないが、科学者の署名はなく担当弁護士が単に一筆したため署名をするだけで済まされているという。</li> <li>• 通知が出されてから 60 日間が示談交渉の期間となっているのが現状で、企業（被告）と原告側の間で交渉が行われる。</li> <li>• （ヒアリング対応弁護士が）弁護士になって 13 年間で、プロポジション 65 に関して約 1000 件の 60 日間通知があったが、司法長官が、通知に根拠がないため訴訟をやめるよう求めた事例は 1 件だけであったという。</li> <li>• 違反の傾向としては、小売業者が訴訟の被告となることが多い。理由としては、大手小売業者は、一カ所で多数の製品を取り扱っているため、原告側が大量に商品を購入し、訴訟の対象となるかどうかチェックし、一つの訴訟で多くの対象を相手取ることができる点が挙げられる。仮に大部分の製品について勝訴できなくても、一つの製品について主張が認められれば、原告側にとってはメリットが生じる。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造者と小売業者の間の契約については、弁護士事務所が契約をチェックすることができる。訴えられた企業の構造をチェックし、従業員数 10 名未満で適用免除か等を確認する。</li> <li>• 訴訟の対象となる化学物質にも傾向がある。最近では食品含有の金属が挙げられる。水や土壌を通じて自然に食品に含まれるものである。法令では自然由来の含有は対象外であるが、企業にとって、それを証明することは非常に難しく、コストを要する。そのため、企業の対応としては、訴訟が生じた場合、警告表示を貼って示談に持ち込む例が多い。</li> <li>• その他よく耳にする物質としては、アクリルアミド、フタル酸類、forever chemicals として知られる PFAS 類などがある。</li> <li>• (日本企業を含む外国企業へのアドバイスとしては、) 州内販売だけでなくオンライン販売も対象となることに注意してほしい。また、他州で製造されても、カリフォルニア州へ出荷されれば、そのときに規制対象となる。カリフォルニア州の消費者が買うことができるものがオンラインであれ、オンサイトであれ、対象となる。</li> <li>• 第一に、企業は法律事務所を雇うことを勧める。なぜなら、これを最初に行うことで、契約事項が保護され、後に相手方の弁護士からその部分に対する情報開示請求を受けたときに保護できるためである。</li> <li>• 第二に、科学者やエンジニアを雇い、あるいは巻き込み、事前に一緒に監査を行ってリスクを把握すべきである。事前に積極的に取り組まないと、ただ訴訟を待つだけになる。</li> </ul>
JETRO	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 南カリフォルニア日系企業協会 (JBA) および JETRO の 2018 年調査<sup>2</sup>で 790 社の所在を確認。外務省の海外在留邦人数調査統計 (2017 年) では 972 拠点となっているが、おそらく個人事業主なども含まれている。</li> <li>• 地理的分布はロサンゼルス郡が 544 社、オレンジ群が 169 社、サンディエゴ群が 59 社と続いている。</li> <li>• 米中貿易摩擦を背景に、どの製品の関税が上がるのかという問い合わせがある。また、物の出入りが激しいせいか、どこに自分たちの製品があるのかというトレーサビリティに関する問い合わせもある。</li> <li>• カリフォルニア州以外に商社経由等でいつのまにか自社製品が流通しており、販売されているケースがある。ワシントンやニューヨークでそのような事例があった。そのような経緯で、Prop.65 の警告表示が付された商品がそれらの州で販売されることになり、消費者側を驚愕させた事例もある。</li> <li>• 警告表示をどのようにしたらよいかという問い合わせが寄せられる場合があるが、同州では法的なアドバイスをするためには資格</li> </ul>

<sup>2</sup> JETRO(2018 年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」  
<https://www.ietro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html>

	<p>が必要なため、法律事務所に対応を任せる事が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• JETRO と南カリフォルニア日系企業連合がまとめた実態調査 2018<sup>3</sup>では、プロポジション 65 に対する企業の声も取り上げている。その中では次のような声がある。</li> <li>• 州が規制物質をリストに載せ、規制物質を含む商品には警告を記載する義務を課すなどの処置を行うが以下の問題点がある。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業への告知が充分ではない。いつの間にかリスト化されており、企業が遵守できない。</li> <li>② 州の委託を受けた消費者団体は、違反企業にすぐに通知せず、3 年程度企業に販売させておいてから通知する。その結果、その間に販売量が増え続けているため、ペナルティの金額が上がる。消費者団体側がペナルティをつり上げるために、意図的に通知を送らせているように見える。</li> <li>③ 前出のように、告知が充分ではないため、実際の市場では規制がほとんど守られていない。一部のたまたま消費者団体に見つかった企業だけが、ペナルティを支払い、また、商品に規制物質の <b>Warning</b> を記載する必要があるため、ラベルの <b>Recondition</b> のコストが掛かり、<b>Warning</b> を見た消費者の買い控えによる売上げ減少に繋がる。</li> <li>④ そもそも <b>Prop.65</b> における規制物質は、<b>FDA</b> 等で規制内での使用が認められており、必ずしも有害とはいえず、ダブルスタンダードになっている。<b>Prop.65</b> があることで、規制を遵守する企業の販売力低下、進出意欲の減退を招き、結果、規制を守らない企業の商品の販売量が増えるというジレンマを抱えている。同法の見直し、あるいは撤廃を行い、<b>FDA</b> 等との規制の一本化を図ることで、州内の健全な競争環境を守るとともに、真の消費者保護が実現できる。</li> </ol>
--	---

<sup>3</sup> JETRO(2018 年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」  
<https://www.ietro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html>

## 1.2 国内事業者ヒアリング調査

### 【ヒアリング結果】

項目	ヒアリング結果
プロポジション 65	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Prop65 で、世界的に有害性が確定していない物質も企業が管理する対象となり、安全上不要と思われる表示をやむを得ず実施することがあると聞いている。</li> <li>• 輸出者として製品中に含有するリスト収載物質の含有率を CBI として扱う場合、輸入者からリスク許容の証明を求められた際どこまで対応すればよいか知りたい。現実問題として、輸出者にはリスク評価に必要な情報が入りにくく、ばく露レベルの推定や警告の可否判定は難しい。</li> <li>• 混合物中の含有量閾値が無い場合、不純物であっても情報公開すべきか判断が難しい。</li> <li>• セーフハーバー・レベルのような閾値があっても、混合物の濃度に直接適用されないため、製造の際の溶媒のトルエンが極微量でも残留する場合は結局 SDS、ラベル表示対象であることを記載している。</li> <li>• 難しい点：セーフハーバー・レベル(NSRL、MADL)は、低濃度なので警告ラベルが必要になるケースが多い。多くの物質にばく露量規定値が決定されていない。また、3 経路（dermal、inhalation、ingestion）で設定分けされており、測定が難しい経路もある。不純物や副産物でも対象なのは厳しい。</li> <li>• 警告を求められる暴露にはアクシデンタルなものも含まれるのかなど、暴露の定義が法律を読んでもよくわからない。</li> <li>• この法律には安全サイドで対処している。微量の含有で警告が必要か否かの判断に試験やコンサルへの相談をするか否かという話になると、「そこまでやるなら警告を表示しておけ」となり、カリフォルニア州は通過するだけで最終目的地が別のところでも、「念のため警告を貼っておけ」となる。こうした対応がいいかどうかはわからない。</li> </ul>
その他加州	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米国連邦法との二重規制になっているので、どちらかが改正（動向含む）されると問い合わせが増え、手間がかかる。</li> <li>• 連邦法と州法の関係：例えば、TSCA18 条に連邦法として州法に対する優先権が定められているが、例外規定もあり、実態の運用がわかりにくい。</li> <li>• 末端顧客である消費者向け製品の小売店からは、廃棄物に関する規制も課題だと聞いている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての制度の内容を理解できる人材がいないため、都度対応となる。また、費用負担しても価格転嫁が難しいため、持ち出しになる。</li> </ul>
TSCA	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TSCA では、基本的に CAS で登録されるため、分子量等が異なる高分子では自社製品に安全性懸念が無くても将来の懸念分子量品の可能性も考慮して SNUR 等の制限が付けられる。</li> <li>• ナノマテリアルに SNUR が軒並み適用される点が懸念。</li> <li>• TSCA 等、違反した時のリスクが大きく、対応がいつも重くなりがちで負担になりつつある。優先評価（EnviX 注：高優先度物質のリスク評価のことと思われる。）の費用負担もどの程度割り振られるのか懸念している。</li> <li>• （TSCA の遵守を証明する）TSCA レターは輸入者がサインしなければならないが、サプライチェーンが長い場合はトレースが難しい。</li> <li>• 輸入者としてはコンプライアンス確保のため CBI の開示を要求するが、メーカー側に応えてもらえず、急ぎ通関させたいので TSCA レターに署名するよう言われる。4 年ごとの CDR（化学品データ報告）のことを考えておらず、4 年後になってから「何を輸入したか」と聞いてくる。（万が一違反があり）そこで TSCA 当局にばれたら、どのくらいの罰金になるか。皆、そういうリスクを知りつつ、知らないふりをしている。</li> <li>• 成分開示されていなくても輸入者はその内容でやるしかない。製造者の責任をどこまでフォローできるのかという話になる。</li> <li>• CDR は、微量でも、不純物でも書けと言われるが、どこまで書かなければいけないのか不明。</li> </ul>
危険有害性 周知基準 HCS	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SDS において、日本国内での 24 時間対応先として 24 時間対応できないところや英語非対応の連絡先が書いてあったり、契約していない専門業者が書かれていたりする。</li> <li>• 米国の GHS に対応した英文ラベルをやってくれる日本メーカーはほとんどない。実態は分からないが、現地で差し替えているはず。EU 仕様で貼ってあったときは、現地で対応した。</li> <li>• 日本から輸出した製品がどの州に流れるかわからない。全州法を把握し SDS を完璧にすることはできない。</li> </ul>
税関関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 税関関連では無いが、化学物質等を米国に輸出する際、通常 TSCA 遵守を宣言する輸入者のレターを求められる。輸入者が輸入する製品の成分を知らない（輸出者が成分を非開示としている）ケース等で、このレターの作成に労力を有する場合はあるので、レターを不要にするなど仕組みを改善していただきたい。</li> <li>• 実績のある輸出品であっても、税関担当者が変わる際に HS コードの判断が揺らぐ場面があり、難しい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入者から輸出者側に（プロポジション 65 の）「警告ラベルをつけて」と言われたことはない。港で警告を貼ったりしたこともない。</li> </ul>
その他米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の規制について顧客から問い合わせを受けても調べきれない。</li> <li>（化学品関連規制について）各州法が把握しきれない。</li> <li>各州の州法で化学物質開示の要件が異なっており、対応が煩雑になると危惧される（例えば <b>Right To Know</b>）。連邦法で各州の運用をカバーできるルールが設定されれば、企業の負荷は低くなると期待できる。</li> <li>予め輸出先の州が判明している場合、加州以外に、輸出者として法適合確認、対応が必要な州および州法があれば知りたい。</li> </ul>

## 2. 文献調査

### 2.1 基本情報

#### 背景

50の州とコロンビア特別区とで構成されるアメリカ合衆国（以下、米国）の州の一つであるカリフォルニア州は、面積約42万4000平方キロメートルという日本よりも広大な州面積に、人口約4000万人が居住している。GDPの額では、全米第1位を誇る米国においても非常に重要な州といえる。

カリフォルニア州の基本情報（日本との比較）<sup>4</sup>

	日本	カリフォルニア州
人口（2018年）	126,590,000	39,536,653
面積	377,962 km <sup>2</sup>	423,867 km <sup>2</sup>
GDP（2018年）	4兆9,719億ドル	3兆183億ドル（全米第1位）

カリフォルニア州に限らず、米国の州の行政府が、行政サービスの提供、法律の執行を担う。行政府を率いるのは、州全体で行われる選挙により選出される知事である。他の地方行政府には、「郡（county）」と「市（city）」などがある。さらに細かい行政区は割愛するが、通常は州>郡>市の順に影響を及ぼす範囲が狭まる関係にある。但し、市の規模は住人が100人にも満たない小さな街から、複数の郡にまたがる大都市（ニューヨーク市など）まで様々である<sup>5</sup>。郡は、州の行政府から機能の一部を委任され、その責任を分担する形となっている。他方で、市は独自の統治権限や課税権限を有している<sup>4,6</sup>。

カリフォルニア州の環境規制へ前向きに取り組む姿勢、そしてそれに伴う世界でも類を見ない厳しい規制水準は、日本でも広く知られている。気候変動対策にも積極的で、特に同州の二酸化炭素排出への寄与が大きい運輸部門に対して次々と打ち出される政策・規制が注目を集めている。他方で、同州の化学物質規制の厳しさは、企業のコンプライアンス対応において難点の一つとなっている。さらに、全州に効力が及ぶ連邦政府の法律や規則

<sup>4</sup>在サンフランシスコ日本国総領事館(2020年2月16日アクセス)「日本とカリフォルニア州概観」  
[https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/m08\\_04.html](https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m08_04.html)

<sup>5</sup> American Center Japan (2020年2月16日アクセス)「米国の統治の仕組み - 地方政府」  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3180/>

<sup>6</sup> California State Association of Counties(2020年2月16日アクセス)“County Structure & Powers”  
<https://www.counties.org/general-information/county-structure-0>

とは異なり、多数あるうちの州の一つの法令遵守という側面から、企業側も対応が後手に回りがちになる点も対応の難しさに拍車をかけている。

本書では、同州の化学物質管理に関わる各分野の規制の概要について報告する。

## 法体系

### 連邦と州との関係：

米国の最高法規は合衆国憲法<sup>7</sup>だが、同国は連邦制を採用しているため、国を構成する 50 の州は主権を有し、憲法も独自のものを定めている。しかし、合衆国憲法では州が持つ権限については制限を課しており、その Article. I の Section. 8 では諸外国や州同士の通商の規制、貨幣の鑄造、戦争の宣言などの「連邦議会が有する立法権限」を、また Section. 10 では条約の締結、貨幣の鑄造などの「州には与えられない権限」を、それぞれ定めている。さらに、「この憲法、およびこれに準拠して制定される合衆国の法律（中略）は国の最高法規である」（合衆国憲法 Article. VI.）ため、州憲法や州法が合衆国憲法や連邦法と矛盾する場合、合衆国憲法や連邦法が優先される。

### カリフォルニア州憲法：

カリフォルニア州憲法<sup>8</sup>は同州の基本法で、州政府の義務、権限、構造、および機能を定めている。立法については Article IV で定められている。

### カリフォルニア州の法律：

州憲法にしたがい、上院と下院で構成される両院制の州議会と州知事が法律を制定する。制定された法律は「カリフォルニア法典（California Code）」に組み込まれるが、この法典は 29 の主題に分かれている。化学物質など環境に関する法律は、「健康・安全法典（HSC：Health and Safety Code）」に分類されることが多い。いっぽう、安全データシート（SDS）を含む労働安全衛生関連の法律は、「労働法典（LAB：Labor Code）」に組み込まれている。

なお、カリフォルニア州は、州の有権者が直接州法を提案できる「ballot initiative」と呼ばれる住民投票制度を導入している<sup>9</sup>。カリフォルニア州の有害物質規制法のひとつ、プロポジション 65 は、この制度によって制定された。

---

<sup>7</sup> 合衆国憲法(National Archives)(2020年1月17日アクセス) "The Constitution of the United States: A Transcription"

<https://www.archives.gov/founding-docs/constitution-transcript>

<sup>8</sup> California Legislative Information(2020年1月17日アクセス) "California Constitution - CONS"

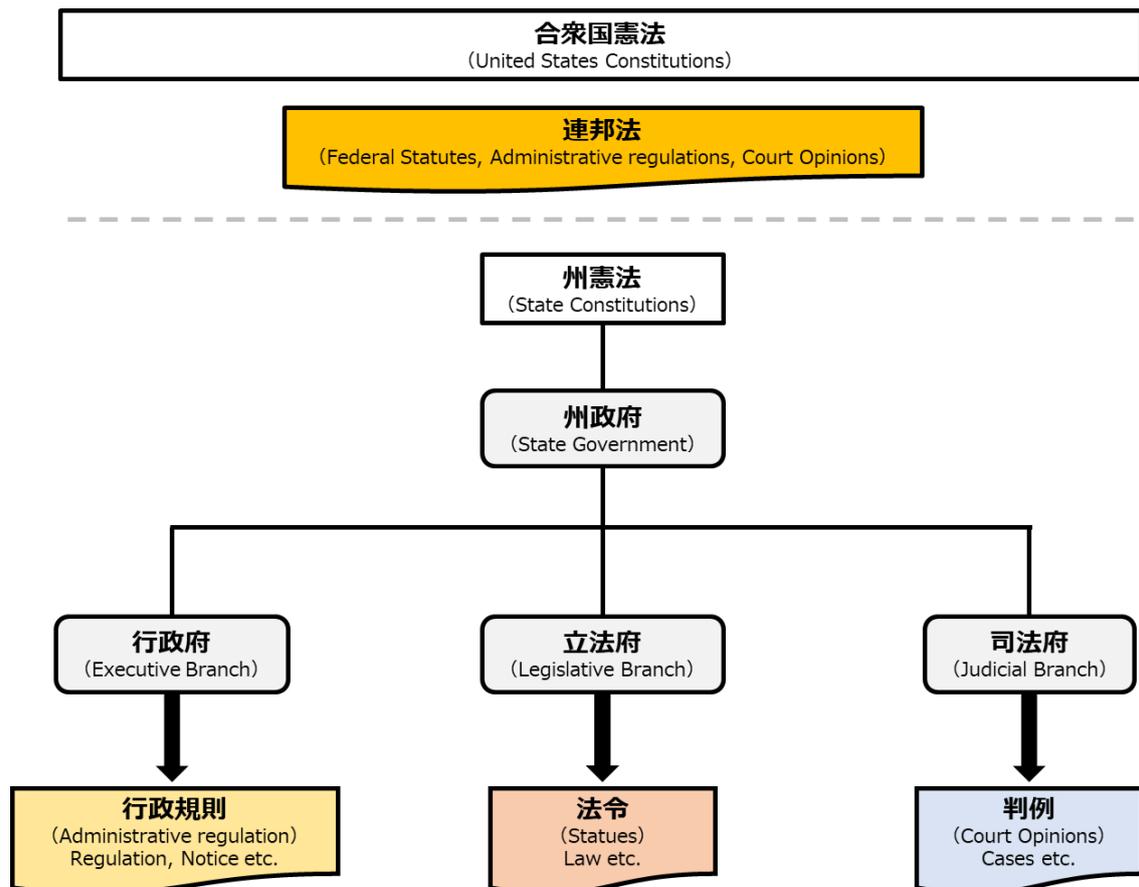
<http://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CONS&tocTitle=+California+Constitution++CONS>

<sup>9</sup> Attorney General(2020年1月17日アクセス) "Ballot Initiatives"

<https://oag.ca.gov/initiatives>

### カリフォルニア州の規則：

制定された法律は州行政府が執行する。法律は枠組的なものが多いため、具体的な要件や数値は、所管する行政機関が規則として定めている。策定された規則は、主題ごとに 28 のタイトル (Title) に分かれた「州規則集 (CCR : California Code of Regulations)」に組み込まれている。



政府組織間関係とそれぞれが定める規定の種類<sup>10</sup>

### カリフォルニア州の地方政府：

カリフォルニア州は、州の政策を実施する行政組織として郡 (county) という区分を有している。同州の郡は 58 あり、それぞれが自治権をもち、条例 (ordinance) を制定している。これとは別に、州内には 2019 年現在で 482 の市 (city) があるが<sup>11</sup>、市はその地域の

<sup>10</sup> Amy E. Sloan(2012)“Basic Legal Research”

<sup>11</sup> World Population Review(2020 年 1 月 17 日アクセス)“Population of Cities in California (2020)”

<http://worldpopulationreview.com/states/california-population/cities/>

住民が自分たちのための行政サービスを提供する目的で設立する自治体であるため、地理的には市に属さない地域もある。市も条例を制定できる。



カリフォルニア州の郡<sup>12</sup>

<sup>12</sup> California State Association of Counties(2020年2月25日アクセス)“California County Map”  
<https://www.counties.org/general-information/california-county-map>

## 各関連組織

### 化学物質関連組織の情報

カリフォルニア州で化学物質管理を所管する主な行政機関には次のものがある。

- カリフォルニア環境保護局 (California Environmental Protection Agency)
- カリフォルニア労働・労働力開発局 (California Labor and Workforce Developing Agency)
- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局 (California Health and Human Services Agency)

これらはいずれも「キャビネット (Cabinet)・レベル」と呼ばれる行政機関である。内閣制度を持たない米国では、キャビネットは大統領または州知事の「顧問団」のことで、州レベルでは、知事に直接報告する局長 (Secretary) の指揮下に置かれる行政機関 (Agency) で構成される。

以下にこれらの行政機関の概要を示す。

#### 【カリフォルニア環境保護局】

(1) 省庁名：

カリフォルニア環境保護局

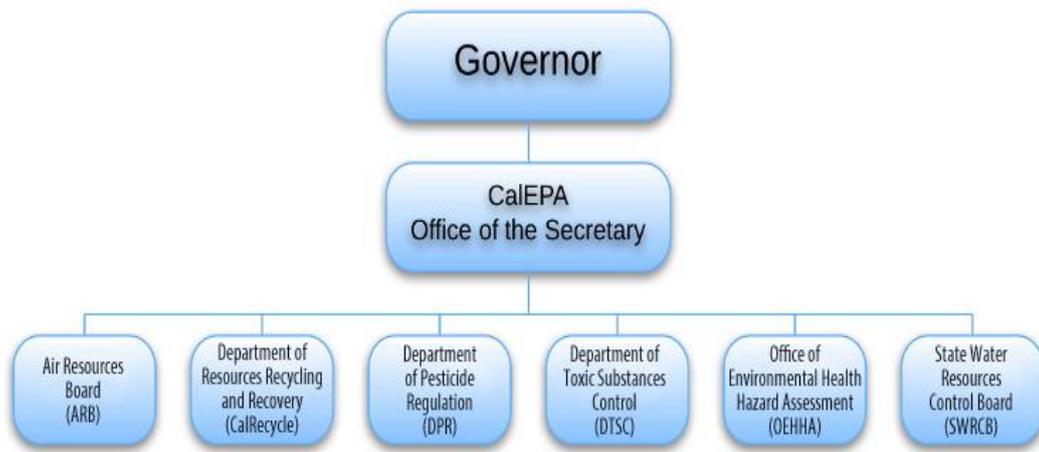
(CalEPA : California Environmental Protection Agency)

<https://calepa.ca.gov/>

(2) 組織図：

環境保護局は以下の 6 つの部署で構成されている。

- カリフォルニア大気資源委員会 (CARB : California Air Resources Board、または ARB)
- カリフォルニア資源リサイクル再生部 (Department of Resources Recycling and Recovery) (通称 : CalRecycle)
- カリフォルニア農薬規則部 (CDPR : California Department of Pesticide Regulation)
- 有害物質規制部 (DTSC : Department of Toxic Substances Control)
- 環境健康有害性評価室 (OEHHA : Office of Environmental Health Hazard Assessment)
- 州水資源管理委員会 (SWRCB : State Water Resources Control Board)



環境保護局の組織図<sup>13</sup>

### (3) 省庁に関する概要

#### 歴史

カリフォルニア環境保護局は同州の環境政策を担う行政機関で、CalEPAの通称で知られている。カリフォルニア州は1950年代に米国最初の大気質プログラムを策定するなど、同国の環境規制におけるパイオニア的存在であり、これまで数多くの進歩的なプログラムや法律を策定し、実施してきた。しかし、キャビネット・レベルの環境当局の設立は他州より遅く、現在の環境保護局としての歴史は20年にも満たない。

CalEPAの起源は、1961年の行政府再編において、州の環境プログラムの大半が新設された資源庁 (Resource Agency) に集約された時点にさかのぼる。その後、1970年に連邦環境保護庁 (EPA) が設立されたのを機に、各州でそれに相当する機関設立の機運が一気に高まったが、カリフォルニア州では1975年に提案された独立した環境行政機関の創設が州議会の承認を得ることができず、結局、キャビネット・レベルで知事に助言し環境保護を広めることを任務とする環境問題局長 (Secretary of Environmental Affairs) のポジションが新設されるにとどまった。

この状態はその後15年間にわたって続いたが、その間に大気汚染、水質汚染、有害物質汚染などの環境問題が深刻化し、州議会で主要な環境保護法が次々と制定されていった。そのため1991年、現行とほぼ同じ部署で構成される環境保護局の設立が再度提案される。議会の承認はこの時も難航したが、議会による提案のレビュー期間終了間

<sup>13</sup> CalEPA(2020年1月24日アクセス) "About Us"  
<https://calepa.ca.gov/about/>

際の 1991 年 7 月 14 日、州内で貨物列車が脱線し、数千ガロンのメタムナトリウムがサクラメント川に流出する事故が発生したことで事態は一転する。この非常事態に環境保護局長（この時点で名称は変更されていた）が迅速に対応したことが、州の環境保護当局の必要性を明確に実証し、一般の人々の議論に影響を与えた<sup>14</sup>。カリフォルニア州に環境保護局が誕生したのは、事故から 3 日後の 7 月 17 日のことである。

## 部署と所管分野

現在、環境保護局を構成する 6 つの部署の主な所管分野は次のようになっている。

環境保護局を構成する 6 つの部署の主な所管分野

部署	所管分野
カリフォルニア大気資源委員会 (CARB)	大気汚染（固定発生源、移動発生源）、地球温暖化
カリフォルニア資源リサイクル再生部 (CalRecycle)	廃棄物（削減、リサイクル、再利用）
カリフォルニア農薬規則部 (CDPR)	農薬
有害物質規制部 (DTSC)	有害物質、有害廃棄物
環境健康有害性評価室 (OEHHA)	環境汚染や有害物質がもたらすリスクの科学的評価
州水資源管理委員会 (SWRCB)	水質汚染（地下水を含む水資源、飲料水）、水利権

## 統合プログラム

1993 年に成立した法律（法案番号：SB 1082）<sup>15</sup>によって策定された統合プログラム（Unified Program）は、カリフォルニア州の住民を有害廃棄物や有害物質から保護するために、地方レベルでの規制活動（管理要件の実施、許可発給、検査、執行など）に州全域で一貫性を持たせることを目的としている。州全域でのプログラムの実施は CalEPA が監督するが、基準やプログラムは環境保護局やその部署、州知事緊急サービス室 (CalOES) などが策定にあっている。基準やプログラムを実施するのは、州内に 81 ある地方組織、認定統合プログラム機関（CUPA：Certified Unified Program Agency）である。

<sup>14</sup> CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“The History of The California Environmental Protection Agency”

<https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf>

<sup>15</sup> California Water Boards(2020 年 1 月 24 日アクセス)“BILL NUMBER: SB 1082”

[https://www.waterboards.ca.gov/water\\_issues/programs/land\\_disposal/docs/sb1082.pdf](https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/land_disposal/docs/sb1082.pdf)

統合プログラムは以下の 6 つのプログラムで構成される。

- カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP：California Accidental Release Prevention）プログラム
- 有害材料放出対応計画およびインベントリー（Hazardous Materials Release Response Plans and Inventories）（事業計画（Business Plan））
- カリフォルニア統一消防コード（California Uniform Fire Code）：有害物質管理計画（HMMP：Hazardous Material Management Plan）および有害物質インベントリー・ステートメント（HMIS：Hazardous Material Inventory Statement）
- 有害廃棄物発生者およびオンサイト有害廃棄物処理（Hazardous Waste Generator and Onsite Hazardous Waste Treatment）プログラム
- 陸上石油貯蔵法（APSA：Aboveground Petroleum Storage Act）
- 地下貯蔵タンク（Underground Storage Tank）プログラム

(4) 化学物質管理を所管している部局名

CalEPA を構成する 6 つの部署のうち、本調査に最も関連する化学物質管理分野を所管しているのは以下の 4 つである。

- 環境健康有害性評価室（OEHHA）：<https://oehha.ca.gov/>
- 有害物質規制部（DTSC）：<https://dtsc.ca.gov/>
- カリフォルニア大気資源委員会（CARB）：<https://ww2.arb.ca.gov/>
- 州水資源管理委員会（SWRCB）：<https://www.waterboards.ca.gov/>

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

**【環境健康有害性評価室】**

環境健康有害性評価室（OEHHA）は有害物質がもたらすリスクの科学的評価をとおりして人々の健康と環境を保護することを使命とする部署で、大きく対外・立法問題室（Office of External & Legislative Affairs）、行政サービス部門（Administrative Services Division）、および科学プログラム部門（Division of Scientific Programs）で構成されている。

プロポジション 65 として知られる安全飲料水・有害物質取締法を所管するが、設立は 1991 年の環境保護局誕生時で、同法が制定された 1986 年には存在していなかった。逆にプロポジション 65 の制定が OEHHA という組織が発展する大きな節目になったとされており、たとえば、同法の実施を化学物質の健康影響に関する情報の評価という

かたちでサポートしていた当時の州保健福祉局（Health and Welfare Agency）保健サービス部（DHS：Department of Health Services）の科学者たちが、現在、同法のもとで生殖毒性や発癌性の有害性を評価するセクション（RCHAB：Reproductive and Cancer Hazard Assessment Branch）の母体となっている<sup>16</sup>。なお、プロポジション 65 実施プログラム（Proposition 65 Implementation Program）と称するセクションは、対外・立法問題室の管理下に置かれている。<sup>17</sup>

OEHHA の主な活動を以下に示す。

- プロポジション 65 を実施し、発癌性および生殖毒性の原因物質リストを作成する。
- 規制当局や一般の人々のガイダンスとなるような、大気、水、土壌に含まれる汚染物質への暴露レベルを策定する。
- 州内の水域で釣り上げられる魚に含まれる水銀などの汚染物質に関する注意報を出す。
- 州の住民の体内で検出される化学物質のレベルを測定する「バイオモニタリング・カリフォルニア」プログラムで他の局や部署と協力する。
- 州の気候変動の指標を特定し分析する。
- 農薬のリスク評価について科学的なピアレビューを実施する。

### 【有害物質規制部】

有害物質規制部（DTSC）は 1970 年代初頭、当時の州保健福祉局保健サービス部（DHS）内の廃棄物管理を扱うブランチにおいて、わずかスタッフ 4 名のユニットとして発足した。現在は 1000 名を超える職員を擁し、州内に 9 つのオフィスを配する大規模組織に成長したが、設立当初より一貫して有害廃棄物への暴露から州の住民や環境を保護することに力を注いでいる。1991 年、環境保護局が設立された際に DHS から同局に移動し、現在の DTSC となった。

DTSC が現在取り組む主なプログラムには次のものがある。<sup>18</sup>

- 有害廃棄物管理（Hazardous Waste Management）プログラム
- サイト汚染軽減・回復（Site Mitigation and Restoration）プログラム

---

<sup>16</sup> CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“The History of The California Environmental Protection Agency”

<https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf>

<sup>17</sup> OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“Organizational Chart”

<https://oehha.ca.gov/media/orgchart.pdf>

<sup>18</sup> DTSC(2020 年 1 月 24 日アクセス)“Executive Leadership Team Organization Chart”

<https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2019/05/Exec-Org-Chart.pdf>

- 環境化学研究所 (Environmental Chemistry Laboratory) (州内 2 か所)
- より安全な製品および職場プログラム (Safer Products & Workplaces Program)

このうち、より安全な製品プログラムでは、身近な日用品に含まれる有害化学物質を減らして有害廃棄物の発生削減につなげる取組とともに、有害物質を含む製品が使用済みとなった際の適切な処理処分を促進する取組を行っている。「政府が日用品の有害成分から消費者を保護する方法を根本から変える」<sup>19</sup>と言われた 2008 年「グリーンケミストリー (Green Chemistry)」法とその実施規則である「より安全な消費者向け製品 (Safer Consumer Products)」規則も、DTSC が所管している。

### 【大気資源委員会】

カリフォルニア大気資源委員会 (CARB または ARB) は、1967 年の設立以来、全米で最悪と言われた同州の大気質を改善するため、多岐にわたる汚染抑制プログラムに積極的に取り組んできた。特に同州の深刻なスモッグの原因となった自動車の排ガス分野では、米国初のテールパイプ・エミッション規制など、革新的な規制を次々と打ち出し、実施してきた。2000 年代以降は温室効果ガス排出量のモニタリングと削減を所管しており、独自の気候変動政策を掲げる州政府を支えている。

CARB の主な役割には次のものがある。

- 子どもなど、最もリスクの高い人々を守ることができる州大気質基準の策定
- ディーゼルエンジン排気微粒子など、高い健康リスクを呈する汚染物質の特定
- 全米最大のモニタリング・ネットワークを使った汚染物質削減状況の測定
- CARB の研究所を使った自動車メーカーによる排出規制遵守の検証
- 大気汚染問題の原因と影響、および考えられるソリューションの研究
- エネルギー効率の改善などによる州の温室効果ガス排出削減の取組の先導

CARB は 16 名で構成され、うち 12 名は州内の大気地区 (air district) 職員や専門家などが知事の指名と州議会上院の承認をもって委員に就任する。そのほか、科学者、エンジニア、経済学者、弁護士、ポリシーメーカーなど、多様な諮問専門スタッフが同委員会の任務をサポートしている。

### 【州水資源管理委員会】

1967 年に州議会により創設された州水資源管理委員会 (SWRCB) は、州内の水域を妥当な範囲で最高の水質にすることを確保するとともに、そうした水を最良のバラ

<sup>19</sup> DTSC(2020 年 1 月 24 日アクセス)“About DTSC”  
<https://dtsc.ca.gov/our-commitment/>

ンスで有効利用できるように配分することを使命としている。水の配分と水質の保護という 2 つの権限を持ったことで、SWRCB は州内の水域を包括的に保護することができるようになった。SWRCB の構成メンバーは 5 名で、それぞれが州知事に指名され州議会上院の承認を得て、異なる専門のポジションに就いている。

SWRCB は州全体の水質保護政策を定めているが、州内に 9 つある地域水質管理委員会（Regional Water Quality Control Board）の調整と支援も同委員会の大切な役割である。7 名の委員で構成される地域水質管理委員会は、地域の気候、地形、地質、水文などの違いを認識しながら、州の水の有効利用を最大限に保護する水質目標と実行計画を策定し実施するという使命を持つ。排水許可の発給、違反者の取り締まり、水質のモニタリングなどは、地域水質管理委員会が実施している。

(6) 予算

2019 年 6 月 27 日に制定された環境保護局の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予算を以下に示す。

環境保護局の 2019-2020 会計年度（FY2019-2020）予算（単位：1000 ドル）

部 署	支出額
環境保護局（CalEPA）局長	25,152
カリフォルニア大気資源委員会（CARB）	1,418,740
カリフォルニア農薬規則部（CDPR）	111,851
州水資源管理委員会（SWRCB）	1,563,007
有害物質規制部（DTSC）	366,835
カリフォルニア資源リサイクル再生部（CalRecycle）	1,586,195
環境健康有害性評価室（OEHHA）	28,362
一般財源保証債（General Obligation Bond）－環境	3,330
合 計	5,103,472

このうち、OEHHA と DTSC の過去 3 会計年度の予算額は次のようになっている。

OEHHA と DTSC の過去 3 会計年度の予算額単位：1000 ドル<sup>20</sup>

<sup>20</sup> Department of Finance(2020 年 1 月 27 日アクセス)” 2019-20 State Budget – Environmental Protection”

部 署	FY2017-18	FY2018-19	FY2019-20
OEHHA	23,453	28,615	28,362
DTSC	215,195	348,574	366,835
CARB	1,113,303	1,768,370	1,418,740
SWRCB	1,232,856	2,307,701	1,563,007

【参考情報】

- The 2019-20 Budget: California Spending Plan, Resources and Environmental Protection  
<https://lao.ca.gov/Publications/Report/4103#other-natural-resources-augmentations>  
<https://lao.ca.gov/reports/2019/3933/natural-resources-environmental-protection-021419.pdf>

---

<http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN#/Agency/3890>

Department of Finance(2020年1月27日アクセス)“Environmental Protection”

注) 部署別 (1 ページ、26 ページ、55 ページおよび91 ページ参照) : <http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/3890.pdf>

## 【カリフォルニア労働・労働力開発局】

(1) 省庁名：

カリフォルニア労働・労働力開発局 (California Labor and Workforce Developing Agency)

<https://www.labor.ca.gov/>

(2) 組織図：

カリフォルニア労働・労働力開発局（以下、労働・労働力開発局）は以下の 7 つの部署で構成されている。なお、同局全体の組織図は確認できなかった。

- 農業労働関係委員会 (Agricultural Labor Relations Board)
- 労使関係部 (DIR : Department of Industrial Relations)
- 雇用創出部 (Employment Development Department)
- 雇用訓練委員会 (Employment Training Panel)
- 公的雇用関係委員会 (Public Employment Relations Board)
- 失業保険申立委員会 (Unemployment Insurance Appeals Board)
- 労働力開発委員会 (Workforce Development Board)

(3) 省庁に関する概要

労働・労働力開発局は 2002 年、労働関連プログラムを統合する初のキャビネット・レベルの行政機関として創設された。「カリフォルニア州で働く現在と未来のすべての労働者の健康と福祉 (well-being) を保護し改善する」ことを使命としており、労働者の健康と安全の保護を目的とする労働法規の執行のほか、雇用機会と訓練プログラムの改善、労災補償や失業保険を含む労働者への給付金の管理などを所管する 7 つの部署を監督している。

米国では、職場における有害化学物質の取り扱いや暴露に関する基準の採択・実施を含む労働安全衛生プログラムは、州が策定し連邦労働安全衛生局 (OSHA) の承認を得た州計画 (State Plan) を通して実施されている。カリフォルニア州のプログラムは Cal/OSHA と呼ばれ、最初に州計画が提出された 1973 年以来、労働・労働力開発局の労使関係部 (DIR) <sup>21</sup>が所管している。

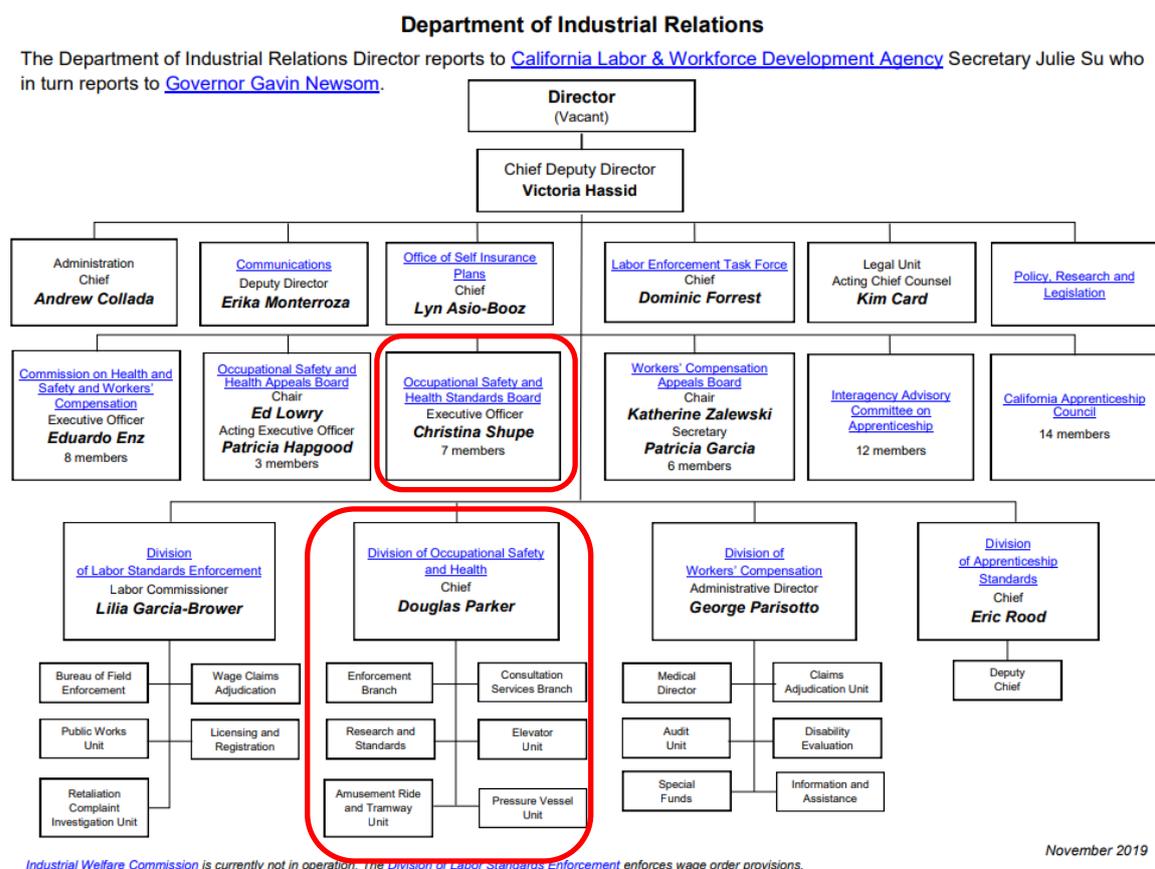
(4) 化学物質管理を所管している部局名

---

<sup>21</sup> California Legislative Information(2020 年 1 月 28 日アクセス) "California Law >> >> LAB"  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=&article=)

DIR で Cal/OSHA プログラムに関与する主な部署は以下の 2 つである。

- 労働安全衛生基準委員会 (OSHSB : Occupational Safety & Health Standards Board) : <https://www.dir.ca.gov/oshsb/oshsb.html>
- 労働安全衛生部門 (DOSH : Division of Occupational Safety and Health、通称 Cal/OSHA) : <https://www.dir.ca.gov/dosh/>



DIR の組織図 (赤枠が OSHSB と DOSH) <sup>22</sup>

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

**【労働安全衛生部門】**

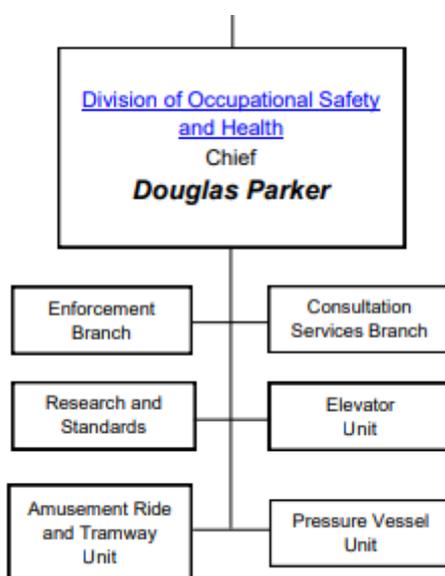
労働安全衛生部門 (DOSH) は、1970 年の連邦労働安全衛生法 (OSHA) 成立に対応して 1973 年にカリフォルニア州の労働安全衛生に関する法律が包括的に改正された際に創設された。Cal/OSHA と呼ばれるその法律を実施する部署で、その機能は労

<sup>22</sup> DIR(2020 年 1 月 28 日アクセス) "Organization Chart" [https://www.dir.ca.gov/org\\_chart/org\\_chart.pdf](https://www.dir.ca.gov/org_chart/org_chart.pdf)

働法典 Section 175<sup>23</sup>に規定されている。具体的には、以下のような手段を通して、州内のさまざまな職場における労働者の安全と健康を保護し改善するとともに、エレベーターやジェットコースター、路面電車の乗客の安全も保護する役割も担っている。

- 基準の設定および実施（大量の有害物質を使用する化学工場などの検査を含む）
- 奉仕活動（アウトリーチ）、教育、支援の提供
- 許可、ライセンス、認証、登録、承認の発給

なお、同部門の通称はプログラムと同じ「Cal/OSHA」であるため、混同しないよう注意が必要である。



DOSH の組織図<sup>24</sup>

### 【労働安全衛生基準委員会】

労働法典 Section 140～147.6<sup>25</sup>に規定される労働安全衛生基準委員会 (OSHSB) は、「労働安全衛生基準を採用する権限を与えられた州内の唯一の機関」であり、カリフォルニア州における職場の安全と衛生を確保する合理的で執行可能な基準の促進、採択、および維持を使命としている。州知事に指名される 7 名の委員で構成され、Cal/OSHA

<sup>23</sup> California Legislative Information(2020 年 1 月 28 日アクセス)” LABOR CODE – LAB DIVISION 1. CHAPTER 7.5”  
[http://leginfo.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=7.5.&article=](http://leginfo.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=7.5.&article=)

<sup>24</sup> DIR(2020 年 1 月 28 日アクセス)”Organization Chart”  
[https://www.dir.ca.gov/org\\_chart/org\\_chart.pdf](https://www.dir.ca.gov/org_chart/org_chart.pdf)

<sup>25</sup> [http://leginfo.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=](http://leginfo.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=)

プログラムにおいては次の役割を果たしている。

- 少なくとも連邦基準と同等の効果がある基準の採択
- 採択された基準との不一致に対する申請の承認または却下
- 新規基準の策定または現行基準の改正を求める請願への対応

(6) 予算

2019年6月27日に制定された労働・労働力開発局の2019-2020会計年度(FY2019-2020)予算総額は約163億140万ドルである。そのうち、DIR、DOSH、およびOSHSBの3会計年度の予算額は次のようになっている。

DIR、DOSH、およびOSHSBの3会計年度の予算額（単位：1000ドル）<sup>26</sup>

部 署	<a href="#">FY2017-18</a>	<a href="#">FY2018-19</a>	<a href="#">FY2019-20</a>
労使関係部 (DIR)	<a href="#">621,209</a>	<a href="#">763,020</a>	<a href="#">789,349</a>
うち労働安全衛生部門 (DOSH)	<a href="#">140,510</a>	<a href="#">164,161</a>	<a href="#">164,161</a>
うち労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)	<a href="#">2,674</a>	<a href="#">3,053</a>	<a href="#">3,054</a>

<sup>26</sup> Department of Finance(2020年1月28日アクセス)”2019-20 State Budget – Labor and Workforce Development”

<http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/Agency/7000>

Department of Finance(2020年1月28日アクセス)”Labor and Workforce Development”

注) 部署別 (28 ページ参照)

<http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/7000.pdf>

## 【カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局】

(1) 省庁名：

カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS：California Health and Human Services Agency）

<https://www.chhs.ca.gov/>

(2) 組織図：

カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS）は、食品安全を含む医療や社会福祉の様々な分野を所管する計 17 の部署を監督している。CHHS の組織図はそのウェブサイトで見ることができるが<sup>27</sup>、2017 年時点のものである。2019 年 1 月、公衆衛生問題の主たる代弁者となるカリフォルニア首席衛生官室（Office of the California Surgeon General）が創設された。

(3) 省庁に関する概要

CHHS は、1961 年に政府法典 Section 12800 により創設された人間関係局（Human Relations Agency）が起源で、1972 年に保健・福祉局（Health and Welfare Agency）となったあと、1998 年に成立した法律（下院法案番号 AB 2352）により組織名が現行の CHHS に変更された。CHHS の 17 の部署は、医療、社会福祉、精神衛生、アルコール・ドラッグ、所得支援、公衆衛生など、広範な範囲にわたるサービスをカリフォルニア州のあらゆる層の人々に提供している。本調査の対象となる食品添加物を含む食品安全は、公衆衛生部（CDPH：California Department of Public Health）が所管している。

(4) 化学物質管理を所管している部局名

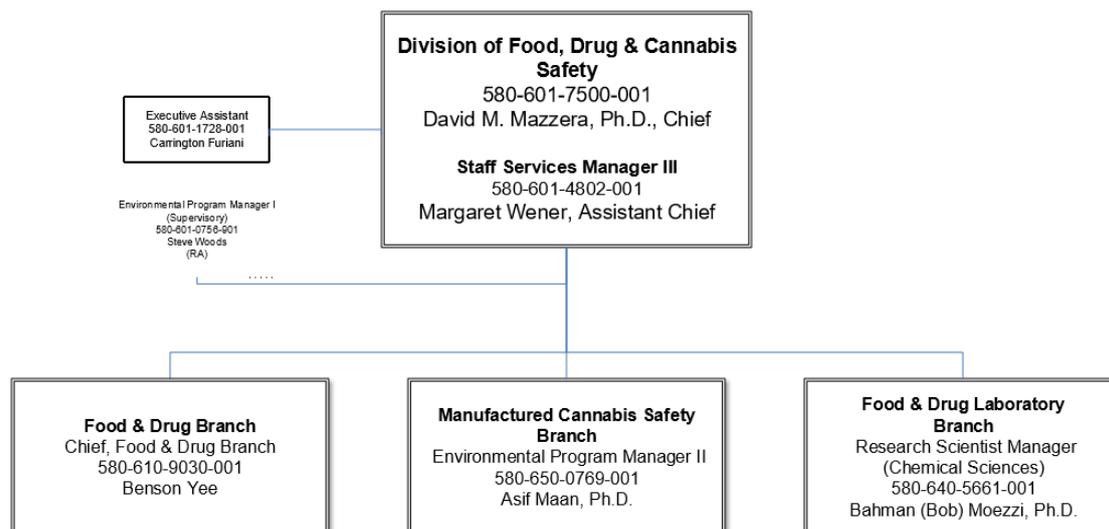
CDPH で食品安全問題を所管するのは次の部署である。

- 環境衛生センター（Center for Environmental Health）の食品・医薬品・大麻安全部門（DFDCS：Division of Food, Drug, and Cannabis Safety）の食品・医薬品ブランチ（FDB：Food and Drug Branch）：

<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FoodandDrugBranch.aspx>

---

<sup>27</sup> CHHS(2020 年 1 月 28 日アクセス) ”CHHS Departments 2017”  
<https://www.chhs.ca.gov/wp-content/uploads/2018/01/CHHS-Depts-2017.pdf>



DFDCS の組織図<sup>28</sup>

(5) 化学物質管理を所管している部局についての概要

CDPH は、感染症予防や環境衛生から低所得層の女性や子どもの支援にいたる公衆衛生の包括的な分野を所管し、カリフォルニア州の住民とコミュニティの福祉 (well-being) にとって重要な機能を果たしている。食品の安全もそのひとつで、これは CDPH の環境衛生センターにある食品・医薬品・大麻安全部門 (DFDCS) の食品・医薬品ブランチ (FDB : Food and Drug Branch) が担っている。

FDB は、食品が安全で異物混入や不当表示・広告がなされていないことを保証し、それによって消費者の健康を保護し改善することを目的とする食品安全プログラム (Food Safety Program) <sup>29</sup>を実施している。また、同じく DFDCS に属する食品・医薬品研究所ブランチ (FDLB) と協力し、その試験結果を用いて人々の健康に対する懸念の評価を行っている。

(6) 予算

2019 年 6 月 27 日に制定された CHHS の 2019-2020 会計年度 (FY2019-2020) 予

<sup>28</sup> DFDCS(2020 年 1 月 28 日アクセス)“Organization Chart”  
[https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/CDPH%20Document%20Library/Org\\_Chart\\_DFDCS\\_2020.pdf](https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/CDPH%20Document%20Library/Org_Chart_DFDCS_2020.pdf)

<sup>29</sup> CDPH(2020 年 1 月 28 日アクセス)“Food Safety Program”  
<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FDBPrograms/FoodSafetyProgram.aspx>

算総額は約 1630 億 1825 万ドルである。そのうち、DPH および環境衛生センターの 3 会計年度の予算額は次のようになっている。

DPH および環境衛生センターの 3 会計年度の予算額（単位：1000 ドル）<sup>30</sup>

部 署	FY2017-18	FY2018-19	FY2019-2020
公衆衛生部（CDPH）	3,012,123	3,169,192	3,419,894*
うち環境衛生センター	115,284	125,903	146,032

\*CHHS 全体の一覧にある CDPH の「3,420,974」（単位：1000 ドル）となっている。そこにはインフラ関連の支出が含まれているが、上記表の数字には含まれていない。

<sup>30</sup> Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)” 2019-20 State Budget – Health and Human Services”

<http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/Agency/4000>

Department of Finance(2020 年 1 月 28 日アクセス)”Health and Human Service”

注) 部署別 (87 ページ参照)

<http://www.ebudget.ca.gov/2019-20/pdf/Enacted/GovernorsBudget/4000.pdf>

## 2.2 化学物質一般

### 連邦法

米国において新規化学物質の製造および輸入前の届出、化学物質の評価、既存化学物質の規制措置など日本の化審法に相当する一般化学品を規制する法令は、有害物質規制法、一般に TSCA (Toxic Substances Control Act)<sup>31</sup>として知られるものとなる。1976年に制定されたこの法令は、米国で製造(輸入を含む)、加工または商業的流通がなされる化学物質のうち、人の健康や環境に対する不当なリスク(unreasonable risk)をもたらすおそれがある物質とその用途を特定し、管理することを目的としている。下記第 I 編から第 VI 編で構成され、一般化学物質の管理の観点からは第 I 編の規定が主に重要となる。

TSCA 構成

第 I 編	有害物質の管理
第 II 編	アスベストの危険有害性緊急措置
第 III 編	室内ラドンの削減
第 IV 編	鉛暴露の低減
第 V 編	健康で高性能な学校
第 VI 編	合板製品のホルムアルデヒド基準

第 I 編では、化学物質の製造者と輸入者を対象に以下のような規制手段を定めている。

- 不当なリスクが懸念される化学物質の試験要件
- 新規化学物質の製造および輸入前の届出要件 (PMN)
- 懸念される新規用途に供される既存化学物質の規制 (SNUR)
- 健康や環境への影響が懸念される化学物質の製造および流通の禁止または制限
- 米国で製造・輸入・加工された化学物質のリスト (TSCA インベントリー) の維持管理
- 企業による記録の保管や報告要求など

上記 TSCA は連邦法であり、州の別に関係なく、輸出入を含め米国国内の製造者、輸入者、加工業者、流通業者等一律に適用される規制である。連邦法と州法の関係について、TSCA では第 18 条「優先権 (州の法規に対する連邦法規の優先、Preemption)」等でその関係性を定める規定を設けている。次ページにその詳細を報告する。

### 連邦と州の協力関係

<sup>31</sup> U.S.C.(2020年1月24日アクセス) CHAPTER 53—TOXIC SUBSTANCES CONTROL”  
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter53&edition=prelim>

- **州法の効力等の保持**

- 州は、いかなる化学物質に関しても、またその特定の利用や化学物質のもたらすリスクに関しても、EPA がまだ対処していない事柄についてはこれまでのアクションをつづけることができる。
- 州の既存の（2016年4月22日以前の）要求事項には、グランドファーザリング（新法令の適用を免除し、以前から存在していた法令を優先させること）が適用される。
- 2003年8月31日に効力のあった州法にもとづく州の既存または新規の要求事項は、その効力が維持される。
- 大気、水、および廃棄物処理・処分に関する州の環境規制の権限は維持される。
- 州と連邦政府は、同一の規制を共同で執行することができる。

- **優先権（州の法規に対する連邦法規の優先、Preemption）**

- ある化学物質に関する州のアクションは、以下の時点でプリエンプトされる（連邦法規が優先される）。
  - その化学物質が安全であることをEPAが（リスク評価によって）明らかにしたとき
  - その化学物質のリスクに対処するための最終アクションをEPAがとったとき
- ある化学物質に関する州のアクションは、その化学物質に関するEPAのリスク評価が進行しているあいだは一時的に「中断」されるが、以下の時点でその中断は解かれる。
  - EPAがリスク評価を完了したとき
  - EPAがリスク評価を期限内に完了しなかったとき

- **適用除外**

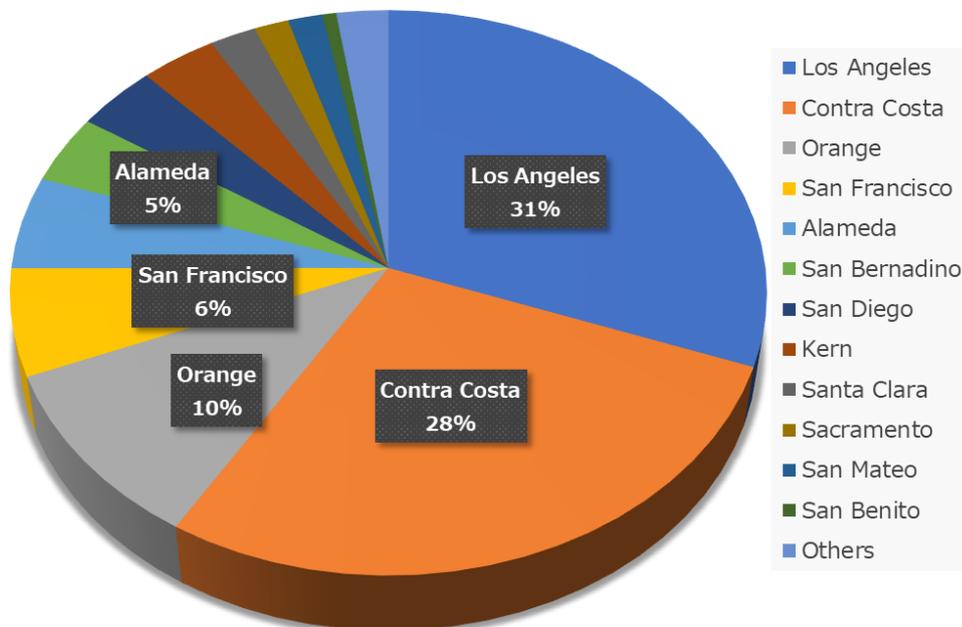
- 州は、通常の優先権に対しても、アクションの「中断」という意味での優先権に対しても、ウェイバー（優先権の適用除外）を求めることができる。
- 一定の条件が満たされた場合、EPAは通常の優先権の適用除外を認めることができ、また、「中断」という意味での優先権の適用除外を認めなければならない。

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州においても、新規化学物質の製造および輸入前の届出、化学物質の評価、既存化学物質の規制措置など日本の化審法の要件に相当するものは、TSCA の規制要件となり、その遵守対応が求められる。

TSCA の中には化学物質データ報告 (CDR) とよばれる制度がある。既存化学物質リストである「TSCA インベントリー」に記載されている化学物質を一定量以上製造または輸入する者に対し、その化学物質についての情報を 4 年ごとに EPA に報告することを義務づけている制度である。このデータ報告に基づくカリフォルニア州についての情報を概括する。

CDR 報告 2016<sup>32</sup>によると、カリフォルニア州からの報告項目数は 1,243 件で、報告が多い地域はロサンゼルス、コントラコスタ、オレンジ、サンフランシスコなどと続いている。



地域別 CDR 報告割合

但し、カリフォルニア州においても別途有害化学物質を規制する様々な規制が敷かれている。代表的なものに「プロポジション 65」の名で知られる「1986 年の安全飲料水・有害物質取締法」がある。同法の詳細報告は本報告(f)項に設けているため、そちらの報告を参照されたい。

<sup>32</sup> EPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“2016 Chemical Data Reporting results”  
<https://www.epa.gov/chemical-data-reporting/2016-chemical-data-reporting-results>

## 2.3 PRTR

### 連邦法

特定の化学物質の排出量・移動量の把握・届出を規定する日本の化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に相当する米国の法令は、緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA, The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act）<sup>33</sup>として知られている。EPCRA は、土壌汚染対策法である『包括的環境対策補償責任法』（CERCLA）を改正する『スーパーファンド改正・再授權法』（SARA）の Title III として成立した独立法である。

EPCRA は、有害化学物質の貯蔵や取扱いにより生じる環境被害や人健康への被害に対する懸念に応答する形で 1986 年に制定された法律である。EPCRA が定める主要な規定の一つに、「有害化学物質排出インベントリー（Toxic Release Inventory, TRI）」として知られる、事業者による有害物質の環境中への放出量等の報告を義務付けるものがある。より具体的には、対象となる施設の所有者または管理者は、前の暦年に施設で基準量を超えて製造（輸入を含む）、加工、または使用された有害化学物質の環境中への放出について、所定のフォームを用いて毎年 7 月 1 日までに連邦 EPA と州政府へ報告しなければならない。

TRI の報告対象となる物質は規則 40 CFR §372.65 に列挙されており、EPA ウェブサイトの情報（2020 年 1 月 24 日 Access）によると、33 カテゴリー、755 物質がリストに含まれている。対象となる化学物質は「癌など慢性的なヒトの健康への影響」「著しく有害な急性のヒトの健康への影響」「極めて有害な環境影響」のいずれか一つ以上の影響を引き起こす物質となる。

報告義務が生じる閾値や、特定の産業部門に属していること、常勤従業員の数など、事業者が報告要件を課せられる条件は他にも設けられている。

TRI の他に、同法にもとづいて事業者には、「地域の緊急時対応計画を作成するための報告」、「施設での偶発的な有害物質放出の際の緊急時報告」、「地域住民の知る権利報告」などがある。同法 § 11041 では、EPCRA は州法および地域の法令に優先するものではないと規定されているが、この条項については、連邦と州で役割の棲み分けがなされているとみるべきである。次ページ以降にみるように、カリフォルニア州では同法に基づく法令が制定され、実施・運用されている。

<sup>33</sup> U.S.C.(2020 年 1 月 24 日アクセス) CHAPTER 116—EMERGENCY PLANNING AND COMMUNITY RIGHT-TO-KNOW”

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter116&edition=prelim>

## **カリフォルニア州の法規**

カリフォルニア州で連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）に相当する法律は、「有害材料放出対応計画およびインベントリー」（HSC Division 20, Chapter 6.95）に定められている。Chapter 6.95 は 5 つの Article で構成されるが、一般企業に係る要件が定められているのは以下の 4 つの Article である。

Article 1 「事業（Business）および地域計画」（§ 25500-25519）

Article 2 「有害材料（hazardous materials）管理」（§ 25531-25543.3）

Article 3 : 1986 年の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（§ 25545）

Article 4 : 2007 年のカリフォルニア有害化学物質排出インベントリー・プログラム法（§ 25546-25546.5）

これらとは別に、カリフォルニア州には「拡張的な PRTR 法」と呼ばれる「1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法」（HSC Division 26, Part 6）がある。

以下に有害材料放出対応計画およびインベントリー法とそれらの実施規則についてまとめる。また、1987 年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法についても簡単に概説する。

### **制定の経緯**

連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）は 1986 年、1984 年と 1985 年に国内外で立て続けに起こった化学工場の事故を受けて制定された。背景としては、化学事故を想定した地域の緊急時対策と工場が扱う有害化学物質について地域住民が知る必要性に対する国民の認識の変化がある。特に 1984 年 12 月、インドのボパールにある米国ユニオン・カーバイド社の子会社の工場で発生したメチルイソシアネートの大量漏出事事故は、地元自治体の約 3000 人が死亡、15 万人以上が重軽傷を負う甚大な被害をもたらしたことに加え、事故を引き起こしたのが米国企業の子会社だったこともあり、米国内では高い関心を呼んだ。

カリフォルニア州の有害材料事業計画に関するプログラムは、連邦法と同じ 1986 年に策定されている。いっぽう、固定発生源からの有害物質の偶発的放出防止（CalARP）プログラムは、従来の州リスク管理防止プログラム（RMPP）に取って代わるかたちで、1997 年 1 月 1 日に実施が始まった。

## 現行の法令の内容

はじめに有害材料放出対応計画およびインベントリー法の概要をまとめる。

法規名称	有害材料放出対応計画およびインベントリー法 <b>Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory</b> (HSC Division 20, Chapter 6.95)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.95.&amp;article=1&amp;goUp=Y">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.95.&amp;article=1&amp;goUp=Y</a>
所管官庁	州知事緊急サービス室 (CalOES)、環境保護局 (CalEPA)、有害物質規制部 (DTSC)、認定統合プログラム機関 (CUPA)
目的	有害材料 (hazardous material) の適切な取り扱いを確保するとともに、有害材料の偶発的放出の際に健康や環境への危害を防ぐか最小限に抑えるかするための企業による詳細な計画を作成する。また、地元企業が扱う有害材料に関する情報を一般市民が知ることができるようにする。
主な要件	<p><b>Article 1 事業および地域計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CalOES は、他の適切な公的機関との協議などのうえ、事業計画と地域計画*の最低基準に関する規則を採択する。( § 25503(a) ) *地域計画は地方組織である認定統合プログラム機関 (CUPA) が策定</li> <li>事業計画には、有害材料インベントリー、施設のサイトマップ、緊急時対応計画・手順、訓練に関する情報が含まれていなければならない。( § 25505(a) )</li> <li>以下の条件を満たす企業は、 § 25503 に従い採択された規制の基準に従って、有害材料の放出または起こる恐れがある放出に対する緊急時対応に関する事業計画を策定し、実施する。( § 25507(a)(1)(A) ) <ul style="list-style-type: none"> <li>報告年のいかなる時でも以下の値以上の有害材料または有害材料を含む混合物を扱う企業。 <b>液体 : 55 ガロン以上、 固体 : 500 ポンド、 圧縮ガス : 200 立方フィート 等</b></li> </ul> </li> <li>有害材料を取り扱う事業者 (handler) は、本 Article の要件に従って州全域情報管理システム (statewide information management system) に事業計画を電子的に提出し、事業計画が本 Article の要件を満たしていることを証明する。( § 25508(a)(1) )</li> <li>施設の所有者、運転者、または代理人は、期日までに、州全域情報管理システムの情報が完全で正確で連邦法の関連要件を遵守していることを毎年見直し証明する。( § 25508.2 )</li> </ul>

法規名称	<b>有害材料放出対応計画およびインベントリー法</b> <b>Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory</b> (HSC Division 20, Chapter 6.95)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CUPA は、州全域情報管理システムに提出された情報を縦覧可能にすること。(§25509(b))</li> <li>• 有害材料の放出もしくは起こる恐れがある放出は直ちに CUPA に報告されなければならない。( § 25510(a))</li> <li>• CUPA は、本 Article に従う各事業者の検査を少なくとも 3 年に 1 度実施し、本 Article の遵守を決定する。(§25511(b))</li> <li>• 罰則例: 本 Article 違反には 2,000 ドル以下/日の民事責任を負う。( § 25515)</li> <li>• 有害材料の放出等の報告義務 ( § 25510) 違反は 25,000 ドル以下/日以下の罰金、1 年以下の禁固、またはその両方。( § 25515.3)</li> </ul> <p><b>Article 2 有害材料管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連邦大気浄化法 § 112(r)に従って連邦環境保護庁 (EPA) により採択された規制対象物質の偶発的放出防止 (ARP) プログラムは、本 Article で規定された追加条項とともに、州の偶発的放出防止プログラムとなる。このプログラムは、CalOES および都市や郡の適切な管理機関により実施される。( § 25533(a))</li> <li>• 1 つ以上の対象プロセス (連邦規則 CFR Title 40 の § 68.115 に定められたやり方で固定発生源に存在すると判断される閾値を超える量で規制物質が存在するプロセス) (後述の実施規則の定義参照) があり、規制対象物質の事故リスクの重大な可能性があるとして管理機関に判断された固定発生源は、リスク管理計画 (RMP) の作成と提出を要求される。( § 25534(a) &amp; (b)(1)).</li> <li>• 本 Article 違反には 5,000 ドル/日以下の民事責任など。( § 25540)</li> <li>• 本 Article にのっとって策定された規則や基準等の違反には 10,000 ドル/以下の民事罰。( § 25540.5)</li> </ul> <p><b>Article 3 1986 年の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CalOES は、連邦の「緊急時対応計画および地域住民の知る権利法」(EPCRA) と本章を遵守しなければならない施設を対象とする情報ガイドラインを作成するとともに、管理機関がそれらの施設にガイドラインを完全に配布できるよう支援する。( § 25545)</li> </ul>

法規名称	<b>有害材料放出対応計画およびインベントリー法</b> <b>Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory</b> (HSC Division 20, Chapter 6.95)
	<b>Article 4 2007年のカリフォルニア有害化学物質排出インベントリー・プログラム法</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2009年1月1日までに、DTSCは「カリフォルニア有害化学物質排出インベントリー (TRI)・プログラム」を策定し実施する。DTSCはプログラムの実施に際し、本 Article により課される要件は連邦法と等しく厳しいことを確保すると連邦法の要件を遵守する。( § 25546.3(a)&amp;(b))</li> <li>• DTSC のプログラムのもと、連邦規則で同じ情報を含む有害化学物質排出フォームの提出を求められていない施設も、既存の連邦規則に従って、同フォームを DTSC に提出する。( § 25546.4(a))</li> <li>• DTSC は原則、施設が連邦規則に従って使用しているものと同じ報告フォームの利用を求め、情報が統合されていることを確保すること。DTSC はまた、フォームの情報の送信方法も規定すること。(同(d))</li> </ul>
対象物質	<b>Article 1 有害材料 (hazardous material)</b> <b>【定義】</b> (1) 職場や環境中に放出された場合、その量、濃度、または物理的／化学的特性のために、人間の健康と安全または環境に重大な危険を現在または潜在的にもたらす § 25501(n)(2) にリストされた物質、または同(3)に従って採択された条例で指定された物質。( § 25501(n)(1)) (2) 製造者または生産者が有害物質情報・訓練法 (次項参照) 等に従って物質安全データシート (MSDS) を作成する必要がある物質または製品、および連邦規則 Title 49 や州規則 Title 8 の § 339 に従ってリストアップされた物質 (同(2)(A))  <b>Article 2 規制対象物質 (regulated substance)</b> <b>【定義】</b> (1) 連邦規則 CFR Title 40 の § 68.130 にリストアップされた物質 <sup>34</sup> 、または (2) 連邦規則 (CFR Title 40, Chapter I, Subchapter J, Part 355, Appendix A) に収載されている極めて有害な物質* ( § 25532(j))

<sup>34</sup> CFR(2020年2月14日アクセス) Title 40, Chapter I, Subchapter C, Part 68, Subpart F, §68.130”  
[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=b79fca8adfce30793d2385f05ddb485f&mc=true&node=se40.17.68\\_1130&rgn=div8](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=b79fca8adfce30793d2385f05ddb485f&mc=true&node=se40.17.68_1130&rgn=div8)

法規名称	有害材料放出対応計画およびインベントリー法 <b>Hazardous Materials Release Response Plans and Inventory</b> (HSC Division 20, Chapter 6.95)
	* CalEPA や CalOES によれば、規則 § 2770.5 のリスト <sup>35</sup> に記載されている物質である。  <b>Article 4</b> 有害化学物質 (toxic chemical) <b>【定義】</b> 連邦規則 (CFR Title 40, Chapter I, Subchapter J, Part 372, Subpart D) に従ってリストアップされた物質 <sup>36</sup> (§ 25546.2(g))

この法律の Article 1 に関する実施規則の概要は次のとおりである。

法規名称	有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則 <b>Hazardous Materials Release Reporting, Inventory, and Response Plans</b> (CCR Title 19, Division 2, Chapter 4)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) 、認定統合プログラム機関 (CUPA)
目的	法律参照
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告要件 (Article 2) 有害材料の放出または起こる恐れがある放出に関する即時の口頭での報告に関する要件、および文書による緊急時放出に関するフォローアップ通知を求められた場合の要件などを規定している。</li> <li>● 地域計画の最低基準 (Article 3)</li> <li>● 事業計画の最低基準 (Article 4) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画の一般要件 (§ 2651)</li> <li>・ 有害材料インベントリー報告要件 (§ 2652)</li> <li>・ 有害材料インベントリーの代わりにの要件 (§ 2653)</li> <li>・ 有害材料インベントリーの提出 (§ 2654)</li> </ul> </li> </ul>

<sup>35</sup> CCR(2020年2月14日アクセス)“Title 19, Division 2, Chapter 4.5, Article 8, §2770.5”  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I516D6E646FB64705A6C27D312603CDCE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I516D6E646FB64705A6C27D312603CDCE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))

<sup>36</sup> CFR(2020年2月14日アクセス)“Title 40, Chapter I, Subchapter J, Part 372, Subpart D”  
<https://www.ecfr.gov/cgi-bin/retrieveECFR?gp=&SID=bf3974db3dbe91556c5013faafe7f47f&mc=true&n=sp40.30.372.d&r=SUBPART&ty=HTML>

法規名称	有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則 <b>Hazardous Materials Release Reporting, Inventory, and Response Plans</b> (CCR Title 19, Division 2, Chapter 4)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害材料インベントリー提出オプション (§ 2655)</li> <li>緊急時対応計画および地域住民の知る権利法の遵守要件 (§ 2656)</li> <li>カリフォルニア防災コード遵守要件 (§ 2657)</li> <li>緊急時対応計画及び手順 (§ 2658)</li> <li>訓練 (§ 2659)</li> </ul>
対象物質	定義は法律参照

次に、法律 Article 2 の実施規則の概要を以下に示す。

法規名称	カリフォルニア偶発的放出防止 (CalARP) プログラム詳細分析規則 <b>California Accidental Release Prevention (CalARP) Program Detailed Analysis</b> (CCR Title 19, Division 2, Chapter 4.5)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA)、認定統合プログラム機関 (CUPA)
目的	法律参照
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>総則 (Article 1) 「プロセス (process)」とは、規制対象物質にかかわるすべての活動で、それらの物質の使用、保管、製造、取り扱い、現場での移動、またはこれらの活動の組み合わせを含む。相互接続されている容器 (vessel) のグループ、または規制対象物質が潜在的な放出に関与する可能性があるように配置されている個別の容器は、単一のプロセスと見なされる。 (定義を定めた § 2735.3 (xx))</li> <li>登録 (Article 2) RMP の策定を求められた所有者または運転者は登録が必要であること、および登録に必要な情報やデータについて規定している。</li> <li>リスク管理計画の構成要素および提出要件 (Article 3)</li> <li>有害性評価 (Article 4)</li> <li>プログラム 2 防止プログラム* (Article 5) 所有者または運転者は、物質安全データシート (MSDS) など、規制対象物質、プロセス、および機器に関連する最新の安全情報をまとめ</li> </ul>

法規名称	カリフォルニア偶発的放出防止 (CalARP) プログラム詳細分析規則 California Accidental Release Prevention (CalARP) Program Detailed Analysis (CCR Title 19, Division 2, Chapter 4.5)
	て維持する。( § 2755.1(a)(1)) <ul style="list-style-type: none"> <li>• プログラム 3 防止プログラム* (Article 6)</li> <li>• プログラム 4 防止プログラム* (Article 6.5)</li> </ul> <p>*規則では対象プロセスの複雑さ、事故の歴史、サイト外への影響などにもとづき、レベルの異なるプログラムを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 緊急時対応プログラム (Article 7)</li> <li>• 偶発的放出防止のための規制対象物質 (Article 8) 規制対象物質リストが § 2770.5 に規定されている。</li> <li>• 他の要件 (Article 9)</li> <li>• 地方プログラム評価 (Article 10)</li> <li>• 技術支援 (Article 11)</li> </ul>
対象物質	定義は法律参照

最後に、1987 年の大気有害物質 “ホットスポット” 情報・評価法の概要を示す。

法規名称	1987 年の大気有害物質 “ホットスポット” 情報・評価法 Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987 (HSC Division 26, Part 6)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=26.&amp;title=&amp;part=6.&amp;chapter=1.&amp;article=&amp;goUp=Y">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=26.&amp;title=&amp;part=6.&amp;chapter=1.&amp;article=&amp;goUp=Y</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) カリフォルニア大気資源委員会 (CARB)、環境健康有害性評価室 (OEHHA)
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有害大気汚染物質の大気中への放出に対する住民の懸念に応える。</li> <li>• 排出データを収集し、局所的に影響を与える施設を特定し、健康リスクを確認し、近隣住民に有意なリスクを通知し、かつ、それらの有意なリスクを許容レベルまで低減する。</li> </ul>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本パートは以下の施設に適用される。( § 44320) (a) § 44321 に記載されている物質、または反応してそれらの物質を形成する物質を製造、調合、使用、または放出する施設で、全有機ガス (total organic gases)、微粒子、または窒素または硫黄の酸化物を § 44322 に規定された量で放出するまたは放出する可能性のある施設。</li> </ul>

法規名称	<b>1987年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法</b> <b>Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987</b> (HSC Division 26, Part 6)
	<p>(b) 現行の有毒物質の使用または有毒物質の大気放出の調査、インベントリーまたは地区が発表・編集した報告書に記載されている施設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本パートの施設への適用は以下のスケジュールで行われる。( § 44322)          全有機ガス、微粒子、または窒素または硫黄の酸化物を(a) 年間 25 トン以上放出する、または放出する可能性がある施設の場合、1988 年 7 月 1 日に発効。</li> <li>(b) 年間 10 トン超 25 トン未満放出する、または放出する可能性がある施設の場合、1989 年 7 月 1 日に発効。</li> <li>(c) 年間 10 トン未満放出する、または放出する可能性のある施設の場合、CARB は 1990 年 7 月 1 日以前に、本パートに含む施設のクラスを特定し、それらの施設を本パートに含むタイムテーブルを指定する報告書を作成して議会に提出する。</li> <li>● CARB は本セクションに規定されている物質（対象物質参照）を含むリストを作成し維持する。( § 44321)</li> <li>● 対象施設の運転者は、CARB が採用した基準とガイドラインにしたがって、提案された包括的な排出インベントリー計画を作成し、地区に提出する。( § 44340(a))</li> <li>● 運転者は、地区による計画の承認後 180 日以内に計画を実施し、計画に従って地区に報告書を作成し提出する。地区は、承認された報告書に含まれるすべてのモニタリング・データを CARB に送る。( § 44341)</li> <li>● すべての排出インベントリー・データのレビュー後 90 日以内に、地区は、データの検査にもとづき、CARB らと協議して、健康リスク評価の目的で施設に優先順位を付け、分類する。( § 44360(a))</li> <li>● 優先順位付けと分類後 150 日以内に、最も優先度の高いカテゴリーに分類されるすべての施設の運営者は、健康リスク評価を作成して地区に提出する。(同(b)) 地区は健康リスク評価をレビューのため OEHHA に提出する。( § 44361)</li> <li>● 健康リスク評価の承認後、健康リスク評価は施設からの排出に関連する有意な健康リスクがあることを示していると地区が判断する場合、施設の運転者は健康リスク評価の結果をすべての暴露する者に通知する。( § 44362(b))</li> <li>● この施設の運転者はまた、施設運営者は、空中毒性リスク (airborne toxic risk) 低減検査を実施し、計画を地区に提出してから 5 年以内に</li> </ul>

法規名称	<b>1987年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法</b> <b>Air Toxics “Hot Spots” Information and Assessment Act of 1987</b> (HSC Division 26, Part 6)
	施設からの排出を有意なリスクを下回るレベルに低減する結果となるような空中毒性リスク低減対策の実施計画を策定し、有意なリスクの決定から6か月以内に地区に提出する。( § 44391(a)および(f))
対象物質	<p>以下のものを含む物質 (substance) ( § 44321)</p> <p>(a) 労働法典 § 6382 の subdivision(b)の paragraph(1)において参照により特定された物質、および国家毒性プログラム (NTP) により作成され合衆国法典 Title 42 の § 241(b)(4)に従って連邦保健福祉省 (HHS) 長官が発行したリストに記載された物質。ただし、(1) 空気中で検出された証拠がない物質、(2) カリフォルニア州で製造・使用されていない、または製造・使用されていても物理的・化学的特性や製造・使用方法のために空中を浮遊する可能性がない物質、は除く。</p> <p>(b) 上記(1)と(2)を除き、 § 25249.8 で参照または編集された発癌性物質および生殖毒性物質 (プロポジション 65 の規制対象物質)。</p> <p>(c) § 39657 (b) に従って CARB が有毒大気汚染物質として指定した物質、ならびに潜在的な有毒大気汚染物質の候補リストおよび Part 2 の Chapter 3.5 の Article 3 に従って CARB が作成した指定有毒大気汚染物質リストに記載されている物質。</p> <p>(d) 労働法典 § 147.2 に従って確立された現行データのリポジトリによって情報または有害性アラート (information or hazard alert) が発行された物質。</p> <p>(e) 連邦環境保護局 (EPA) の大気質計画・基準局 (Office of Air Quality Planning and Standards) により、大気毒性物質または潜在的な大気毒性物質としてレビューされる物質。</p> <p>(f) 大気中に存在する場合、公衆衛生に対して慢性または急性の脅威を与えると CARB によって認識された追加物質。</p> <p>なお、以下の URL でアクセスできる CARB の基準とガイドラインのウェブページで物質リスト Appendix A (List of Substances) を入手できる。  <a href="https://ww3.arb.ca.gov/ab2588/2588guid.htm#currentregs">https://ww3.arb.ca.gov/ab2588/2588guid.htm#currentregs</a></p>

## 運用状況

カリフォルニア州有害材料放出対応計画およびインベントリー法の事業計画 (Article 1) と偶発的放出防止 (CalARP) プログラム (Article 2) は、環境保護局 (CalEPA) が全体を

監督する統合プログラムの一部で、関連する基準やプログラムの策定は州知事緊急サービス室 (CalOES) ——具体的には同室火災・救助部門 (Fire and Rescue Division) にある有害材料課 (Hazardous Materials (HazMat) section) ——が主として担い、それらを地方組織の認定統合プログラム機関 (CUPA) が現場レベルで実施している (4-2-3. 関連組織にあるカリフォルニア環境保護局の「統合プログラム」参照)。このプログラムの全貌は、法規の規定ではわかりにくいため、以下に改めて概説する。

## ■ Article 1 事業計画

有害材料事業計画 (HMBP) プログラムとも呼ばれる Article 1 は、有害材料の放出により住民や環境が被る損害を防ぐか最小限にとどめるとともに、「地域住民の知る権利法」の要件を満たすことを目的としている。そのため、一定量以上の有害材料または有害材料を含む混合物を扱う企業に対し、「事業計画」の作成を通して緊急時対応を計画することを義務付けている。

この事業計画に含まれるのは以下のものである。

- 施設にある有害材料のインベントリー
- 報告義務のある有害材料の放出または起こる恐れがある放出時の緊急時対応計画と手順
- 有害材料の放出または起こる恐れがある放出時における安全手順の全新任従業員を対象とした訓練および全従業員を対象とした年次訓練
- 北の方向表示、荷物の積み降ろしエリア、有害材料の取り扱いおよび貯蔵エリア、緊急時対応施設などを含むサイトマップ

企業には毎年、その計画の情報が正確であることを証明することも義務付けられている。また、計画そのものも少なくとも 3 年に 1 度は見直し、改訂が必要か否かを判断するとともに、必要な改訂を行ったことを CUPA に証明する必要がある。

事業計画に含まれる情報は現在、環境保護局が管理するオンラインのカリフォルニア環境報告システム (CERS : California Environmental Reporting System) を通して電子的に報告することが義務付けられている<sup>37</sup>が、この事業計画プログラムの要件を遵守することで、連邦 EPCRA の Section 311 と 312 の報告要件を満たすことができる、と CalOES は説明

---

<sup>37</sup> CalEPA(2020年2月14日アクセス)“About CERS”

<https://cers.calepa.ca.gov/about-cers/>

している<sup>38</sup>。連邦法は全米の施設の所有者や運転者に対し、連邦労働安全衛生法（OSHA）の危険有害性周知基準（HCS）にもとづき安全データシート（SDS）を作成し利用可能な状態で維持するとともに、毎年 3 月 1 日に有害化学品のインベントリーを州の緊急時対応委員会（SERC）、地域の緊急時計画委員会（LEPC）、および地域の消防署（fire department）へ提出することを義務付けている。この際、提供を求められるのが Tier I フォームか Tier II フォームで、カリフォルニア州は Tier II フォームの提供を求めている<sup>39</sup>。

CalOES は、事業計画に関する FAQ というかたちで州法と連邦法の要件を比較してまとめたガイダンス資料を作成している。この資料は以下の URL で読むことができる。

- Hazardous Material Business Plan FAQ :  
<https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf>

## ■ Article 2 偶発的放出防止プログラム

カリフォルニア州の偶発的放出防止（CalARP）プログラムは、閾値を超えて規制対象物質を扱うすべての施設に対し、CalARP 登録フォームの提出とともに、現在または過去の放出、放出による影響の可能性、放出防止または放出の影響を最小限にとどめるための計画などをまとめたリスク管理計画（RMP）の作成を義務付けている。

RMP は敷地外影響分析、プロセスの有害性評価、偶発的放出防止プログラムの実施を求めており、以下のものを盛り込む必要がある。

- ワーストケース・シナリオ評価の影響を特定する施設有害性評価、放出防止プログラム
- きわめて有害な原料を含むシステムの規定されたメンテナンス、モニタリング、運転者やメンテナンス担当者を対象とする訓練などを含む放出防止プログラム
- 作業員を対象とする緊急時対応訓練、放出事故発生時の住民や対应当局への情報提供手順などを含む緊急時対応プログラム

RMP は地域の CUPA に提出する。対象プロセスを持つ新規施設や対象プロセスを改造した施設は、プロセスの運転開始前に RMP を作成しなければならない。また、提出した RMP は 5 年以内に改訂し再度提出することが義務付けられている。

---

<sup>38</sup> CalOES(2020年2月14日アクセス)” Hazardous Materials Section News / Updates”  
<https://www.caloes.ca.gov/cal-oes-divisions/fire-rescue/hazardous-materials/hazmat-business-plan>

<sup>39</sup> EPA(2020年2月14日アクセス)” EPCRA Sections 311-312”  
<https://www.epa.gov/epcra/epcra-sections-311-312>

対象施設には、アンモニア、塩素、二酸化硫黄、ブタン、燻蒸剤などを大量に使うところがほとんどで、水および下水処理プラント、冷却貯蔵施設、発電施設、めっき工場、半導体施設などが該当する可能性がある<sup>40</sup>。

CalOES は、CalARP に関しても FAQ というかたちで州法と連邦法の要件を比較してまとめたガイダンス資料を作成している。CalARP と RMP に関する DTSC の情報は、以下の URL で閲覧できる。

- California Accidental release prevention program FAQ :  
<https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/CalARP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf>

#### ■ Article 4 有毒放出インベントリー

連邦 EPCRA は、特定の有害化学物質を報告閾値を超える量で製造、加工、または使用する企業に対し、650 種を超える化学物質や化学物質グループの放出や処分に関する情報を連邦 EPA と州当局に毎年報告することを義務付けている。カリフォルニア州では、州の報告先は DTSC となっていたが、連邦 EPA との州 TRI データ交換に関する取り決めにより、現在、カリフォルニア州の施設は DTSC に TRI データを提出する必要はなくなっている。DTSC によると、TRI-MEweb という TRI 報告専用アプリを使って、またはハードコピーで連邦 EPA に提出された TRI データは、この取り決めにより、DTSC に転送されるしくみになっているという。

カリフォルニア州の TRI 報告に関する DTSC の情報は、以下の URL で閲覧できる。  
<https://dtsc.ca.gov/caltrip/>

#### ■ 大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法

この法律は、リストに掲載された有害な大気汚染物質を排出するなどの条件を満たす施設に対して排出インベントリーの作成と報告を求めるとともに、優先的な対応の必要性が認められた施設に対し、健康リスク評価の実施、影響が及ぶ範囲内の住民などへの健康リスク評価結果の通知、リスク低減計画の作成と実施などを義務付けている。対象企業や対象物

---

<sup>40</sup> DTSC(2020年2月14日アクセス)“Trinity CUPA California Accidental Release Prevention Program”  
<https://dtsc.ca.gov/trinity-cupa-california-accidental-release-prevention-program/>

質は環境保護局のカリフォルニア大気資源委員会（CARB）が決定し、健康リスク評価のガイドラインの作成や企業が作成した健康リスク評価の審査は環境健康有害性評価室（OEHHA）が担うが、ガイドラインや諸手続きの実施は郡などの地区（district）レベルで行われている。各地区のプログラムの結果などをまとめた年次報告書は、以下の URL から確認することができる。

<https://ww3.arb.ca.gov/ab2588/reports.htm>

そのほかの関連情報は以下の URL を参照されたい。

- OEHHA 関連情報：  
<https://oehha.ca.gov/air/air-toxics-hot-spots>
- この法律の実施規則（CCR Title 17, Division 3, Chapter 1, Subchapter 3.6 & Subchapter 7.6）：  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

## ■ 執行状況

環境保護局が発行した「2017 年の環境遵守および執行報告書（2017 Environmental Compliance and Enforcement Report）」<sup>41</sup>によると、6 つのプログラムから成る統合プログラムに関して、カリフォルニア州の CUPA は 2017 年時点で 16 万社を超える事業者を規制しており、同年は統合プログラムに関する規制検査を 13 万 5000 回以上実施した。その結果、特定された規制違反は合計で 14 万 9000 件を超えたとあるが、プログラムごとの違反件数は明らかにされていない。2017 年に CUPA が課したペナルティは、総額 115 万 3238 ドルだった。

## 今後の予定

カリフォルニア州では 2019 年 7 月、連邦の緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA）に従い Tier II フォームの情報を提出する必要のない有害材料取扱者の事業計画の提出頻度を変更する法律（法案番号：AB 1429）が成立し、この法律は 2020 年 1 月 1 日に発効した。これにより、EPCRA の Tier II フォームの提出を義務付けられておらず、陸上石油貯蔵法（APSA）の要件の対象ではない有害材料の取扱者は、2020 年 1 月 1 日以

---

<sup>41</sup> CalEPA(2020 年 2 月 14 日アクセス)“2017 Environmental Compliance and Enforcement Report”  
[https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement\\_report\\_2017.pdf](https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement_report_2017.pdf)

降、従来のように毎年ではなく、3年ごとに事業計画を提出すればよいことになった。

ただし、EPCRA または APSA の対象であるか否かにかかわらず、有害材料を取り扱うすべての者は、SERS の情報を毎年見直し、それらが完全で正確で、かつ EPCRA の要件を遵守していることを証明しなければならない。EPCRA または APSA 要件の対象となる取扱者は、これまでと同様、事業計画を毎年提出する必要がある。

新法 (AB 1429) のテキストは、以下の URL で読むことができる。

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200AB1429](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB1429)

また、AB 1429 の内容をわかりやすく解説したガイダンス文書は、以下の URL で読むことができる。

<https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20AB%201429%20-%20Dec2019.pdf>

## 2.4 毒物

### 連邦法

毒物劇物取扱者の選任・届出、容器・貯蔵場所に所定の表示、製造・輸入・販売における登録などを規定する毒劇法（毒物及び劇物取締法）に直接相当する米国の法令は見当たらない。但し、「極めて有害な物質」を特定し、その施設への受け入れ、あるいは生産後に通知を求めるといったように、毒劇法の要件に類似の要件を規定する連邦法は確認されている。

(b)項でも報告した「緊急時対応計画および地域住民の知る権利法（EPCRA、The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act）<sup>42</sup>」では、事業者に対して「地域の緊急時対応計画を作成するための報告」を求めているが、その内容は、「極めて有害な物質」（40 CFR § 355 附表 A および B）が基準計画量（同表に記載）以上存在する施設は、その物質を施設に受け入れてから、あるいは生産してから 60 日以内に、施設が所在する州の緊急時対応委員会（SERC）に対し、緊急時対応計画作成に関する要件の対象になる旨、通知しなければならないというものである。

他方、特定の物質を特定し、容器等への表示要件を定める法令は 1960 年より米国にも存在し、連邦有害物質法（FHSA、The Federal Hazardous Substances Act）<sup>43</sup>として知られている。FHSA は消費者が安全を保持し、製品を使用し、事故が起こった際にはすぐに救急措置に関する情報を提供することができるよう、主に有害な家庭用製品やその容器等に関する予防的なラベル表示要件（例：16 CFR § 1500.3）を規定している。同法に違反して、不正表示（misbranded）がなされている有害物質や禁止有害物質、製品の取扱いについては罰則規定が設けられている。

同法における「有害物質（hazardous substance）」とは、毒性、腐食性、刺激性、強力な感作性、引火性、可燃性等の物質あるいはその混合物、消費者製品安全委員会（CPSC）が定める規則により特定されるもの、放射性物質、電氣的、機械的、または熱的有害性を生じ、規則により特定される、子どもによる使用を意図された玩具およびその他成形品などと特定されている（16 CFR §1500.3）。

FHSA では州間取引（interstate commerce）に焦点を当てている。次ページ以降に見るように、州内の規制については各州が規制を設けている

---

<sup>42</sup> U.S.C(2020 年 1 月 24 日アクセス)“CHAPTER 116—EMERGENCY PLANNING AND COMMUNITY RIGHT-TO-KNOW”

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter116&edition=prelim>

<sup>43</sup> U.S.C(2020 年 1 月 24 日アクセス)“CHAPTER 30—HAZARDOUS SUBSTANCES”

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter30&edition=prelim>

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州には「カリフォルニア有害物質法」という「連邦有害物質法」に相当する法律が存在する。以下にこの法律について概説するが、同法は、電氣的、機械的、熱的な有害性を示す玩具など、かならずしも化学品とは限らない家庭に存在する「有害物質」を対象に、有害性を警告する適切なラベル表示で消費者を保護することに主眼を置いた内容となっている。なお、日本の毒劇法に近い規制要素は、有害物質の購入者に安全データシート（MSDS）の提供を製造者に義務付ける有害物質情報・訓練法や、発癌性物質使用者の身元を特定して法律の要件について通知し教育することを当局に義務付ける 1976 年の職業発癌性物質規制法（ともに(d) 労働安全衛生を参照）などにも見ることができる。

### 制定の経緯

連邦有害物質法は 1960 年、家庭での使用を意図して州際通商で販売される有害物質の包装材料の注意ラベル表示について、全米で統一された要件を定める目的で制定された。この法律に相当するカリフォルニア有害物質法は、もともとは 1962 年に制定されたが、現在、州健康・安全法典に編纂されているテキストには、1995 年に制定された法律で追加された、と記録されている。その目的は、家庭内や家庭の周辺で使用されるすべての有害物質に十分な警告、注意事項、および応急措置の説明をラベル表示することを確保し、それによって消費者を偶発的な被害から保護することである。

かつては州公衆衛生部（Public Health Department）が所管していたが、現在、この部は存在していない。また州議会のウェブサイトでは、1999 年以前に成立した本法の当時の情報は閲覧不可能である。関係がありそうな現在のカリフォルニア保健・ヒューマンサービス局や環境保護局にも問い合わせしてみたが、どちらもこの法律の当局は把握しておらず、この法律の制定の経緯に関するこれ以上の情報は確認できなかった。

### 現行の法令の内容

法規名称	カリフォルニア有害物質法 <b>California Hazardous Substances Act</b> (HSC Division 104, Part 3, Chapter 4)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=4.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=4.&amp;article=</a>
所管官庁	公衆衛生部（Public Health Department）。現在は存在していない。
目的	家庭で使用される有害物質に十分な警告などを伴う適正なラベル表示を行うことを保証し、消費者を偶発的な被害から保護する。

法規名称	カリフォルニア有害物質法 <b>California Hazardous Substances Act</b> (HSC Division 104, Part 3, Chapter 4)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不当表示 (misbranded) 有害物質や禁止 (banned) 有害物質の包み (package) の州内での製造、生産、調剤、調合、梱包、販売、販売目的の提供、販売目的の維持、または同州への導入を禁止する。( § 108240)</li> <li>● 不当表示有害物質または禁止有害物質を輸入または受領した者、他者への配達を申し出た者なども軽罪で有罪である。( § 108245)</li> <li>● 再利用された食品、医薬品、化粧品容器、または再利用容器ではないがラベル表示や他の識別により食品、医薬品、化粧品容器として識別可能な容器内の有害物質の梱包、販売、販売目的の提供、または販売目的での維持は、有害物質が不当表示されたパッケージに入れられることになり、違法である。( § 108250)</li> <li>● 当局は、容器が食品、医薬品、または化粧品の容器と間違えられる可能性があり、それを閉じるもの (closure) は開けやすいために健康に害を及ぼす可能性があるとして判断する場合、規制によりその容器の使用を禁止できる。( § 108255)</li> <li>● 有害物質に関するラベル表示の全体または一部の変更、切断、破壊、抹消、除去、または有害物質に関するその他の行為は、それによってアーティクルが不当表示有害物質または禁止有害物質になる場合、違法である。( § 108260)</li> </ul>
対象物質	<p><b>有害物質 (hazardous substance) ( § 108125)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒性、2) 腐食性、3) 刺激性、4) 強力な感作性物質、5) 引火性または可燃性、6) 分解、熱などにより圧力を発生する物質または物質の混合物で、子どもによる合理的に予測可能な摂取を含め、慣習的または合理的に予測可能な取り扱い、または使用中もしくはその結果として、重大な傷害または実質的な病気を引き起こす可能性がある。</li> <li>● ラベル表示が必要なほど有害と決定された特定の放射性物質</li> <li>● 電氣的、機械的、または熱的な有害性を示すと規則で決定される子ども向け玩具およびその他のアーティクル</li> <li>● 他の連邦法や州法で規制される食品、医薬品、化粧品、核物質、肥料、農薬などは適用免除</li> </ul> <p><b>不当表示有害物質 ( § 108200)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭向け、または子ども向けとして意図または包装された有害物質で、その包装やラベル表示が適用される規則に違反しているもの。</li> </ul> <p><b>禁止有害物質 ( § 108205)</b></p>

法規名称	カリフォルニア有害物質法 California Hazardous Substances Act (HSC Division 104, Part 3, Chapter 4)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>玩具または子ども向けのその他のアーティクルで、有害物質であるもの、またはそれを使う子どもがアクセス可能な方法で有害物質を含むもの。</li> <li>家庭向けとして意図または包装された有害物質で、警告ラベルの有無に関わらず、その物質を州間商取引のチャンネル（ルート）から除外することによってのみ公衆衛生と安全の保護という目的が適切に提供され得るといのが家庭におけるその物質の存在または使用にかかわる有害性の程度や本質だ、という所見にもとづき、当局が規則により「有害物質」と分類したもの。</li> </ul>

## 運用状況

前述のように、現在の所管当局が特定できないため、カリフォルニア有害物質法の運用状況は定かではない。行政機関のあいだでも当局が把握されていないということは、現在はほとんど運用されていないと考えられる。

ただ、州ビジネス・専門職法典の薬局（pharmacy）に関する法律（Division 2, Chapter 9, Article 18, §4240）に次のような規定があることが確認できた<sup>44</sup>。

- カリフォルニア有害物質法は、薬局、薬剤師、および州薬局委員会（State Board of Pharmacy）の管轄対象となる者または場所に適用される。
- 同委員会は、事前の規制通知がなされる場合、一般公衆の健康と安全を保護するため、必要なときはこの法律を執行できる。同委員会の執行は、調剤業務（practice of pharmacy）に著しく関連するか、または重複している有害物質に焦点を当てるものとする。

現状の確認には至らなかったが薬局に関連してこの法律が運用されている可能性はある。

## 今後の予定

現在の所管当局が特定できないため、この法律の今後の予定は定かではない。

### 2.5 労働安全衛生

#### 連邦法

<sup>44</sup> California Legislative Information(2020年2月14日アクセス)“BUSINESS AND PROFESSION S CODE – BPC, DIVISION 2. HEALING ARTS, ARTICLE 18. Poisons”  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=BPC&division=2.&title=&part=&chapter=9.&article=18.](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=BPC&division=2.&title=&part=&chapter=9.&article=18)

職場・作業場での労働者・作業者の安全に関する規定を設ける米国の法令は、労働安全衛生法（OSHA）として知られている。1970年に制定されたOSHAは、米国のすべての労働者に安全で健康的な職場環境を保証することを主たる目的としている。OSHAは労働安全衛生に関する基本的な考えを定めており、具体的な要件は、同法のもとで制定された規則に定められている。このうち一般産業（General Industry）の職場の有害危険物質に関する主な基準は29 CFR Subpart H「有害物質（Hazardous Materials）」に規定されている。

規制項目が設けられている有害物質

§	項目	§	項目
1910.101	圧縮ガス（一般要件）	1910.106	引火性液体
1910.102	アセチレン	1910.107	引火性・可燃性物質使用のスプレー仕上げ
1910.103	水素	1910.109	爆発物および爆破剤
1910.104	酸素	1910.110	液化石油ガスの貯蔵および取り扱い
1910.105	窒素酸化物	1910.111	無水アンモニアの貯蔵および取り扱い

また、化学物質管理に関連して重要な規制内容としては、上記のほかに、Subpart Z「有毒および有害物質」が挙げられる。§ 1910.1200には危険有害性周知基準（HCS）が定められている。そのほか、§1910.1000（大気汚染物質）から§1910.1096（電離放射線）までは37の物質名を冠した項目が並び、一部の物質については許容暴露基準、取り扱い及び、使用に関する要件も規定されている。

現行のHCSはHazCom 2012と呼ばれ、2012年3月、国連GHS（改訂3版）との調和を目的として改正された。HazCom 2012は2016年6月より全面的に施行されている。HCSは、生産または輸入されるすべての化学品（chemical）の危険有害性が必ず分類され、また、その分類された危険有害性に関する情報が、表示やSDS提供等を通じて、必ず雇用者や従業員に伝えられるようにすることを目的としている。

連邦のOSHA § 667「州の管轄権と計画」では、連邦法のOSHAおよびそれに基づいて策定される規則以外の労働安全衛生問題に対して、連邦法は州および特別区が法令を定めることを妨げないとしている。また、連邦OSHAの管轄内容であっても、それに優先する州規則の策定および実施に関する計画を連邦政府の労働省労働安全衛生管理局に提出し、承認を得ることで、州および特別区はその分野で規則を策定することが可能となる。

### カリフォルニア州の法規

前項にあるように、連邦労働安全衛生法（OSHA）の§ 667は州がそれぞれの労働安全衛

生プログラムを策定し実施することを容認しており、2020年2月現在、22州が連邦労働安全衛生局に承認された労働安全衛生プログラムである州計画（State Plan）を保有し実施している。カリフォルニア州はそのうちのひとつで、連邦 OSHA の枠組みを踏襲しつつ、汚染物質への暴露などで独自の基準を持つプログラムを有している。

州内の民間セクターの職場は、州労働安全衛生法（Cal/OSHA）を実施する労働安全衛生部門（DOSH）が所管する。ただし、連邦 OSHA との関係から、連邦の管轄となる分野も一部ある（連邦の管轄範囲は以下の URL を参照）。

<https://www.dir.ca.gov/dosh/calosha-jurisdiction.html>

カリフォルニア州の労働安全衛生に関連する化学物質規制法規には次のものがある。

- **有害物質情報・訓練法と実施規則**

1973年のカリフォルニア労働安全衛生法（Cal/OSHA）（労働法典 Division 5, Part 1）<sup>45</sup>の Chapter 2.5 に収められている。「効果的な基準の実施権限を与え、雇用者による安全で健康的な労働条件の維持を支援・奨励し、かつ労働安全衛生分野の研究、情報、教育、訓練、執行を提供することにより、州のすべての労働者の安全で健康的な労働条件を保証する」（§ 6300）という Cal/OSHA の目的を達成するための手段のひとつとして、製造者や雇用者による職場における化学物質の有害性に関する情報伝達についての要件を定めている。

- **有害な物質および処理規則**

労働法典の「労働安全衛生基準委員会（OSHSB）は、少なくとも4人のメンバーの賛成票により、労働安全衛生基準および命令を採択、修正、または廃止することができる」という規定<sup>46</sup>を根拠に、「雇用のすべての場所における有害物質の使用、取り扱い、および貯蔵に関する最低限の基準」を規則として定めている。労働法典の規定（§ 142.3(a)(2)）によれば、OSHSB が採択する基準は、少なくとも連邦 OSHA のもとで定められる基準と同等の効果がなければならない。

- **危険有害性周知規則**

米国では危険有害性周知基準（HCS : hazard communication standard）として知ら

---

<sup>45</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス)“LAB, PART 1. OCCUPATIONAL SAFETY AND HEALTH”

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=&article=)

<sup>46</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス)“LAB Division 1, Chapter 6 Occupational Safety and Health Standards Board” §142.3(a)(1)”  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=LAB&division=1.&title=&part=&chapter=6.&article=)

れている。カリフォルニア州の HCS は、有害物質情報・訓練法と OSHSB の基準採択権限規定を根拠として規則に定められた。現在、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）の改訂 3 版に準じた内容となっている。

- **1976 年の職業発癌性物質規制法と実施規則**

職場における発癌性物質の使用に関する規制の強化を目的とする法律で、労働法典に定められている。

以下にこれらの法規について概説する。

### **制定の経緯**

米国では、職場の安全は古くから州法で規制されてきた。カリフォルニア州も、1913 年の作業員の補償・保険・安全法（Workmen's Compensation, Insurance and Safety Act of 1913）を皮切りに、労働者の安全に関する法律を数多く制定している。同州の労働法典は 1937 年に制定された。

1970 年に米国全域に適用される連邦労働安全衛生法（OSHA）が制定された際、カリフォルニア州は、連邦と同等以上の効力をもつ基準やプログラムを備えた独自の労働安全衛生プログラム（州計画）を策定し、実施する道を選んだ。1973 年 5 月、カリフォルニア州が前年に提出した州計画が連邦に承認され、同年 10 月、その計画に基づき起草された法律、カリフォルニア労働安全衛生法（Cal/OSHA）が制定された。

この新たな州の労働安全衛生法に大きく影響したのが、1970 年代初頭に州内で起こった 2 件の産業事故——1971 年に Sylmar の地下流水トンネル工事中に起こったメタンガスの爆発事故と 1972 年に Pasadena で起こったフリーウェイの橋の崩落事故——である。これらの事故を受けて州議会が行った当時の労働安全プログラムに関する調査では、労働者をより効果的に保護する新しいスキームの必要性が明らかになった。その結果、1973 年 1 月に州議会に上程された Cal/OSHA 案（法案 AB 150）は、それまでの産業安全プログラムを刷新。同法のもと、当時の産業安全当局は再編され、労働者の安全で健全な労働環境の確保という州の政策を実行する新たなスキームが生まれることになった。

なお、1980 年に制定された有害物質情報・訓練法、および 1976 年に制定された職業発癌性物質規制法の制定の経緯については、関連情報は確認できなかった。

## 現行の法令の内容

最初に有害物質情報・訓練法の概要を示す。

法規名称	有害物質情報・訓練法 <b>Hazardous Substances Information and Training Act</b> (LC Division 5, Part 1, Chapter 2.5)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&amp;division=5.&amp;title=&amp;part=1.&amp;chapter=2.5.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&amp;division=5.&amp;title=&amp;part=1.&amp;chapter=2.5.&amp;article=</a>
所管官庁	労使関係部 (DIR) 労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)
目的	職場において有害物質の特性と潜在的な有害性に関する従業員への必要な情報の伝達を確保する。(法律 § 6361)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DIR 部長は有害物質のリストを作成し、製造者、雇用者、および一般の人々が入手できるようにする。( § 6380)</li> <li>• リストに記載された有害物質の製造者は、その物質の直接購入者に対し、次の情報を含むその物質の安全データシート (MSDS) を作成して提供する。( § 6390 &amp; 6391) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学名、一般名、および CAS 番号</li> <li>・ 火災、爆発、および化学反応の可能性、2) 暴露による急性・慢性の健康影響またはリスク、3) 潜在的暴露経路と過剰暴露の症状、を含む有害物質の使用における危険性またはリスク</li> <li>・ 有害物質の燃焼生成物への暴露の危険性またはリスク</li> <li>・ 有害物質とその燃焼生成物の使用または暴露における適切な注意事項、取り扱い慣行、必要な個人用防具など</li> <li>・ 流出、火災、廃棄、および応急処置の緊急時手順</li> <li>・ この情報を読む人に警告するため、有害物質およびその燃焼生成物がもたらす特定の潜在的健康リスクに関する分かりやすい言葉で書かれた説明</li> <li>・ 情報が作成された月と年、および 1981 年 1 月 1 日以降に発行された MSDS の場合は情報作成製造業者の名前と住所</li> </ul> </li> <li>• DIR 部長は、混合物の製造者または生産者から要請があった場合、企業秘密が公表されないよう保護する。( § 6396)</li> <li>• OSHSB は、以下のガイドラインに従って、雇用者の従業員に対する義務を明記した基準を採択する。( § 6398) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場の物質に関する MSDS は、従業員らが適時に、かつ合理的に入手できるようにする。</li> <li>・ 雇用者は、有害物質にさらされる可能性のある従業員に、書面で、</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	有害物質情報・訓練法 <b>Hazardous Substances Information and Training Act</b> (LC Division 5, Part 1, Chapter 2.5)
	または訓練プログラムを通じて、有害物質の MSDS の内容に関する情報を提供する。
対象物質	<p><b>有害物質</b> (§ 6382(b)) :</p> <p>(1) 国際癌研究機関 (IARC) によってヒトまたは動物の発癌物質としてリストされている物質。</p> <p>(2) 1977 年連邦水質浄化法 (33 USC Sec.1251 以降) の § 307 (33 USC Sec.1317) および § 311 (33 USC Sec.1321) に従って、または改正された連邦大気浄化法 (42 USC Sec.7412) の § 112 に従って有害な大気汚染物質として環境保護庁によって指定された物質で、ヒトの健康にとって有害なリスクが知られているもの。</p> <p>(3) OSHSB により、§ 142.3 に従って空中浮遊化学汚染物質 (airborne chemical contaminant) としてリストされている物質。</p> <p>(4) 州食品・農業法典の § 14004.5 に従って制限材料として食品・農業部長 (director) によって指定された物質で、ヒトの健康にとって有害なリスクが知られているもの。</p> <p>(5) § 147.2 に従って創設された現行データのリポジトリによって情報アラート (information alert) が発行された物質。</p> <p>(6) 連邦危険有害性周知基準 (29 CFR Sec. 1910.1200) の対象に含まれる物質。</p>

以下は有害物質情報・訓練法の実施規則である。

法規名称	有害物質情報・訓練規則 <b>Hazardous Substances Information and Training</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)&amp;bhcp=1</a>
所管官庁	労使関係部 (DIR) 労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)
目的	法律参照
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リストの作成と維持 (§ 337)</li> <li>● プロポジション 65 に関する州計画要件の補足的執行に関する特別な手続き (§ 338)</li> </ul> <p>プロポジション 65 が義務付ける職業暴露警告に関する訴訟が起</p>

法規名称	有害物質情報・訓練規則 <b>Hazardous Substances Information and Training</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5)
	こされた場合に原告側が取る手続き上の要件を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質リスト (§ 339)</li> </ul> 法律で作成が規定された有害物質リスト
対象物質	法律参照

次に、有害な物質および処理規則の概要を示す。

法規名称	有害な物質および処理規則 <b>Hazardous Substances and Processes</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)
目的	雇用のすべての場所における有害物質の使用、取り扱い、および貯蔵に関する最低限の基準を確立する。(§ 5160)
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質の貯蔵 (§ 5164) <ul style="list-style-type: none"> <li>混合した場合、激しく反応したり、有毒な蒸気やガスを発生したり、毒性、酸化力、可燃性、爆発性、またはその他の特性により組み合わせられて危険になる物質は、保管前に適合性 (compatibility) を評価する。不適合な物質は、それらの偶発的な接触を防ぐために、仕切りなどによって分離して保管しなければならない。</li> <li>有害物質は、有害物質の種類と量に対して化学的に不活性 (inert) で適切な容器に保管する。</li> <li>危険物質の容器は、損傷または劣化を引き起こすような場所や方法で、また破裂や漏れを生じさせるほどの熱にさらされる場所に、保管してはならない。</li> <li>有毒、有害、腐食性、窒息、窒息、または麻酔の煙、ガス、または蒸気を危険な量で放出する物質の包装に使用される容器は、従業員が暴露されることが合理的に予想される場所に保管してはならない。</li> </ul> </li> <li>有害物質に係る機器および処理 (§ 5167) <ul style="list-style-type: none"> <li>混合時に飛散、飛散、噴霧、沸騰、または極端な温度を生じる 1 つ</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	<p>有害な物質および処理規則  <b>Hazardous Substances and Processes</b>  (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109)</p>
	<p>または複数の危険物質を攪拌または混合する必要がある場合は常に、従業員は、シールドまたは、実行可能な場合は、提示される危険に対して適切なその他の手段によって有害な接触または暴露から保護されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 可燃性ダスト—— 一般 (§ 5174)</li> <li>● 可燃性金属 (§ 5175)</li> <li>● 自然発火物質 (§ 5176)</li> <li>● 自然発火性材料 (§ 5177)</li> <li>● 穀物取り扱い施設 (§ 5178)</li> <li>● 蓄電池システム (storage battery system) (§ 5184)</li> <li>● 蓄電池の交換と充電 (§ 5185)</li> <li>● 急性有害物質の処理安全管理 (§ 5189)  § 5189 の附属書 A-急性有害化学物質、毒性および反応性物質のリスト (必須)</li> <li>● 実験室での有害化学物質への職業暴露 (§ 5191)</li> <li>● 有害廃棄物処理 (operation) および緊急時対応 (§ 5192)</li> <li>● 危険有害性周知 (§ 5194) → <b>別途概要参照</b></li> <li>● ドットマーキング、プラカード、ラベルの保持 (§ 5194.1)</li> <li>● 亜酸化窒素 (§ 5195)</li> <li>● 硫黄 (§ 5196)</li> <li>● ジアセチルを含む食品香料への職業暴露 (§ 5197)  附属書 A ジアセチルのサンプリングおよび分析プロトコル (必須)</li> <li>● 鉛 (§ 5198)</li> <li>● エアゾール伝染性疾患 (§ 5199)  附属書 A-エアゾール伝染病/病原体 (必須)  エアゾール伝染病</li> </ul>
対象物質	<p>有害物質 (hazardous substance)  <b>【定義】</b>  爆発性、可燃性、毒性、腐食性、酸化性、刺激性、またはその他の有害な理由により、怪我や病気を引き起こす可能性のある物質、材料、または混合物。( § 5161)  なお、<b>危険有害性周知に関する § 5194</b> で定義される「有害化学品</p>

法規名称	<b>有害な物質および処理規則</b> <b>Hazardous Substances and Processes</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109)
	(hazardous chemical) も、危険有害性周知目的のみにおいて、有害物質の定義に含まれる。→ <b>別途概要参照</b>

有害な物質および処理規則のうち、危険有害性周知に関する § 5194 について、以下により詳細にまとめる。

法規名称	<b>危険有害性周知規則</b> <b>Hazard Communication</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109, § 5194)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	労使関係部 (DIR) 労働安全衛生部門 (DOSH)
目的	従業員に対し、職場で暴露し得る有害化学品に関する情報を伝える。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造者または輸入者は、製造または輸入する化学物質の有害性を分類するとともに、すべての雇用者が有害性周知プログラム、ラベルおよびその他の形式の警告、安全データシート、および情報と訓練によって、暴露し得る有害化学品に関する情報を従業員に提供しなければならない。流通者も必要な情報を雇用者に伝えなければならない。( § 5194(b)(1) )</li> <li>● プロポジション 65 の対象となる事業者である雇用者は、以下のとおり同法を遵守する。(同(6))             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロポジション 65 と本セクション ( § ) の両方の対象となる暴露の場合、本セクションの関連要件を満たす。</li> <li>・ プロポジション 65 のみの対象となる暴露の場合、プロポジション 65 の関連要件か本セクションの関連要件のどちらかを満たす。</li> </ul> </li> <li>● 製造者および輸入者は、職場で生産または輸入された化学物質を評価して危険かどうかを判断し、本セクションに従って化学物質を分類する。(同 (d) )</li> <li>● 雇用者は、少なくとも、ラベルおよびその他のフォームの警告、安全データシート、従業員の情報と訓練に関して本セクションで指定された基準がいかに満たされるかを説明する従業員向けの書面による有害性周知プログラムを職場で作成し、実施し、維持する。(同(e))</li> </ul>

法規名称	<p>危険有害性周知規則  <b>Hazard Communication</b>  (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 109, § 5194)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者、輸入者、または流通業者は、職場から離れる有害化学物質の各容器がラベル表示、タグ付け、またはマーク付けされていることを確保する。(同(f))</li> <li>製造者と輸入者は、生産または輸入する各有害化学品の安全データシートを入手または作成する。雇用者は、使用する各有害化学品の安全データシートを有していなければならない。(同(g))</li> </ul>
対象物質	<p>従業員が通常の使用条件下で、または職場での作業の結果、合理的に予見可能な緊急事態において暴露され得るようなかたちで職場に存在することが知られているあらゆる有害化学品 (§ 5194 (b)(2))</p> <p>* 「有害化学品 (hazardous chemical)」 の定義 (c)</p> <p>物理的有害性または健康有害性、単純窒息、可燃性粉塵、自然発火性ガス、他に分類されない有害性として分類された化学品、または労働法典 Section 6382 に従ってディレクターが作成した有害物質リストに含まれる化学品</p>

以下に 1976 年の職業発癌性物質規制法を概説する。

法規名称	<p>1976 年の職業発癌性物質規制法  <b>Occupational Carcinogens Control Act of 1976</b>  (LC Division 5, Part 10)</p>
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&amp;division=5.&amp;title=&amp;part=10.&amp;chapter=&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&amp;division=5.&amp;title=&amp;part=10.&amp;chapter=&amp;article=</a>
所管官庁	<p>労使関係部 (DIR) 労働安全衛生部門 (DOSH)、労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)</p>
目的	<p>カリフォルニア州における発癌性物質の使用に適用される州法の規定を明確にし、強化する。( § 9001)</p>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>OSHSB は、少なくとも連邦要件と同じ程度厳しい発癌性物質に関する基準を採択する。( § 9020(a))</li> <li>OSHSB は、発癌性物質を使用する各雇用者に対し、その使用または従業員が暴露する可能性のある地域に潜在的に危険有害な量の発癌性物質を放出する結果になる事故に関する書面による報告書の提出を求める基準を採択する。( § 9030)</li> <li>各報告書のコピーは、発癌性物質が使用されている場所に雇用者によ</li> </ul>

法規名称	1976年の職業発癌性物質規制法 Occupational Carcinogens Control Act of 1976 (LC Division 5, Part 10)
	って掲示される。( § 9031) <ul style="list-style-type: none"> <li>OSHSB は、既存の発癌性物質使用者の身元を特定し、この法律の要件について通知、情報提供、および教育するためにあらゆる努力をしなければならない。( § 9032)</li> </ul>
対象物質	発癌性物質 (carcinogen)。次の実施規則を参照。

最後に 1976 年の職業発癌性物質規制法の対象物質を規制する規則の概要を示す。

法規名称	規制される発癌性物質規則 <b>Regulated Carcinogens</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, § 330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110)
原文 URL	CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subpart 1, Article 1, § 330) : <a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)</a> 同 Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110 ) : <a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	労使関係部 (DIR) 労働安全衛生部門 (DOSH)、労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)
目的	法律参照
主な要件	<b>【規則】</b> 規則 (CCR Title 8, Division 1, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110) には、以下の発癌性物質への職業暴露に対する規制要件が規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>Methylenedianiline ( § 5200)</li> <li>1,3-Butadiene ( § 5201)</li> <li>Methylene Chloride ( § 5202)</li> <li>Carcinogen Report of Use Requirements ( § 5203)</li> <li>Occupational Exposures to Respirable Crystalline Silica ( § 5204)</li> <li>Beryllium ( § 5205)</li> <li>Chromium (VI) ( § 5206)</li> <li>Cadmium ( § 5207)</li> <li>Asbestos ( § 5208)</li> </ul>

法規名称	<b>規制される発癌性物質規則 Regulated Carcinogens</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, § 330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Non Asbestiform Tremolite, Anthophyllite, and Actinolite ( § 5208.1)</li> <li>・ Carcinogens ( § 5209)</li> <li>・ Vinyl Chloride ( § 5210)</li> <li>・ Coke Oven Emissions ( § 5211)</li> <li>・ 1,2 Dibromo-3-Chloropropane (DBCP) ( § 5212)</li> <li>・ Acrylonitrile ( § 5213)</li> <li>・ Inorganic Arsenic ( § 5214)</li> <li>・ 4,4' -Methylenebis (2-Chloroaniline) ( § 5215)</li> <li>・ Lead [番号付け替えて内容なし] ( § 5216)</li> <li>・ Formaldehyde ( § 5217)</li> <li>・ Benzene ( § 5218)</li> <li>・ Ethylene Dibromide (Edb) ( § 5219)</li> <li>・ Ethylene Oxide ( § 5220)</li> </ul> <p><b>例 : Methylene Chloride の要件項目</b></p> <p>許容暴露制限値 (PEL)、暴露モニタリング、規制エリア、遵守方法、呼吸保護、防護作業服および機器、衛生施設、医療監視、危険有害性周知、従業員情報・訓練、記録保持</p>
対象物質	<p>発癌性物質。以下の物質およびそれらを含む化合物、混合物、製品などと定義される。(CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subpart 1, Article 1, § 330)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-acetylaminofluorene.</li> <li>・ 4-aminodiphenyl.</li> <li>・ Benzidine (and its salts).</li> <li>・ Bis (chloromethyl) ether.</li> <li>・ 3,3' -dichlorobenzidine (and its salts).</li> <li>・ 4-dimethylaminoazobenzene.</li> <li>・ Beta-naphthylamine.</li> <li>・ 4-Nitrobiphenyl.</li> <li>・ N-nitrosodimethylamine.</li> <li>・ Beta-propiolactone.</li> <li>・ Methyl chloromethyl ether.</li> <li>・ Alpha-naphthylamine.</li> <li>・ 4,4' -Methylenebis (2-Chloroaniline.)</li> </ul>

法規名称	規制される発癌性物質規則 <b>Regulated Carcinogens</b> (CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 1, § 330 および Chapter 4, Subchapter 7, Group 16, Article 110)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Ethyleneimine.</li> <li>・ Asbestos (chrysotile, amosite, crocidolite, tremolite, anthophyllite, actinolite を含む)</li> <li>・ Vinyl chloride.</li> <li>・ 1,2- dibromo -3 chloropropane (DBCP).</li> <li>・ Coke oven emissions</li> <li>・ Acrylonitrile.</li> <li>・ Inorganic Arsenic.</li> <li>・ Ethylene Dibromide (EDB)</li> <li>・ Ethylene Oxide</li> </ul>

## 運用状況

カリフォルニア州の労働安全衛生法規を実施する DOHS のウェブサイト<sup>47</sup>には、様々なプログラムが紹介されている。ただし、そこでは特に化学物質管理はフィーチャーされておらず、どのプログラムが関連するかを特定することは容易ではない。

いっぽう、州の関連法規にはいくつかの特徴が見て取れる。そのひとつが、発癌性物質規則でも用いられている**空気中浮遊汚染物質に関する許容暴露制限値 (PEL)** である。

PEL は 1 日 8 時間の労働時間における時間加重平均濃度として表されるもので、空気中浮遊汚染物質への従業員への暴露を管理する規則 (CCR Title 8, Division 4, Chapter 4, Subchapter 7, Group 16 “Control of Hazardous Substances” の Article 107, § 5155) に一覧表が含まれている (Table AC-1) <sup>48</sup>。これらの PEL は DOSH の管轄下にあるカリフォルニア州の職場で実施されるものだが、連邦 OSHA は、長いあいだ更新されていない自分たちの PEL の代わりとして使用を検討するよう奨励する他の許容暴露制限値のひとつに、連邦法に劣らない保護力と範囲の広さをもつものだとしてカリフォルニア州の PEL を挙げている<sup>49</sup>。

<sup>47</sup> DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)“ Cal/OSHA”

<https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh1.html>

<sup>48</sup> DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス)“ TABLE AC-1 PERMISSIBLE EXPOSURE LIMITS FOR CHEMICAL CONTAMINANTS”

[https://www.dir.ca.gov/Title8/5155table\\_ac1.html](https://www.dir.ca.gov/Title8/5155table_ac1.html)

<sup>49</sup> DOL(2020 年 2 月 18 日アクセス)“Permissible Exposure Limits – Annotated Tables”

もう一点、カリフォルニア州の化学物質に関する労働安全衛生法規の遵守で注意しなければならないのは、(f) 家庭用品で詳しく述べる **1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）** に関連する規定である。以下にこれらの規定についてまとめる。

## ■ 警告

プロポジション 65 は、労働環境において個人の規制対象物質への暴露が予見される場合、事前の警告を義務付けている。同法の職業暴露警告に関する規則（CCR Title 27, Division 4, Chapter 1, Article 6, § 25606 (a) <sup>50</sup>）は以下のように規定している。

- (a) 暴露する作業員に対するプロポジション 65 の規制対象物質に関する警告は、それが連邦危険有害性周知基準、カリフォルニア危険有害性周知基準（略）のすべての警告情報、訓練、およびラベル表示の要件を完全に遵守している場合、この subarticle の要件を満たすものとする。

前述した危険有害性周知規則でも概説したが、プロポジション 65 の職業暴露に関する警告要件は危険有害性周知規則の要件の実施でほぼカバーされている。ただし、危険有害性周知規則とプロポジション 65 はあくまでも別の法規であり、規則にもあるように、「危険有害性周知規則の対象ではないがプロポジション 65 の対象になる」場合は、警告のし忘れに注意が必要である。

なお、DIR は、プロポジション 65 の要件を絡めて州危険有害性周知規則の要件を平易な言葉で解説したガイド<sup>51</sup>を作成している。ただし、このガイドは 2012 年に作成されたものであり、参照されている規則の番号が現在の番号と異なっている場合があるため、注意が必要である。

## ■ 訴訟が起こされた場合の原告側の手続き要件

有害物質情報・訓練法の実施規則（CCR Title 8, Division 1, Chapter 3.2, Subchapter 1, Article 5, § 338）には、プロポジション 65 のもと、州内で発生した職業暴露に関して訴訟

---

<https://www.osha.gov/dsg/annotated-pels/>

<sup>50</sup> CCR(2020年2月18日アクセス)”27 CCR § 25606”

[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IC356415445224E668761633FB7BAEF87?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IC356415445224E668761633FB7BAEF87?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))

<sup>51</sup> DIR(2020年2月18日アクセス)”Guide to the California Hazard Communication Regulation”

[https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh\\_publications/hazcom.pdf](https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh_publications/hazcom.pdf)

が起こされた場合、訴えを起こす地区や市の検事（または検察官）、個人、民間団体などが取る手続きについて、次のような要件が定められている。

- カリフォルニア州危険有害性周知基準に組み込まれている職業暴露に関してプロポジション違反（以下、補足執行案件（supplemental enforcement matter））の存在を主張する公益目的で訴訟を起こす者（以下、補足執行者（supplemental enforcer））、または地区や市の検事・検察官（以下、公的検察官（public prosecutor））は、本セクション（§）の要件を遵守する。遵守しない場合、補足執行案件は進まないものとする。（§ 338(a)）
- プロポジション 65 の 60 日間通知の内容および送達方法に関する要件を定めた規則の条項を参照により採択し、組み込む。また、補足執行案件に関する 60 日間の通知には、この条項に書かれている記述（連邦はプロポジション 65 の規定を組み込んだ州計画を承認していること、雇用者はプロポジション 65 を遵守するために一般的な危険有害性周知要件の遵守手段を使用できること、補足的執行案件は州労働安全衛生当局の監督の対象となり、この件に関する和解、民事訴状、実質的な裁判所命令は、州司法局長に提出しなければならないこと等）を含んでいなければならない。（同(b)）
- 補足執行案件を開始する補足執行者または公的検察官は、司法局長に対し、訴状の写し（file-endorsed copy）、関連する申し立てや覚書の写し、同意した和解を送達しなければならない。（同(c)～(e)）

## 今後の予定

今後、近いうちに見込まれるのが、カリフォルニア州危険有害性周知規則の改正である。この規則は現在、連邦と同じく GHS の改訂第 3 版に準じているが、連邦労働安全衛生局（OSHA）は、HCS をより新しい GHS に適合させるために、現行規則の改正を提案することを予定している。改正は 2020 年末以降になる見通しだが、カリフォルニア州の HCS も、これに合わせて改正されることになる。

労働安全衛生に関する州規則の改正については、労働安全衛生基準委員会（OSHSB）が毎月の委員会会合で公開会合を開き、提案された改正について検討している。2020 年 2 月現在、有害な物質および処理規則の § 5189 「急性有害物質の処理安全管理」の附属書 A 「急性有害化学物質、毒性および反応性物質のリスト」の改正が提案されているが<sup>52</sup>、提

---

<sup>52</sup> DIR(2020 年 2 月 18 日アクセス) ” Process Safety Management of Acutely Hazardous Materials, Appendix A List of Acutely Hazardous Chemicals, Toxics and Reactives - HORCHER”

案されているのは、リストに掲載されている物質の CAS 番号の修正など、マイナーな修正である。

## 2.6 消防

### 連邦法

日本の消防法に相当する米国の法令には、「1974年防火管理法（Federal Fire Prevention and Control Act of 1974）<sup>53</sup>」が挙げられる。但し、日本の消防法に規定されている危険物の区分の規定、区分別の管理・施設関連規定、危険物取扱者資格などの内容について、1974年防火管理法では規定していない。したがって、化学物質管理という観点から見れば、米国の連邦法に、消防法に相当する法令は存在しないと報告しても差し支えないだろう。上述の化学物質管理に関連する消防法規定は、次ページ以降にみるように、各州においてそれぞれ規定されている。

1974年防火管理法ならびにその後の連邦の同分野の規制策定の大部分は、『America Burning』<sup>54</sup>という1973年に米国防火管理委員会が公表した報告書に端を発している。「毎年約6200人の人々が火災により命を落とし、10万人以上の人々が傷害を負っており、直接的な損害額は104億ドルにおよぶ」といった内容から始まる同報告書は、連邦政府に対する90にも及ぶ勧告をまとめている。この勧告に対応する形で1974年防火管理法では、国家防火管理局（現：国家消防局<sup>55</sup>）の創設、防火管理に関する国家アカデミーの創設などを規定している。消防士を含む消防関連の職員、行政担当職員などを対象とするトレーニングの提供などを規定しているが、化学物質管理の情報は含まれていない。法令の名称の通り、あるいは法の背景にみるように、同法の焦点は「火災対応」および「防火」に対する連邦政府の対応に置かれており、具体的な化学物質管理の内容は各州の規制に置かれている。

他方、(d)項の報告でも触れた連邦法の労働安全衛生法では、規則に29 CFR Subpart L「防火」という規定が設けられている。当該規則では消防隊、消火設備、火災検知器、警報システム、従業員などに関連する要件を規定している。但し、ここでも日本の消防法で規定しているような危険物についての規定はない。

次ページ以降に、日本の消防法における危険物関連規定に類似の規制要件を定めるカリフォルニア州の法令について報告する。

---

<sup>53</sup> U.S.C.(2020年1月24日アクセス)“CHAPTER 49—FIRE PREVENTION AND CONTROL”  
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title15/chapter49&edition=prelim>

<sup>54</sup> FEMA(2020年1月24日アクセス)“AMERICA BURNING”  
<https://www.usfa.fema.gov/downloads/pdf/publications/fa-264.pdf>

<sup>55</sup> U.S. Federal Fire Administration(2020年1月24日アクセス)  
<https://www.usfa.fema.gov/index.html>

## カリフォルニア州の法規

消防に関連するカリフォルニア州の法令は、健康・安全法典（Health and Safety Code）の Division 12「火災および防火」<sup>56</sup>に整理されている。但し、化学物質管理という観点からは、概説国際基準評議会（ICC、International Code Council）（(g)項で概説）が策定している Fire Code に基づいてカリフォルニア州が定めているカリフォルニア消防コードの内容が本調査の対象となる。カリフォルニア州規則集 19 CCR § 3.00<sup>57</sup>において、州消防長規則が定める権限のもと、カリフォルニア建物コードの適用可能な条項は執行可能なものとして特定されており、この建物コードの Part 9 が消防コードに該当する。

### 制定の経緯

1900 年代初頭に、サンフランシスコ、サンノゼ、ロサンゼルスなどのカリフォルニアの主要都市は、都市の管轄内に建設された建物の安全性と安定性を高めるために建物コードの採用を開始した。しかし、これらの地域ごとに策定されたコードは互いに完全に独立しており、州の主要都市間でその内容にしばしば矛盾をもたらしていた。

カリフォルニア州の建築コードを標準化する取り組みは、1927 年の統一されたカリフォルニア建築コードの発行から始まった。しかし、同コードが同州の建築基準法に基づいて現在のカリフォルニア州規則集 Title 24 に位置づけられたのは、1980 年代後半にあたる。同コードはカリフォルニア建物基準委員会（BSC）によって管理・維持され、公開を開始したのは 1989 年である。

### 現行の法令の内容

法規名称	2019 年カリフォルニア消防コード 2019 California Fire Code (24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Index?bhcp=1&amp;transitionType=Default&amp;contextData=%28sc.Default%29">https://govt.westlaw.com/calregs/Index?bhcp=1&amp;transitionType=Default&amp;contextData=%28sc.Default%29</a> <a href="https://codes.iccsafe.org/content/CAFC2019/cover">https://codes.iccsafe.org/content/CAFC2019/cover</a>
所管官庁	一般サービス部（DGS）建物基準委員会（BSC）

<sup>56</sup> California Legislative Information(2020 年 1 月 24 日アクセス)“HSC, DIVISION 12. FIRES AND FIRE PROTECTION”  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=12.&title=&part=&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=12.&title=&part=&chapter=&article=)

<sup>57</sup> CCR(2020 年 2 月 18 日アクセス)“ 19 CCR § 3.00”  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I6E1906E025E411E089088B03F1E6C213?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I6E1906E025E411E089088B03F1E6C213?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))

法規名称	<p>2019年カリフォルニア消防コード  <b>2019 California Fire Code</b>  (24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9)</p>																																						
目的	<p>新規および既存建物において火災、爆発、危険条件の有害性から人々の健康や安全を守るために全国的に統一のとれた方法にて最低限の要件を確立し、安全を提供すると共に、消防士や緊急時の対応担当者を支援することを目的としている。</p>																																						
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>州内におけるあらゆる建物、構造物、備え付け設備等の新規建築、設置、改築、移動、増築・拡大、代替、修繕、使用・占有、配置、メンテナンス、除去・解体に適用される。(1.1.3)</li> <li>本コードは、市や郡がより厳しい基準を規定する権限を限定するものではない。(1.1.8)</li> <li>化学物質管理という観点から注目すべき章を以下に整理する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">化学物質管理という観点から注目すべき消防コードの章</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">Chapter</th> <th style="text-align: center;">Title</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>一般要件</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>緊急計画および準備</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">21</td><td>ドライクリーニング</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">22</td><td>可燃性粉塵生成業務</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">23</td><td>車両用燃料調剤施設およびリペア・ガレージ</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">24</td><td>引火性仕上げ剤</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">26</td><td>薫蒸消毒および殺虫スプレー</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">27</td><td>半導体製造施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">29</td><td>有機コーティング剤の製造</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">32</td><td>高積載可燃性貯蔵</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">37</td><td>可燃性繊維</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">39</td><td>加工および抽出施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50</td><td><b>有害材料_一般条項</b> <b>Hazardous Materials _ General Provisions</b></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">51</td><td>エアロゾル</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">53</td><td>高圧ガス</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">54</td><td>腐食性材料</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">55</td><td>低温流体</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">56</td><td>爆発物および花火</td></tr> </tbody> </table>	Chapter	Title	3	一般要件	4	緊急計画および準備	21	ドライクリーニング	22	可燃性粉塵生成業務	23	車両用燃料調剤施設およびリペア・ガレージ	24	引火性仕上げ剤	26	薫蒸消毒および殺虫スプレー	27	半導体製造施設	29	有機コーティング剤の製造	32	高積載可燃性貯蔵	37	可燃性繊維	39	加工および抽出施設	50	<b>有害材料_一般条項</b> <b>Hazardous Materials _ General Provisions</b>	51	エアロゾル	53	高圧ガス	54	腐食性材料	55	低温流体	56	爆発物および花火
Chapter	Title																																						
3	一般要件																																						
4	緊急計画および準備																																						
21	ドライクリーニング																																						
22	可燃性粉塵生成業務																																						
23	車両用燃料調剤施設およびリペア・ガレージ																																						
24	引火性仕上げ剤																																						
26	薫蒸消毒および殺虫スプレー																																						
27	半導体製造施設																																						
29	有機コーティング剤の製造																																						
32	高積載可燃性貯蔵																																						
37	可燃性繊維																																						
39	加工および抽出施設																																						
50	<b>有害材料_一般条項</b> <b>Hazardous Materials _ General Provisions</b>																																						
51	エアロゾル																																						
53	高圧ガス																																						
54	腐食性材料																																						
55	低温流体																																						
56	爆発物および花火																																						

法規名称	2019年カリフォルニア消防コード 2019 California Fire Code (24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9)	
	57	引火性および可燃性液体
	58	引火性および可燃性低温流体
	59	引火性固体
	60	強毒性および毒性材料
	61	液化石油ガス (LPG)
	62	有機過酸化物
	63	酸化剤、酸化ガスおよび酸化性低温流体
	64	自然発火性物質
	65	ピロキシリン (硝酸セルロース) プラスチック
	66	不安定 (反応性) 物質
	67	水反応性固体および液体
	Appendix	Title
	E	ハザード・カテゴリー
	F	ハザード・ランキング
	G	低温流体_重量及び体積等量
	H	有害物質管理計画 (HMMP) および有害物質インベントリー記述 (HMIS) 説明
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険物の取扱いについては許可 (Required operational permits) が必要なものがある。(105.6)</li> <li>● エアロゾル製品を例に挙げると、コード 105.6.1 において、500 ポンド (227kg) を超えるレベル 2 またはレベル 3 エアロゾル製品の製造、貯蔵または取扱いを行うためには操業許可が必要となることが規定されている。同じように 105.6 の細則にて、各項目についての条件が既定されている。</li> <li>● 上記操業許可の他に建設許可 (construction permit) についての規定も設けられている。(105.7) 同様に 105.7 の細則にて、各項目についての条件が規定されており、2019 年版のコードでは、「キャパシタ・エネルギー貯蔵システム」や「燃料電池電源システム」の項目が追加されるなど、時代に即した内容が更新されているため、操業許可と合わせて、注意深く最新版の内容を確認する必要がある。</li> </ul>	

法規名称	2019年カリフォルニア消防コード 2019 California Fire Code (24 CCR Title 24 Building Standard Code, Part 9)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の消防法における危険物の取扱いに関する規定のように、本コードでも、有害材料／物質の種別ごとに貯蔵、使用ならびに取扱い等に関して詳細な規定が存在する。</li> </ul>
対象物質	上記参照

## 運用状況

BSCが維持管理しているカリフォルニア消防コードは、現在、2019年7月1日に発行され、2020年1月1日から有効となった2019年版が最新のものとなっている。カリフォルニア州では、建物コードをBSCが公表した日より180日後にそのコードが発効することとなっている<sup>58</sup>。

## 今後の予定

最新版が2020年1月1日から運用されたばかりであるため、次回のコードの発行は2019年版の3年後、2022年に見込まれている。

<sup>58</sup> Building Standard Commission(2020年1月24日アクセス)“Rulemaking”  
<https://www.dgs.ca.gov/BSC/Rulemaking#@ViewBag.JumpTo>

## 2.7 家庭用品

### 連邦法

日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制に内容に近い米国の連邦法は 1972 年に制定された「消費者製品安全法 (CPSA、Consumer Product Safety Act)」<sup>59</sup>となる。CPSA は、消費者製品に関連する不当なリスクから人々を守ることを目的としており、消費者製品安全委員会 (CPSC) を創設し、具体的な規制を定める規則を策定する権限を与えている。CPSC が定める規則には、その製品の性能基準に関する要件か、あるいは警告や説明書きといったラベル表示を求める要件のいずれか一つは少なくとも含まなければならない (§ 2065)。

同法に基づく規則の対象となる製品の製造者および輸入者は、製品に適用される規則を特定し、その規則に適合していることを証明しなければならない (§ 2063)。その証明書は一般適合証明書 (GCC) と呼ばれ、一般用途製品 (子ども用製品以外) の製造者や輸入者は個別に規則が整備され、整理されている GCC 発行対象製品<sup>60</sup>について、規則の要件を遵守していることを証明しなければならない。

また、子ども用製品については、製造者または輸入者に第三者認証の発行が義務付けられている。子ども用製品とは、12 歳以下の子どもが使用することを主な意図としている製品として定義されている。詳細は規則に対象一覧として規定されている<sup>61</sup>。

消費者製品の製造者または輸入者は、製品が法令を遵守していないという情報を入手した場合、その内容、欠陥、リスクの情報を CPSC へ通知しなければならないと規定されている (§ 2064)。また、違反製品が確認されると CPSC より責任を有する個人や企業に警告状 (notice) が送付され、権限を与えられた検査官等が検査を行うことが可能となる。その者が法令に違反し、罰則が適用されると考えられる場合、CPSC が書面にて通知を行う (§

<sup>59</sup> U.S.C.(2020 年 1 月 28 日アクセス)“CHAPTER 47—CONSUMER PRODUCT SAFETY”

<https://uscode.house.gov/browse/prelim@title15/chapter47&edition=prelim>

<sup>60</sup> CPSC(2020 年 2 月 5 日アクセス)“Rules Requiring a General Certificate of Conformity (GCC)”

<https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-a-General-Certificate-of-Conformity>

<sup>61</sup> CPSC(2020 年 2 月 5 日アクセス)“Rules Requiring Third-Party Testing and a Children's Product Certificate”

<https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/Lab-Accreditation/Rules-Requiring-Third-Party-Testing/>

2065)。

化学物質管理という観点からは、鉛含有塗料ならびにそれらを用いた消費者製品 (16 CFR Part 1304) についての規制や、特定のフタル酸を含有する子ども用玩具およびチャイルドケア製品 (16 CFR Part 1307) などが個別に規則で規制されている。

消費者製品の法令順守については、CPSC が所管する法令の範囲に対応させて、CPSA 以外にも、連邦有害物質法 (FHSA) や、毒物予防包装法 (PPPA)、可燃性織物法 (FFA)、冷蔵庫安全法 (RSA)、子どものガソリン火傷予防法など多数の法令があり、連邦規則集ではこれらの内容が入り乱れる形で整理されている点に注意が必要である。

各州はそれぞれ家庭用品中の化学物質を規制する法令を整備している。次ページ以降に見るように、カリフォルニア州ではプロポジション 65 やグリーンケミストリー法が広く知られている。

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州では、有害廃棄物管理、製品安全などの観点から、身近にあるさまざまな家庭用品に含まれる有害物質が製品ごと、有害物質ごと、あるいは製品と有害物質の組み合わせごとに規制されている。以下に主な家庭用品に係る有害物質規制を示す。

### 主な家庭用品に係る有害物質規制

HSC DIVISION 20, CHAPTER 6.5 “有害廃棄物管理 (Hazardous Waste Control)” <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
ARTICLE 10.02.	照明の有毒物質削減 (Lighting Toxics Reduction)	25210.9 - 25210.12
ARTICLE 10.1.1.	金属含有宝飾品 (Metal-Containing Jewelry)	25214.1 - 25214.4.2
ARTICLE 10.2.1.	水銀が加えられたサーモスタット、 継電、スイッチおよび計測機器 (Mercury-Added Thermostats, Relays, Switches and Measuring Devices)	25214.8.1 - 25214.8.6

ARTICLE 10.3.	電子廃棄物 (Electronic Waste)	25214.9 - 25214.10.2
ARTICLE 10.4.	包装材含有有毒物質防止法 (Toxics in Packaging Prevention Act)	25214.11 - 25214.26
ARTICLE 10.5.1.	鉛含有ホイールウェイト (Lead Wheel Weights)	25215.8 - 25215.82
ARTICLE 13.5.	車のブレーキ摩擦材 (Motor Vehicle Brake Friction Materials)	25250.50-25250.65
ARTICLE 14.	グリーンケミストリー (Green Chemistry)	25251-25257.2
<b>HSC Division 20, Chapter 6.6 “1986年の安全飲料水・有害物質取締法 (Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986)” (プロポジション 65)</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.6.&amp;article">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.6.&amp;article</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
同上	同上	25249.5 - 25249.14
<b>HSC, DIVISION 104, PART 3 “製品安全 (Product Safety)”</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=&amp;article=</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
CHAPTER 4, Article 6	美術または工芸材料 (Art or Craft Materials)	108500 - 108515
CHAPTER 5, Article 2.	玩具の安全 (Toy Safety)	108550 - 108585
CHAPTER 6.	中毒防止包装材法 (Poison Prevention Packaging Act)	108675 - 108725
CHAPTER 7.	子どもの中毒防止包装材法 (Children's Poison Prevention Packaging Act)	108750 - 108785
CHAPTER 9.	食器からの鉛放出の管理 (Control of Lead Release From Tableware)	108850 - 108915
CHAPTER 10.	ポリ臭化ジフェニルエーテル (Polybrominated Diphenyl Ethers)	108920 - 108923
CHAPTER 11.	幼い子ども向け製品に含まれるフタル酸エステル類 (Phthalates in Products for Young Children)	108935 - 108939

CHAPTER 12.	ビスフェノール A (Bisphenol A)	108940 - 108941
CHAPTER 13.	2017 年の洗浄製品知る権利法 (Cleaning Product Right to Know Act of 2017)	108950 - 108960
<b>HSC DIVISION 104, Part 5, Chapter 7 “化粧品 (Cosmetics) ”</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=5.&amp;chapter=7.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=5.&amp;chapter=7.&amp;article=</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
Article 3.5	2005 年のカリフォルニア安全化粧品法 (California Safe Cosmetics Act of 2005)	111791 - 111793.5
<b>ビジネス・専門職法典 (BPC : Business and Professions Code) Division 8, Chapter 3 “ホームファーンニシング (Home Furnishings) ”</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=BPC&amp;division=8.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=3.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=BPC&amp;division=8.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=3.&amp;article=</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
Article 5.5.	子ども向け製品、布・革張り家具、およびマットレス (Juvenile Products, Upholstered Furniture, and Mattresses)	19100 - 19104
<b>公共資源法典 (PRC : Public Resources Code) Division 12.2 “有毒金属を含む製品 (Products Containing Toxic Metals) ”</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=PRC&amp;division=12.2.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=PRC&amp;division=12.2.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
Chapter 4	電池に含まれる水銀 (Mercury in Batteries)	15020 - 15024
Chapter 5	水銀を含む消費者向け製品 (Consumer Products Containing Mercury)	15025 - 15029
<b>教育法典 (EDC : Education Code) Title 1, Division 1, Part 19, Chapter 1 “学校の安全 (School Safety) ”</b> <a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=EDC&amp;division=1.&amp;title=1.&amp;part=19.&amp;chapter=1.&amp;article=6&amp;goUp=Y">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=EDC&amp;division=1.&amp;title=1.&amp;part=19.&amp;chapter=1.&amp;article=6&amp;goUp=Y</a>		
規定番号	タイトル	Section (§§)
Article 6	学校の有害図画工作用品 (Toxic Art)	§§ 32060 – 32066

これらのうち、カリフォルニア州独自の法律という観点から特に重要なのは次の 4 件である。

- 1986 年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）  
事業者に対し、発癌性原因物質と生殖毒性原因物質の飲料水源への排出を禁じるとともに、製品の使用や職場での労働、環境への放出などでこれらの物質への暴露が予見される場合、事前に警告することを義務付ける。
- グリーンケミストリー法およびその実施規則であるより安全な消費者向け製品（SCP）規則  
有害物質を含む消費者向け製品を特定し、製品をより安全にするための代替策の特定を製造者に義務付ける。
- 電子廃棄物法  
米国の州で初めて制定された廃電子機器リサイクル法で、欧州連合（EU）の RoHS 指令を参照するかたちで対象電子機器の重金属の含有を規制する。
- 2017 年の洗淨製品知る権利法  
洗剤など洗淨製品の製造者に対し、特定の化学成分を製品ラベルと自社のウェブサイトで公表することを義務付ける。

なかでも特定の製品を対象としておらず、その影響が広範に及んでいる、または及ぶことが見込まれる「プロポジション 65」と「グリーンケミストリー法および SCP 規則」を中心に、これらの概要をまとめる。

## 【プロポジション 65】

### 制定の経緯

プロポジション 65 として知られる安全飲料水・有害物質取締法は 1986 年 11 月、カリフォルニア州が導入している住民投票制度 (ballot initiative) のもと、住民が発議し、有権者の支持を得て制定された法律である。「プロポジション 65」というのはこの法律が発議されたときの提議 (プロポジション) の番号で、それが現在もこの法律の通称として用いられている。

この提議は、環境団体の環境防衛基金 (EDF : Environmental Defense Fund) とシエラクラブ (Sierra Club) の活動家たちが中心となって起草した。このことから明らかなように、当時の米国における環境意識の高まりが、プロポジション 65 制定の要因のひとつとなっている。同国では、1970 年 4 月 22 日に始まったアース・デーを機に、近代的な環境保護運動が始まったとされている。それから 1980 年までの 10 年間に、連邦では主要な環境保護法の制定が相次いだ<sup>62</sup>。

加えてカリフォルニア州では、この時期、住民の環境意識に重要な影響を与える出来事があった。1983 年、同州南部にあるリバーサイド郡の Stringfellow Acid Pits と呼ばれる有害廃棄物サイトで、大規模な土壌汚染と地下水汚染が判明したのである。1986 年に行われた世論調査では、住民の最大の懸念として「有害廃棄物の危険性をめぐる恐怖」が挙げられた。環境保護局は、「この懸念に直接取り組むべく起草されたプロポジション 65 が有権者の共感を呼んだ」と指摘している<sup>63</sup>。

さらに、プロポジション 65 の提議文書<sup>64</sup>では、提議の背景 (Background) として、有害物質への暴露から住民を保護する規制体制やその根拠となる科学研究の不十分さが次のように指摘されている。

- 現在、カリフォルニア州には、有害な化学品への潜在的暴露から人々を保護するために

<sup>62</sup> AMERICAN CENTER JAPAN(2020 年 1 月 24 日アクセス)“About The USA—環境・科学技術”  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/environment/1342/>

<sup>63</sup> CalEPA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“The History of the California Environmental Protection Agency”  
<https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf>

<sup>64</sup> OEHHA(2020 年 1 月 24 日アクセス)“Restrictions on Toxic Discharges into Drinking Water; Requirement of Notice of Persons' Exposure to Toxics. Initiative Statute”  
<https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/prop65ballot1986.pdf>

策定された多数のプログラムがある。そのうちの主要なものは、廃棄物の排出、飲料水、職場における有害性要因、農薬などの規則に関連している。

- これらの規則を実施する規制当局は、環境中に放出される可能性がある有害な化学品の量を判断しなければならない。そうした判断において、当局は、化学品の放出を防ぐためのコストと、化学品が公衆の健康と安全にもたらすリスクとのバランスを取ろうとする。許容暴露レベルが下がれば、予防のコストは通常上がる。
- 一部の化学品が健康にもたらすリスクは常に不明である。20～30年間にわたって起こる低レベル暴露の健康影響を科学者が正確に決定できないことが、しばしばある。

1986年11月4日に行われたプロポジション 65 に対する投票の結果は、賛成が 63%、反対が 37%だった。

### 現行の法令の内容

以下にプロポジション 65 の概要をまとめる。

法規名称	1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65） Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (HSC Division 20, Chapter 6.6)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.6.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.6.&amp;article=</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) 環境健康有害性評価室 (OEHHA)、州司法局長 (AG)
目的	発癌性原因物質および生殖毒性原因物質からカリフォルニア州の飲料水源と住民を保護する。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業を行ういかなる者も、対象物質を、飲料水源に流入するか流入が見られるかする水中、地上または地中へ、そうと知りながら排出または放出してはならない。（§ 25249.5）</li> </ul> <p><b>適用免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員数 9 名以下の事業者、政府行政機関、公共水道事業者（§ 25249.11(b)）</li> <li>• 対象物質リスト収載後 20 か月以内の排出（§ 25249.9(a)）</li> <li>• 他のすべての法律等に従ったもので、かつ結果として対象物質が有意な量で飲料水源に流入しない排出・放出（§ 25249.9(b)）</li> <li>• 訴訟で排出・放出が基準を満たすことを立証する義務は被告にある（§ 25249.9(b)(2)）</li> </ul>

法規名称	<p>1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）  <b>Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986</b>          (HSC Division 20, Chapter 6.6)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業を行ういかなる者も、いかなる個人をも、最初に明確で妥当な警告を与えずに、対象物質にそうと知りながら、かつ意図的に暴露させてはならない。（§ 25249.6）</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>適用免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員数 9 名以下の事業者、政府行政機関、公共水道事業者（§ 25249.11(b)）</li> <li>• 州法に優先して連邦法が警告を規制している暴露（§ 25249.10(a)）</li> <li>• 対象物質リスト収載後 12 か月以内の暴露への警告（§ 25249.10(b)）</li> <li>• そのレベルで生涯暴露しても癌の有意なリスクを呈さないこと、およびその 1000 倍のレベルで暴露しても観測できるような生殖への影響を生じさせないことを、対象物質のリスト収載のためのものに匹敵する科学的妥当性をもつ論拠および基準にもとづき示すことができる暴露（§ 25249.10(c)）</li> <li>• 訴訟で暴露が基準を満たすことを立証する義務は被告にある（§ 25249.10(c)）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 州知事は、癌または生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品リストを 1987 年 3 月 1 日かそれ以前に公表するとともに、その後はこのリストを少なくとも年 1 回更新して再度公表する。（§ 25249.8(a)）</li> <li>• このリストは少なくとも州労働法典で特定される物質を含まなければならない。（§ 25249.8(a)）</li> <li>• 州の適格な専門家、およびそれらの専門家が権威あるものとみなした機関が特定した化学品、ならびに州または連邦政府機関が特定を要求した化学品は、本法のもと、癌または生殖毒性を引き起こすことが州に知られている化学品である。（§ 25249.8(b)）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 執行             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記の規定に違反する者は、法律により定められた他の罰に加え、各違反に対し 1 日あたり 2500 ドル以下の民事罰が課される。（§ 25249.7(b)(1)）</li> <li>• （上記の違反に対し）州司法局長、地区検事、人口 75 万人を超える都市の市検事、または市検察官は、民事訴訟を起こすことができる。（§ 25249.7(c)）</li> <li>• (1)と(2)の両方の条件を満たす場合、いかなる者も公共の利益のために訴訟を起こすことができる。（§ 25249.7(d)）</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65） <b>Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986</b> (HSC Division 20, Chapter 6.6)
	<p>(1) 訴訟に入る 60 日前までに州司法局長（AG : Attorney General）等の規定の関係者および申し立てられる違反の相手に違反を通知する。警告違反の申し立ての場合、通知は、暴露の事実、専門家への意見聴取の実施等について述べた実態証明書（certificate of merit）を含んでいなければならない。</p> <p>(2) その違反に対し、州司法局長等が訴訟を開始・追行していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集められた民事罰および刑事罰全体の 25%は訴訟を起こした者（AG であれば AG、個人であればその個人）に支払われる。（§ 25249.12(d)）</li> </ul>
対象物質	<p>州に癌を引き起こすことが知られているもの（発癌性原因物質）および先天性欠損またはその他生殖への危害を引き起こすことが知られているもの（生殖毒性原因物質）。2020 年 1 月現在、約 1000 種がリストには収載されている。</p> <p>プロポジション 65 リスト： <a href="https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list">https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list</a></p>

次に、この法律を実施する規則（1988 年制定）の概要を示す。

法規名称	1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則 <b>Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986</b> (CCR Title 27, Division 4, Chapter 1)
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&amp;originat ionContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&amp;originat ionContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) 環境健康有害性評価室 (OEHHA)、州司法局長 (AG)
目的	法律参照
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義 (Article 1) <ul style="list-style-type: none"> <li>「暴露させる (expose)」: 摂取 (ingest)、吸入 (inhale)、体表面經由などでの化学品との接触 (contact)。個人は水、空気、食品、消費者向け製品を通して、また、それ以外の環境および職業暴露を通して、化学品と接触する可能性がある。（§ 25102(i)）</li> </ul> </li> <li>ガイドラインおよび安全使用判定手続き (Article 2) <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の問題についての法律と規則の実施に関する OEHHA の解釈を示す解釈ガイドライン（§ 25203）、および特定の事業活動に警告表</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	<b>1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則</b> <b>Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986</b> (CCR Title 27, Division 4, Chapter 1)
	<p>示などの法規の要件が適用されるか否かを決定する安全使用判定（SUD）（§ 25204）の要請手続きを規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 科学諮問委員会：発癌性物質特定委員会および発生・生殖毒性物質（Dart）特定委員会（Article 3）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つの対象物質のリスト追加メカニズム（後述）のうち、州の適格専門家メカニズム（§ 25302～25305）と権威機関メカニズム（§ 25306）について規定</li> </ul> </li> <li>● 暴露の程度（Article 5）       <p>食品中に自然に発生する化学品が自然に発生することを立証できる限り、それを含む食品の消費は暴露に該当しないと規定（§ 25501）</p> </li> <li>● 明確で妥当な警告（Article 6）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の製品、および職番を含む特定の場所での暴露ごと（下記に例）に、そこに定められている通りに行えば「明確で妥当」という法律の要件を満たしていると OEHHA がみなす警告の方法と内容を規定した非強制的なガイダンス           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 消費者向け製品による暴露（§ 25602～25603）</li> <li>－ 環境暴露（§ 25604～25605）</li> <li>－ 職業暴露（§ 25606）：連邦や州の危険有害性周知基準などの警告情報、訓練、ラベル表示要件を満たす従業員への暴露警告であれば、この規則の要件を満たしている。</li> <li>－ 食品（§ 25607.1～25607.2）、家具（§ 25607.12～25607.13）、車両（§ 25607.16～25607.17）などによる、または屋内駐車場（§ 25607.20～25607.21）、アミューズメントパーク（§ 25607.22～25607.23）、ホテル（§ 25607.32～§ 25607.33）など</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 有意なリスクを呈さないレベル（Article 7）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これらのレベル以下なら警告が不要となるセーフハーバー暴露レベルのうち、発癌性原因物質の警告要件の適用を免除される暴露レベル（NSRL）の決定方法、および NSRL 一覧（§ 25705）</li> </ul> </li> <li>● 観測できる影響がないレベル（Article 8）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セーフハーバー暴露レベルのうち、生殖毒性原因物質の警告要件の適用を免除される暴露レベル（MADL）の決定方法、および MADL 一覧（§ 25805）</li> </ul> </li> <li>● 雑則（Article 9）</li> </ul>

法規名称	1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (CCR Title 27, Division 4, Chapter 1)
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4つの対象物質のリスト追加メカニズム（後述）のうち、公式なラベル表示要請メカニズム（§ 25902）と州労働法典メカニズム（§ 25904）について規定</li> <li>・ 事業者が警告の必要性の有無を立証する方法に関する基準の概説（§ 25900）および市民訴訟が起こされる際の違反の通知に関する要件（§ 25903）</li> <li>・ 対象物質リスト（§ 27001）</li> </ul>
対象物質	法律参照

## 運用状況

### ■ 規制対象物質のリスト追加

プロポジション 65 を所管する OEHHA の重要な役割のひとつが、規制対象物質リストへの掲載が検討される物質に関する科学的情報を評価することである。リストには 2020 年 2 月現在、約 1000 種の物質が掲載されている（リストは法律の対象物質参照）。

OEHHA は、法律の要件（§ 25249.8(a)）に従い、プロポジション 65 の規制対象リストを更新している。その頻度はさまざま、3 か月に 1 度程度のこともあれば毎月更新されることもある。リストの更新は都度 OEHHA のウェブサイト上で告示されるが（<https://oehha.ca.gov/proposition-65/notices>）、「特定の物質の追加の意図 (Notice of Intent to List)」などの事前の告示も行われ、OEHHA の提案に対して意見を提出する機会が確保されている。

規制対象物質リストへの新規物質の追加は、法律に規定されている以下の 4 つの方法（メカニズム）のいずれかによって行われている。

#### 労働法典（LC : Labor Code）メカニズム

労働法典 Section 6382(b)(1)で特定された物質、すなわち世界保健機関（WHO）の外部組織である国際がん研究機関（IARC）がヒトまたは動物に対して発癌性があると特定した物質をリストに追加する。

#### 州の適格専門家（SQE : State's Qualified Experts）メカニズム

科学者と保健の専門家で構成される 2 つの独立委員会——発癌性物質特定委員会（CIC）および発生・生殖毒性物質特定委員会（DARTIC）——のいずれかが、発癌性または生殖毒性を明確に示していると認める物質をリストに追加する。

#### 権威機関（AB：Authoritative Bodies）メカニズム

CIC と DARTIC が権威機関と指定した組織が、癌を引き起こす、あるいは生殖毒性があると公式に特定する物質をリストに追加する。現在、権威機関に指定されているのは、連邦環境保護庁（EPA）、連邦食品医薬品局（FDA）、国立労働安全衛生研究所（NIOSH）、連邦保健福祉省（HHS）の国家毒性学プログラム（NTP）、および IARC である。なお、OEHHA は、このメカニズムのもとのリスト追加検討状況を以下のウェブサイトに掲載し、定期的に更新している。

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/authoritative-bodies-tracking-table>

#### 公式なラベル表示要請（FR：Formally Required to be Labeled）メカニズム

州政府または連邦政府の行政機関が、癌または生殖毒性を引き起こすとしてラベル表示または特定することを公式に求める物質をリストに追加する。

こうしたメカニズムを通じた規制対象物質のリストへの追加（またはリストからの削除）は、プロセスの要所ごとに告示されて意見公募が行われている。これらの規制対象物質リストへの追加メカニズムの詳細は、以下の OEHHA のウェブサイトで説明されている。

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/how-chemicals-are-added-proposition-65-list>

### ■ 警告義務とセーフハーバー・レベル

プロポジション 65 は、制定の経緯とその正式名が示すように、本来は飲料水源を有害物質汚染から保護することを重要な目的としている。しかし、現在はもうひとつの目的、すなわち、住民を有害物質への暴露から保護するために、そうした暴露の可能性のあることを事前に警告し、住民に知らせることを事業者には義務付ける法律として広く知られている。

事業者は、自社の事業活動や扱う製品が住民を規制対象物質に暴露させることになりそうかどうかを判断し、暴露が予見される場合は事前に警告を行わなければならない。ここで注意しなければならないのは、警告が必要なのは製品だけでなく、規制対象物質の**環境への放出**や**職場での取り扱い**も同様だという点である。特に職場、とりわけ製造業での警告義務には注意が必要で、たとえばある製品の「**部品**」や「**成分**」に規制対象物質が含まれている場合、完成品から住民がその物質に暴露する可能性はないとしても、製造業務に携わる従業員が暴露する可能性があれば、**その部品には警告表示が必要**だということになる<sup>65</sup>。

<sup>65</sup> OEHHA(2020年2月14日アクセス)“Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Businesses”(Revised May 2019, OEHHA)の Q10・Q37 参照

この事前警告義務は、事業者が規制対象物質への暴露が以下であることを示す場合、適用が免除される。

**発癌性原因物質の場合：**

癌の有意なリスクを呈さない暴露、すなわち 10 万人が 70 年間の生涯にわたって暴露した場合に 1 人が癌を発症するレベルの暴露

**生殖毒性原因物質の場合：**

その 1000 倍のレベルでも観測できるような生殖への影響を生じさせない暴露

また、規制対象物質の飲料水源への排出禁止要件も、結果として「有意な量 (significant amount)」、すなわち「上記 2 つの警告義務免除条件を満たす量を除いたうえでの検出可能な量」<sup>66</sup>で飲料水源に入ることがない放出や排出の場合は、適用免除となる。

OEHHA は、住民を対象物質に暴露させることを予見する、あるいは対象物質を飲料水源に排出する事業者が、これらの暴露を評価して、警告する必要があるか否か、または対象物質の飲料水源への排出や放出は禁止されるか否かを判断する際に役立ててもらおうと、一部の規制対象物質について「セーフハーバー・レベル (safe harbor level)」と呼ばれる暴露量を決定している。セーフハーバー・レベルは、これらのレベル以下であれば警告義務や飲料水源への排出禁止を免れるという暴露レベルで、発癌性原因物質については「No Significant Risk Level」(NSRL)、生殖毒性原因物質については「Maximum Allowable Dose Level」(MADL) と呼ばれている。

2020 年 2 月現在、OEHHA は約 320 種の物質についてセーフハーバー・レベルを決定している。それらの一部は、暴露経路（吸入、経口、経皮）も明記されている。セーフハーバー・レベルは以下の OEHHA のウェブサイトを確認できる。

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/general-info/current-proposition-65-no-significant-risk-levels-nsrls-maximum>

いっぽう、まだセーフハーバー・レベルが決定されていない物質については、暴露に責任を負う者が、予見される暴露は癌の有意なリスクを呈さない、または生殖への影響を生じさせないと示すことができない限り、警告義務が生じることになる。OEHHA は、NSRL と MADL の決定方法を実施規則の Article 7 (NSRL) と Article 8 (MADL) に規定しているが、OEHHA 自身、予見される暴露レベルの決定は困難であると認めている。

---

[https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art\\_6\\_business\\_qa.pdf](https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf)

<sup>66</sup> 法律の定義 § 25249.11(c)参照.

警告が必要か否かの証明責任は事業者が負っている。OEHHA は、証明責任を負担とする事業者に対し、自分たちの暴露に警告は必要ないと確信する場合は不要な警告は行わず、代わりに専門家に相談するよう勧告している<sup>67</sup>。

## ■ 解釈ガイドラインと安全使用判定 (SUD)

プロポジション 65 の実施規則 § 25203 に規定されている解釈ガイドライン (Interpretive Guideline) は、特定の問題についての法律と実施規則 (例：なぜドライフルーツの消費には二酸化硫黄への暴露警告が要求されないのか) に関する OEHHA の解釈を示すものである。いっぽう、実施規則 § 25204 に規定されている安全使用判定 (SUD) は、事業者や業界団体からの要請に応じて OEHHA が発行する文書で、事業者は、特定の事実に対する法律と実施規則の解釈と適用——具体的には、特定の事業活動による対象物質の排出や暴露が排出規制や警告要件の対象か否か——に関する OEHHA の判断を求めて、SUD を要請することができる。

ただし、SUD の要請にはさまざまな基準や要件があり、事業者は多くの情報やデータを提出しなければならない。さらに、1000 ドルの処理手数料に加え、OEHHA などが評価に要する費用も事業者が負担することになっている。2020 年 2 月現在、これまでに発行された SUD の件数は 35 件ほどである。

これまでに発行された解釈ガイドラインと SUD は、それぞれ以下のウェブサイトで閲覧できる。

- 解釈ガイドライン：  
<https://oehha.ca.gov/proposition-65/interpretive-guidelines-proposition-65>
- SUD：  
<https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-safe-use-determinations-suds>

## ■ 警告

プロポジション 65 は事業者に対し、予見される暴露に対して事前に「明確で妥当な警告」

---

<sup>67</sup> “Proposition 65 in Plain Language” pp.3-4(August 2017, OEHHA)  
[https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain\\_0.pdf](https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain_0.pdf)

を行うことを義務付けている。しかし、法律でも規則でも「明確で妥当な (clear and reasonable)」という要件は明確には定義されていない。

そこで OEHHA は、実施規則の Article 6「明確で妥当な警告」において、そこにさだめられている通りに行えば「明確で妥当」という法律の要件を満たしていると OEHHA がみならず警告の方法と内容を定めた。つまり、この Article 6 は、規則として策定されているものの、実際には強制力を持たないセーフハーバー・ガイダンスであり、事業者はそこに規定されている以外の、自分たちが「明確で妥当」と考える方法または内容で警告することができる。ただし、「明確で妥当な警告」が定義されていないだけに、それが「明確で妥当」か否かをめぐり訴訟が起こされる可能性があるため、注意が必要である。

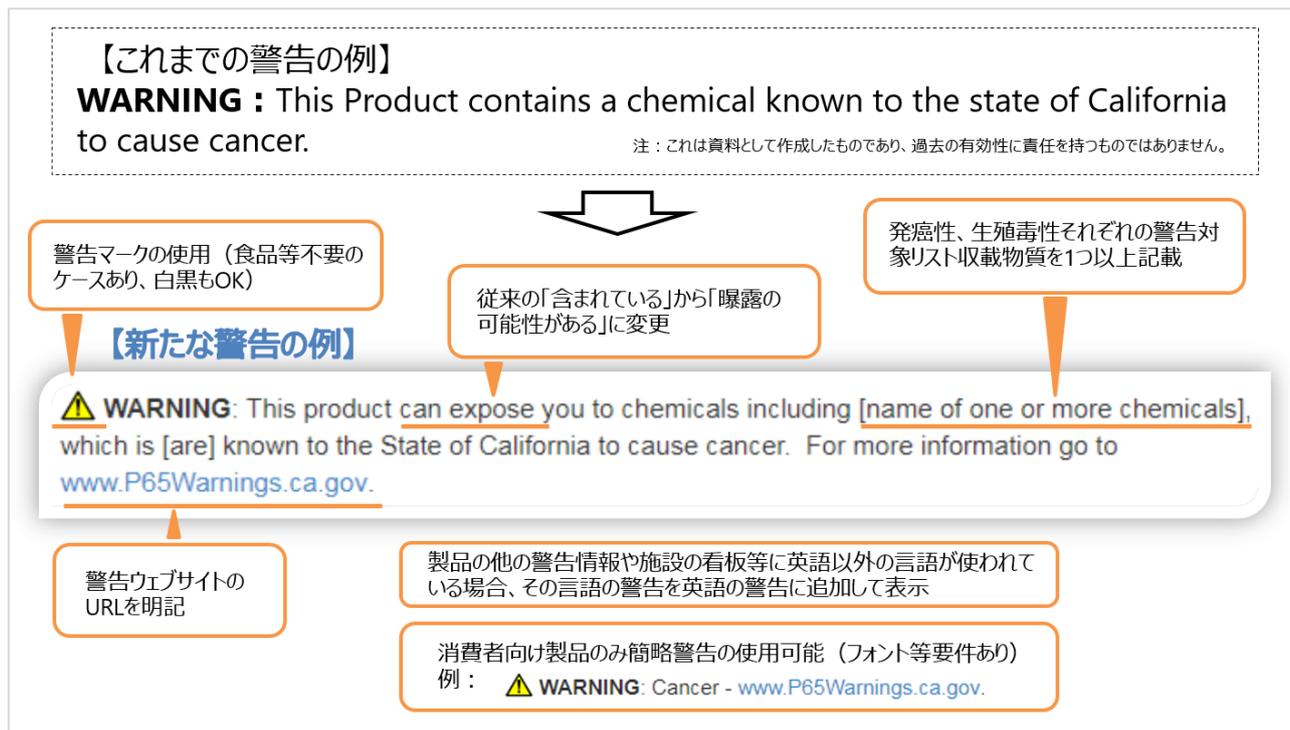
現行の実施規則 Article 6 は、2016 年に大幅改正され、2018 年 8 月 30 日に発効したものである。改正規則、すなわち新ガイダンスは、1) 規制対象物質への「暴露」について、よりわかりやすく役立つ警告にすること、および 2) 「明確で妥当な」警告のしかたに関する、よりクリアなガイダンスを企業に提供すること、を主な目的としている。この目的を達成するため、警告の内容と警告方法に関する内容が大きく変わり、取り上げる特定の製品や場所での暴露の数も大幅に増加した。また、プロポジション 65 が制定された 1986 年当時はまだほとんどなかったであろう、ネット通販とカタログ販売に関する警告ガイダンスも新たに策定された。

## 警告方法と内容

以下に「明確で妥当」とみなされる消費者向け製品の警告（規則 § 25601、§ § 25602～25603）を例として挙げる。消費者向け製品の警告は、ラベル上、ラベリング、または標識で目立つように表示されなければならない、住民の購入時または使用時に「見えて、読めて、理解できる」ことが基本である（規則 § 25601(c)）。

- 要件を満たすとみなされる警告方法
- 陳列ポイントでの標識、陳列棚のタグ・標識
- 購入前に自動的に出される電子警告（ネット通販、アプリなどを想定）
- ラベル（製品または製品が直接納められている容器包装材に印刷されているか貼付されているもの）
- 小さい製品を想定したラベル上での short-form 警告（物質名の記載不要、フォントの規定はあるが、使用する製品のサイズは問わない）
- 「明確で妥当」とみなされる警告（下記図参照）
- 警告マークを付ける。
- 警告文は、従来の「(規制対象物質を) 含んでいる (contain)」から「(規制対象物質へ

- の) 暴露の可能性がある (can expose)」に変更する。
- ・ 発癌性、生殖毒性それぞれの警告対象物質名を1つ以上記載する。
- ・ 警告に関連する詳細な情報を得ることができる OEHHA のウェブサイトの URL を明記する。
- ・ 製品に英語以外の言語が使われている場合は、その言語の警告を英語の警告に追加して表示する。



消費者向け製品の警告例

【参考情報】 Warning Website (OEHHA) :

<https://www.p65warnings.ca.gov/warning-translations-businesses/listed-carcinogens>

### 特定の暴露に対する警告ガイダンス

現在、実施規則の Article 6 には、一般的な消費者向け製品での暴露 ( § § 25602-25603)、環境暴露 ( § § 25604-25605)、職業暴露 ( § 25606) \*のほか、「特定の製品、化学品およびエリア暴露警告」(Specific Product, Chemical and Area Exposure Warnings) として、 § 25607 に以下のような製品や場所での暴露に関する個別の警告ガイダンスが盛り込まれている。

\*職業暴露については、「労働安全衛生」の項目を参照。

製品や場所での暴露に関する個別の警告ガイダンス

条項番号	内 容
------	-----

§ 25607.1.	食品暴露警告 - 警告方法
§ 25607.2.	同 - 警告内容
§ 25607.3.	アルコール飲料暴露警告 - 警告方法
§ 25607.4.	同 - 警告内容
§ 25607.5.	レストランの食品および飲料暴露警告 - 警告方法
§ 25607.6.	同 - 警告内容
§ 25607.7.	処方薬暴露および救急治療または歯科治療 (Emergency Medical or Dental Care) 暴露警告
§ 25607.8.	歯科治療暴露警告 - 警告方法
§ 25607.9.	同 - 警告内容
§ 25607.10.	木材粉塵 (wood dust) 暴露警告 - 警告方法
§ 25607.11.	同 - 警告内容
§ 25607.12.	家具製品暴露警告 - 警告方法
§ 25607.13.	同 - 警告内容
§ 25607.14.	ディーゼルエンジン暴露警告 (乗用車用エンジンは除く) - 警告方法
§ 25607.15.	同 - 警告内容
§ 25607.16.	車両暴露警告 - 警告方法
§ 25607.17.	同 - 警告内容
§ 25607.18.	レクリエーション用船舶 (recreational vessel) 暴露警告 - 警告方法
§ 25607.19.	同 - 警告内容
§ 25607.20.	閉鎖型駐車施設 (enclosed parking facility) 暴露警告 - 警告方法
§ 25607.21.	同 - 警告内容
§ 25607.22.	アミューズメントパーク暴露警告 - 警告方法
§ 25607.23.	同 - 警告内容
§ 25607.24.	石油製品警告 (環境暴露) - 警告方法
§ 25607.25.	同 - 警告内容
§ 25607.26.	給油所および車両修理施設警告 (環境暴露) - 警告方法
§ 25607.27.	同 - 警告内容
§ 25607.28.	指定喫煙エリア暴露警告 (環境暴露) - 警告方法
§ 25607.29.	同 - 警告内容
§ 25607.32.	ホテル暴露警告 - 警告方法
§ 25607.33.	同 - 警告内容
§ 25607.34.	住居用賃貸不動産 (residential rental property) 暴露警告 - 警告方法
§ 25607.35.	同 - 警告内容
§ 25607.36.	レンタカー暴露警告 - 警告方法
§ 25607.37.	同 - 警告内容

なお、2016年の規則改正にともない開設され、警告に URL が記載されることになった「警告ウェブサイト (Warning Website)」(<https://www.p65warnings.ca.gov/>) では、警告や警告対象となる化学品、製品、場所などについてさまざまな情報を得ることができる。たとえば、「Fact Sheets」のページでは、物質ごとに、その物質への暴露が警告される理由、暴露経路、暴露を減少させる方法などの情報を提供している。また、「Products & Places」や「For Businesses」のページでは、具体的な警告例や外国語での警告文例、法規情報などを提供している。

さらに、刷新された「明確で妥当な警告」や、新たに策定された「インターネットおよびカタログ警告」に関する Q&A 形式のガイダンスも作成され、OEHHA のウェブサイトで公開されている。

- 明確で妥当な警告に関するガイダンス (2019年5月改訂版) :  
[https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art\\_6\\_business\\_qa.pdf](https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf)
- インターネットおよびカタログ警告に関するガイダンス (2018年3月改訂版) :  
[https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art\\_6\\_business\\_qa\\_internet\\_warnings.pdf](https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa_internet_warnings.pdf)

## ■ 執行

### 執行のしくみ

プロポジション 65 の違反に対する執行は**民事訴訟**を通して行われる。訴訟を起こすことができるのは、州司法局長 (AG : Attorney General)、地区検事、および人口 75 万人を超える都市の市検事または市検察官である。そして、以下の 2 つの条件を満たす場合、「公共の利益」を目的とするいかなる者、すなわち一般の個人や民間団体も、法律事務所を代理として訴訟 (市民訴訟) を起こすことができる。

- 訴訟に入る 60 日前までに、訴える相手 (事業者)、AG、および関係する地区や市の検事に対して当事者が訴える違反が通知されていること。
- AG や他の検事がその違反に対して行動を起こしていないこと。

「60 日間通知」 (60-day notice) と呼ばれる違反申し立て通知は、違反を訴える専門的根拠を示す実態証明 (certificate of merit) など、訴えに関する十分な情報を伴っていないと認められない。AG らは通知を受けてから 60 日間、これが公共の利益に資するかどうかを含めて訴えの内容を評価する。そして、通知から 60 日以内に AG またはいずれかの検事が執行アクションを開始すれば、市民訴訟は行われぬ。ただし、この 60 日間の評価の結果、AG らにより市民訴訟が中止されたケースはほとんどなく、通知を受け取った企業側も、訴

訟を避けるため、この 60 日間で訴えた側と和解交渉を行うケースが多いという<sup>68</sup>。

この執行を所管するのは州司法局（State of California Department of Justice）の司法局長室（Office of Attorney General）である。プロポジション 65 の当局である OEHHA は、規則で 60 日通知の要件を定めているだけで、執行そのものに関する役割は担っていない<sup>69</sup>。

### AG の市民訴訟規則

司法局長室ではプロポジション 65 に関するウェブサイト (<https://oag.ca.gov/prop65>) を設け、市民訴訟に関する規則や 60 日間通知などの関連情報およびデータを公表している。このうち、市民訴訟（私的執行）に関する規則（CCR Title 11, Division 4 “Proposition 65 Private Enforcement” : <https://oag.ca.gov/prop65/regulations>）の内容は次のようになっている。ここでは、実態証明や和解についても規定されている。

市民訴訟（私的執行）に関する規則

Chapter 1	Chapter 2 実態証明	Chapter 3 和解ガイドライン
§ 3000. 権限(Authority) § 3001. 定義(Definitions) § 3002. 訴状(Complaints) § 3003. 和解(Settlements) § 3004. 判決(Judgments) § 3005. 電子的提出 (Electronic Filing) § 3006. 送達方法 (Manner of Service) § 3007. OSHA 問題 (OSHA matters) § 3008. 遵守宣誓供述書 (Affidavit of Compliance)	§ 3100. 総則(General) § 3101. 内容(Contents) § 3102 裏付け文書 (Supporting documentation) § 3103 違反の影響 (Effect of Failure to Comply)	§ 3200. 権限と範囲 (Authority and Scope) § 3201. 弁護士費用 (Attorney's fees) § 3202. 明確で妥当な警告 (Clear and Reasonable Warnings.) § 3203 妥当な民事罰 (Reasonable Civil Penalty) § 3204 追加の和解の支払い (Additional* Settlement Payments) § 3205 その他の規定 (Other provisions)

\*州司法局に確認したところ、この単語は “Additional” と解されるとのことである。

### 市民訴訟の現状

実際に申し立てられた違反は、司法局長室のウェブサイトで公開されている 60 日間通知のデータベース (“Search 60-Day Notice” : <https://oag.ca.gov/prop65/60-day-notice-search>)

<sup>68</sup> ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。

<sup>69</sup> OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。

を使って調べることができる。報告年度、通知者または違反を申し立てられた者、期間、暴露源／製品、規制対象化学品などから検索可能で、60日間通知そのものもPFD化されて閲覧可能になっている。このデータベースで2019年1月1日から同年12月31日のあいだに発行された60日間通知を調べたところ、件数は約2410件で、確認したほとんどのケースが事前警告義務違反を申し立てられていた。

#### 60日間通知の具体例

AG番号	60日間通知の概要
2020-00268	<p>通知日：2020年1月8日</p> <p>通知者：Ecological Rights Foundation（非営利活動法人）</p> <p>違反を申し立てられた者：Afinia 3D、Microboards Technology LLC、Smart International、XYZPrinting, Inc.、Print-Rite Imaging Technology Inc.</p> <p>化学品：スチレン</p> <p>暴露源：3Dプリンター・フィラメント</p> <p>申し立てられた違反：§ 25249.6 違反（事前警告義務違反）</p>
2020-00249	<p>通知日：2020年1月31日</p> <p>通知者：As You Sow（非営利活動法人）</p> <p>違反を申し立てられた者：Safeway, Inc.、General Mills, Inc.、Trader Joe's Company、Target Corporation、Target Brands, Inc.、B&amp;G Foods, Inc.、Del Monte Foods, Inc.、ほか4社</p> <p>化学品：カドミウム</p> <p>暴露源：ほうれん草</p> <p>申し立てられた違反：明確で適切な警告なし</p>
2020-00248	<p>通知日：2020年1月31日</p> <p>通知者：Anthony Ferreiro（個人）</p> <p>違反を申し立てられた者：Shenzhen Feng YiTang Technology Co., Ltd, Shenzhen Fengyi Tang Technology Co., Ltd. Walmart, Inc.</p> <p>化学品：フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)</p> <p>暴露源：Docolor ポータブル・メイクアップ・バッグ</p> <p>申し立てられた違反：明確で適切な警告なし</p>

このデータベースは申し立てられた違反（飲料水源への排出／放出、事前警告違反義務など）による検索はできず、対象となる製品や化学品別に件数を集計することも容易ではない。

したがって、このデータベースを使って市民訴訟の傾向を分析することは困難だが、本調査で実施したピルズベリー法律事務所とのインタビュー<sup>70</sup>により、最近の訴訟の傾向に関して以下のような所見を得ることができた。

- 大手小売業者（大手スーパーなど）：一カ所で多数の製品を取り扱っているため、原告側がターゲットとする製品を見つけやすい。
- 食品含有の金属：米や海藻などに水や土壌を通じて自然に含まれるものだが、自然に含まれたことを証明することが難しい。
- オンライン販売者：製品がカリフォルニア州に出荷されれば訴訟の対象になる。

そのほか、訴訟の対象となる化学品としては、アクリルアミド（コーヒーやシリアル類）、フタル酸類（プラスチック製品）、**forever chemicals** として知られる PFAS 類（存在する製品や場所が非常に多い）に関する訴訟が増えているとのことである。また、訴訟の対象となる製品の例としては、革手袋、釣り製品、トイレトペーパー、サプリメント、食品、航空宇宙産業製品などが挙げられた。

本調査で行ったピルズベリー法律事務所とのインタビューによると、この市民訴訟というめずらしい執行システムには次のような長所がある。

- 行政側の取り締まり負担を減らす。
- 訴訟の脅威により、事業者の法規遵守を促す。

しかし、訴訟に勝訴すると民事罰等の金額の 25%を原告側が得られるという法律の規定があるうえ、訴訟における暴露の証明は企業側にあるという手軽さも手伝って、このシステムは現状、金銭目当ての市民訴訟の横行という結果を招いている。また、ピルズベリー法律事務所は、州内には報酬や実績を得るためにプロポジション 65 の訴訟を専門に取り扱う法律事務所があること、「環境や住民を有害物質から保護するという法律の本来の目的にいかんに資するか」ではなく「訴訟に勝てそうか否か」でその対象を決める動きがあることなども指摘している。<sup>71</sup>

市民訴訟は和解で解決されることが多い。和解の原告名、和解金、弁護士費用などのデータは、“Annual Settlement Report” のウェブページ (<https://oag.ca.gov/prop65/annual-settlement-reports>) に年ごとに一覧表にまとめられている。2020 年 2 月現在の最新データは 2018 年のものだが、それによると、同年の和解件数は 829 件で、和解金の総額は 3500

<sup>70</sup> ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。

<sup>71</sup> ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。

万ドル超だった。なお、60日間通知データベースによると、2018年に発行された通知件数は2368件である。

## 執行に関する法規の改正

法律の本来の目的から逸脱した市民訴訟の横行に対して、州議会や司法長官室はプロポジション 65 や実施規則の改正というかたちで状況の改善を試みている。最近の関連する法律の改正例には次のようなものがある。

- バーやレストランでのアルコール飲料などの飲食による規制対象物質への暴露、敷地内で喫煙が許可されている場所でのタバコの煙への暴露、非商業車両の駐車施設内で起こるエンジン排気に含まれる規制対象物質への暴露など、特定の暴露ケースでの警告義務違反の場合、60日間通知を受け取ってから14日以内に違反を是正するなどの一定の条件を満たす場合、訴訟を免れることができるようにする。(法案番号 AB 227<sup>72</sup>、2013年10月成立)
- 州司法局長は、実態証明を評価した結果、この訴訟の実態は存在しないと考える場合、その旨違反を通知した者と違反を申し立てられた者に書簡で伝えるようにする。また、原則開示されなかった実態証明の根拠については、秘匿特権などの対象にならない範囲で開示可能とする。(法案番号 AB 1583<sup>73</sup>、2017年10月成立)
- 市民訴訟で上訴がなされる場合、それまで義務付けられていなかった州司法局長への届出を訴訟の当事者に義務付け、上訴審の判断が下される前に、訴訟が法律の施行にもたらす影響を判断して、第三者としての意見書を提出できるようにする。州司法局長への届出がなされないかぎり、上訴裁判所において上訴趣意書の受理や提出を行ってはいならない。(法案番号 AB 1123<sup>74</sup>、2019年8月成立)

州司法局長室も2016年9月、市民訴訟の金銭的誘因を減らし、市民訴訟の和解の透明性を高めるために、民事罰等以外で支払われる和解金の金額を制限するとともに、その用途を違反に関連する活動に限定し、その和解金を受け取る者に用途に関する説明責任を負わせる規則改正<sup>75</sup>を行うなどしている。

## ■ 周知活動

<sup>72</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス)“Assembly Bill No. 227”  
[https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201320140AB227](https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201320140AB227)

<sup>73</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス)“Assembly Bill No.158”  
[https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201720180AB1583](https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201720180AB1583)

<sup>74</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス)“Assembly Bill No.1123”  
[https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200AB1123](https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB1123)

<sup>75</sup> Attorney General(2020年2月18日アクセス)“FINAL TEXT OF REGULATION, TITLE 11. LAW, DIVISION 4. PROPOSITION 65 PRIVATE ENFORCEMENT”  
<https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/prop65/final-text.pdf?>

プロポジション 65 に関する情報は、一般的な州政府のウェブサイトではあまり提供されておらず、違反の通知を受け取って初めてこの法律のことを知る企業も少なくないとされていた。そこで州議会は、2017 年に成立し 2018 年 1 月 1 日に発効した前述の AB 1583 を通して、カリフォルニア州で事業を行う者に同法の周知を図ることを目的とする条項を新たに法律に加えた。この改正法のもと、州知事のビジネス経済発展室 (Go-Biz) ——規制や許認可を含め、州内のビジネスや企業運営に関連したさまざまな情報とサービスの提供を行う——は、法律にもとづく事業者の義務を概説し注意を促す文言をそのウェブサイトの目立つ場所に掲示し、かつ企業に提供される、州法にもとづく企業の義務に関する情報資料にも含めることを義務付けられた。

確認してみたところ、Go-Biz が提携する State's Information Technology Leadership Academy 22 が作成した「California Business Portal」というウェブサイトには、以下のようなプロポジション 65 に関する説明が掲載されていた (注：画像は全体の一部)<sup>76</sup>。

### Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act (Prop 65)



The **Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act (Proposition 65)** is a right-to-know statute that requires businesses to notify Californians about exposures to listed chemicals. Proposition 65 also prohibits California businesses from knowingly discharging significant amounts of listed chemicals into sources of drinking water. The Proposition was intended by its authors to protect the state's drinking water sources from chemicals known to cause cancer, birth defects or other reproductive harm, and to inform citizens about exposures to such chemicals.

### California Business Portal におけるプロポジション 65 の説明

#### ■ プロポジション 65 の実施体制

---

<sup>76</sup> California Business Portal(2020 年 2 月 18 日アクセス) "Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act (Prop 65)" <http://businessportal.ca.gov/registration-permits/stay-in-compliance/safe-drinking-water-and-toxic-enforcement-act-prop-65/>

OEHHA とのインタビュー調査<sup>77</sup>によると、OEHHA の予算総額 3000 万ドルのうち、500 万ドルがプロポジション 65 に割り当てられている。このプログラムを担当する職員数は 130 人とのことである。

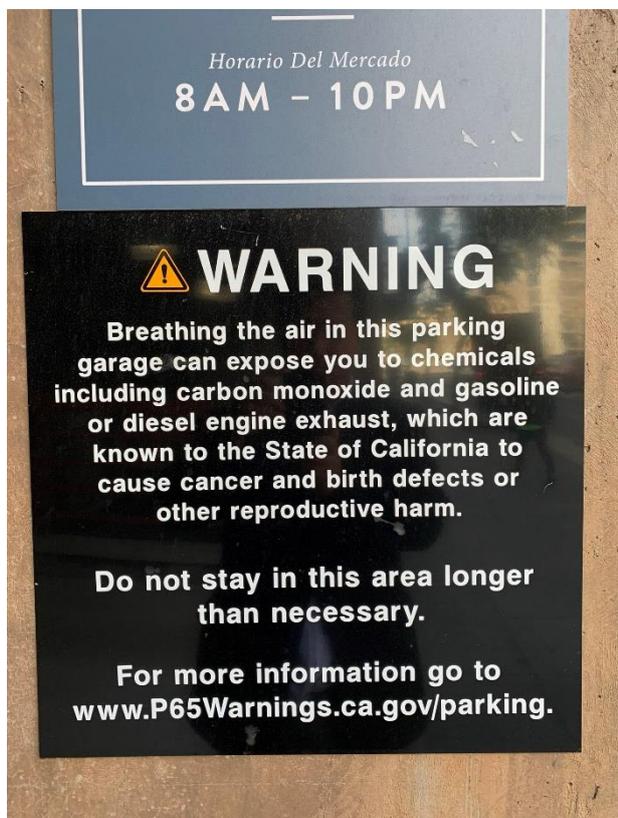
---

<sup>77</sup> OEHHA とのヒアリング調査結果を参照のこと。

## ■ 警告表示の実態

プロポジション 65 の警告表示について、現地で実際にどのような形で表示が行われているのか実態を調査した。下記に本調査で確認することができた警告表示について報告する。

場所：ロサンゼルス (Downtown)、屋内駐車場入口



(左図)

一酸化炭素、ガソリンエンジンまたはディーゼルエンジンからの排ガスを含む化学物質へのばく露について、発癌性等への警告を示す表示となっている。

本内容はカリフォルニア州規則集 (CCR) の § 25607.21. Enclosed Parking Facility Exposure Warnings - Content. に記載されているセーフハーバー条項の内容に沿ったものとなっている。

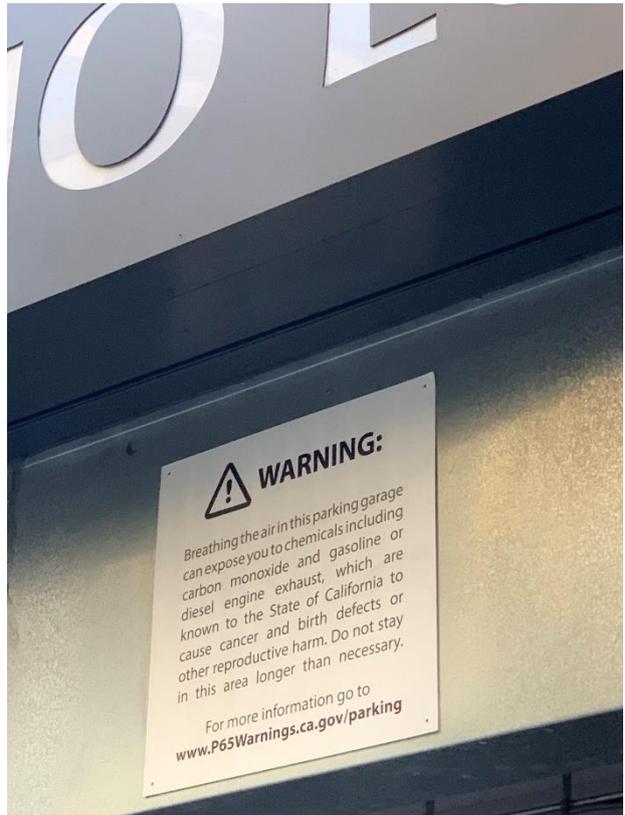


上記の他にも、写真（左）のように、他の警告表示とセットになって表示されている例も確認された。

左図は同様に屋内駐車場入口にて確認されたものだが、上部に他の警告表示、下部にプロポジション 65 の警告表示というような構成となっている。



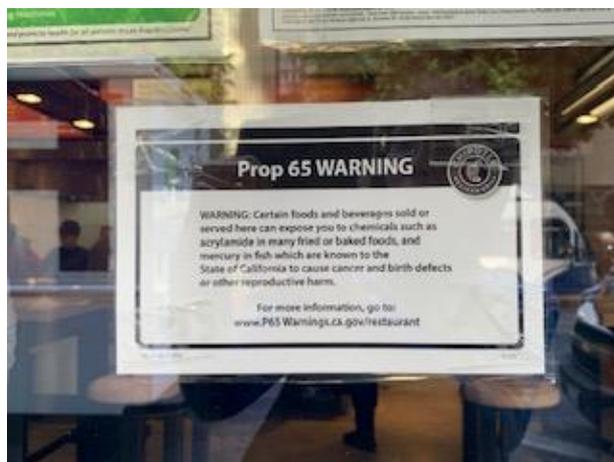
さらに、同じ屋内駐車場における警告表示でも、上記写真（左）のように、常時車両が駐車しているわけではなく、自動車やタクシーの乗り入れスペースの機能を主とする場所でも、屋内駐車場に関する警告表示が確認された。



写真(左上)も同じく屋内駐車場入口における写真だが、プロポジション 65 の警告表示が 2 箇所に表示されている。写真内上部の白いボードの表示(写真(右上)で拡大)は、屋内駐車場でのおぼく露に関するもので前ページ報告と同内容である。他方、写真内左下(写真(左下)で拡大)の表示は、たばこの煙のような化学物質へのおぼく露についての警告表示となっている。この文言

に直接的に該当するセーフハーバー条項はない。

場所：ロサンゼルス (Downtown)、飲食店入口付近



飲食店の入口付近にも警告表示を確認した。揚げ物や加熱処理された食品中のアクリルアミド、魚介料理中の水銀を含む化学物質へのばく露について警告する内容となっており、セーフハーバー条項 § 25607.6. Food and Beverage Exposure Warnings for Restaurants - Content.の内容に沿っている。



写真(左)の飲食店では入口付近、右下に2種類の警告表示を確認できた。写真(右)の右側の警告表示は本ページ上部の警告表示と同じ内容だが、左側の警告表示は、アルコール飲料に関する警告表示でセーフハーバー条項 § 25607.4. Alcoholic Beverage Exposure Warnings - Content.の内容に沿っている。



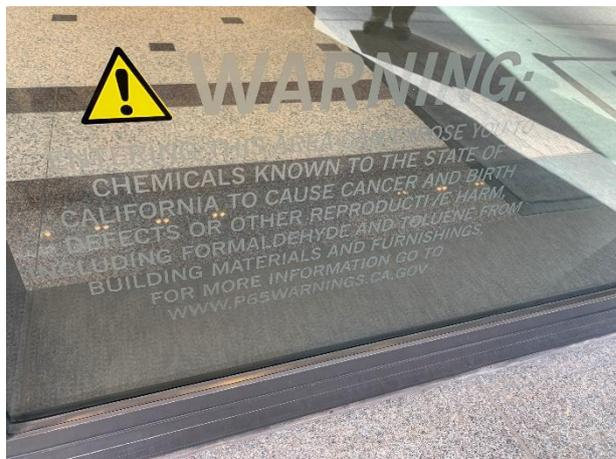
日本でも広く知られている飲食店チェーン店のレジカウンターにもプロポジション65の警告表示を確認した。内容としては、アクリルアミドは基本的に製品に含まれないが、ローストされたものや加熱処理されたものに結果として含まれる場合があることに言及し、警告を伝える内容となっている。



場所：ロサンゼルス（Gardena）、スーパーマーケット内

アルコールに関する警告表示は大手スーパーマーケット内の陳列棚においても確認できた。写真（左）はポルトガル語表示の警告表示で、製品のラベルや敷地内の宣伝に使われている言語での警告表示も求めるセーフハーバー条項に沿ったものと思われる。

場所：ロサンゼルス (Downtown)、オフィスビル入口付近

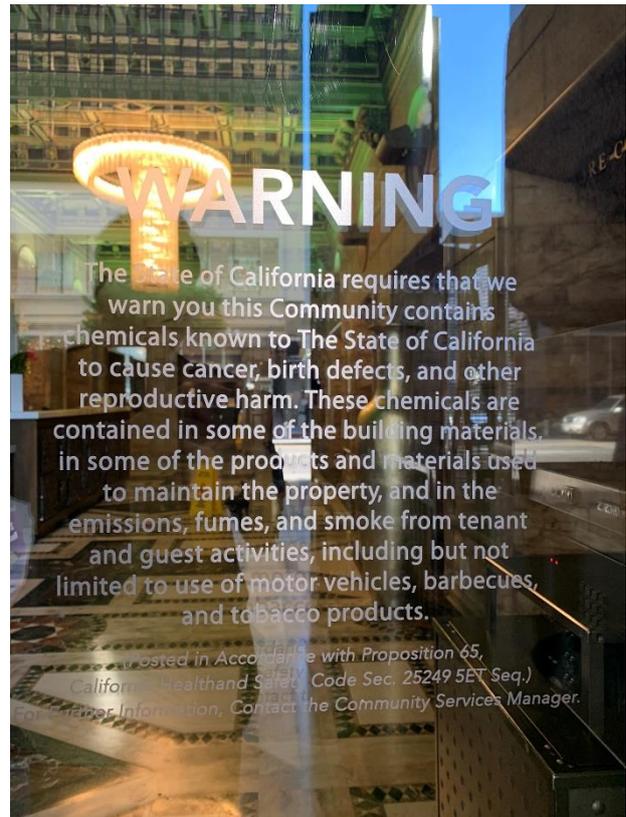


現地ヒアリング調査を行ったピルズベリー法律事務所があるオフィスビルの入口付近にもプロポジション 65 の警告表示を確認した。

建材や建物の装飾品に含まれるホルムアルデヒドやトルエンへのばく露について警告する内容となっており、これは環境暴露に関する警告表示のセーフハーバー条項 § 25605. Environmental Exposure Warnings - Content の内容に沿っている。また、写真 (左) に確認できるように、米国グリーン建築基準の環境性能評価制度規格認証資格として知られる「LEED」の表示や、機器や建物などの省エネルギー性能の認定制度のエネルギースターの表示も確認できた。



先のものと同じくオフィスビル入口にて、建材中の化学物質について警告する表示を確認した。この事例では化学物質名は表示されていない。



場所：ロサンゼルス（ロサンゼルス国際空港）、空港内のお土産店



ロサンゼルス国際空港内のお土産店にて、お土産のマグネット商品のパッケージに警告表示を確認した。商品外装に用いられている着色装飾物の中に、鉛やカドミウムが含まれており、そのばく露について警告している。直接関係するセーフハーバー条項はないが、一般的な消費者製品についての記載方法を記した § 25603. Consumer Product Exposure Warnings - Content.との関連が大きいと思われる。



同じく空港内のお土産店にて確認されたマグネットだが、上記は short-form と呼ばれる簡易的な警告表示を活用している例を確認した。十分な警告表示を行うために必要なスペースを取れない場合に活用するというのが short-form 制度の意図であることは今回の OEHHA へのヒアリング調査でもあらためて確認したところである。

場所：オンラインショップ (GROUPON)



また、衣料品についても警告表示がなされていることを確認した。物質名の記載はないが、我々に身近な製品にも警告表示がなされていることがわかる。

場所：オンラインショップでの表示 (Antigravity Batteries)

**ANTIGRAVITY BATTERIES**
PRODUCTS ▾ INFO ▾
🔍 🛒 0/\$0.00



## Antigravity YTZ10-12 Lithium Battery

★★★★☆ (4 customer reviews)

~~\$219.99~~ **\$131.99**

The Antigravity Batteries YTZ10 is a direct replacement for the OEM version of the YTZ10s lead/acid battery found in many models of motorcycles and powersport vehicles. It also replaces the YTX9, YTX7A, YTZ12 and YTZ14. It offers TWICE the power of the Lead/Acid version while saving about 6 pounds in weight!

- > YTZ10 case size
- > 5.875 x 3.44 x 3.75 inches (LxWxH)
- > 360 Cranking Amps
- > 12 Amp Hours (Pb Eq)
- > 2.25 lbs

Description
Additional information
Reviews (4)

### YTZ10-12 OEM Size Lithium Battery (Direct Replacement)

The Antigravity YTZ10-12 is great for those seeking extra power and massive weight savings. Directly replace your standard battery (YTZ10, YTX9, YTX7A, YTZ12 or YTZ14 models) with this drop-in fit Lithium version that only weights 2.25 lbs. It is also available in a lighter duty 8-Cell version for race use only, or lower CC bikes up to 600cc street use.

#### Features

- > Ultra-Lightweight and Powerful Lithium-Ion Motorsport Battery.
- > Direct Replacement for the lead/acid YTZ10s model yet offers much better cranking amps while also saving about 6 pounds!
- > Can hold a charge up to a year provided there are no "Parasitic Drains" (accessories that draw power when bike is off (i.e. alarms, ECUs, iPods, GPS, heated grips, etc).
- > Large all-brass terminal design.
- > 3-Year Warranty (view our Warranty page for details).

#### Best Uses

- > Excellent for every day use in bikes up to 1000cc.
- > Excellent for direct replacement of Lead/Acid YTZ10s batteries for smaller CC vehicles.
- > Excellent for Race vehicles up to 1300cc.
- > Excellent for use in Race Cars of 2000cc.

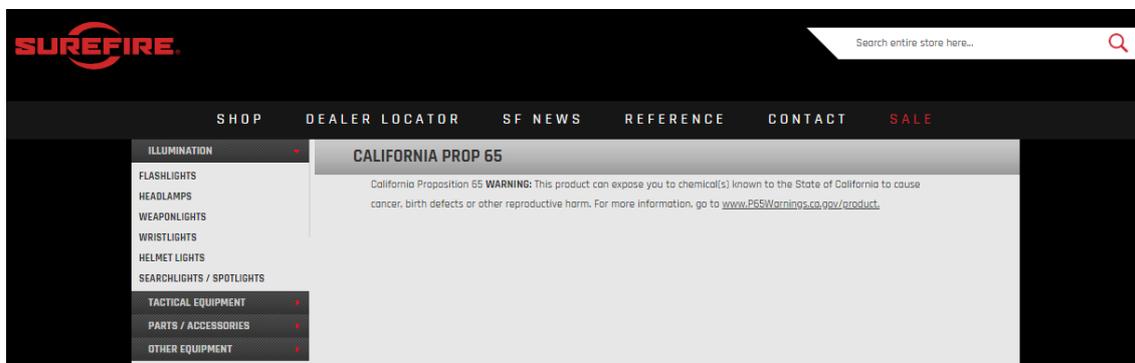
ⓘ Not for use in Passenger Cars or Street use Automobiles.

**Proposition 65 Warning** ^

⚠ WARNING: Cancer and Reproductive Harm – [www.P65Warnings.ca.gov](http://www.P65Warnings.ca.gov)

バイクおよび自動車用の鉛酸バッテリーのオンラインショップにて、商品説明の下部にプロポジション 65 の警告についての内容を確認した。

場所：オンラインショップでの表示（SUREFIRE）



また、警察や軍が使用するフラッシュライトを製造・販売する会社のウェブサイトにおいても警告表示に関する記載を確認した。

### 警告表示の実態に関する現地調査の所感

上述の報告に見るように、屋内駐車場、飲食店、オフィスビル、スーパーマーケット内アルコール飲料陳列棚、衣料品、空港内お土産マグネット製品など、非常に広範な分野、場所、対象について警告表示が実際に表示されていることを確認できた。

スーパーマーケットは大手小売チェーンの大型店舗にて、食品、玩具、食器など様々な製品について表示の有無を確認したが、確認できたのはアルコール飲料の陳列棚のみであった。そのスーパーマーケットは英語に加えてポルトガル語の表示も設け、製品のラベルなどに使われている言語での警告表示も併せて求めるアルコール飲料に関するセーフハーバー条項の規定（§ 25607.3(b)）にも従うという、消費者目線に立つ丁寧な対応を講じている印象を受けたため、その他の製品については、すでにリスト化された物質を使用しない製品を陳列するなどの対応を講じているのかもしれない。

### 今後の予定

カリフォルニア環境保護局（CalEPA）は、プロポジション 65 の成果として以下の点を挙げている<sup>78</sup>。

<sup>78</sup> CalEPA(2020年2月18日アクセス)“CalEPA’s History of Environmental Excellence”

<https://calepa.ca.gov/about/history01/excellence/>

- 玩具、キャンディー、ビタミン剤、コンピューターのコンポーネント、化粧品、アクセサリー、皿、および衣服からの鉛の除去
- 特定の医薬品からの水銀の除去
- 塗料や被覆材からのトルエンの除去
- 食品中のアクリルアミドの低減

本調査でインタビューを行ったピルズベリー法律事務所も、プロポジション 65 は消費者に化学品の危険性を周知するという点で機能していることは評価している<sup>79</sup>。

いっぽうで、金銭目当ての市民訴訟の横行や事業者への影響の大きさなどから、産業界からはこの法律の改正や廃止を求める声も上がっている。しかし、プロポジション 65 の改正や廃止は容易ではない。OEHHA とのインタビューでも、「同法は廃止できない」との発言があった<sup>80</sup>。

これはまず、同法のように住民投票制度で制定された法律の改正や廃止は、州憲法で次のように定められていることによる。

“The Legislature may amend or repeal a referendum statute. The Legislature may amend or repeal an initiative statute by another statute that becomes effective only when approved by the electors unless the initiative statute permits amendment or repeal without the electors’ approval.”

((前略) 議会は、イニシアチブ法が選挙人の承認なしでの修正または廃止を許可する場合を除き、選挙人によって承認された場合にのみ有効になる別の法によって、イニシアチブ法を修正または廃止することができる。)

出典：California Constitution, Article II, Section 10 (c)<sup>81</sup>

プロポジション 65 の場合、提議文書に盛り込まれている法律案（当時）Section 7.で次のように規定されている。

“To further its purposes this initiative may be amended by statute, passed in each house by a twothirds vote.”

(その目的をさらに進展させるために、3分の2の賛成票により(州議会の)各院を通過し

<sup>79</sup> ピルズベリー法律事務所とのヒアリング調査結果を参照。

<sup>80</sup> OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。

<sup>81</sup> [California Legislative Information\(2020年2月18日アクセス\) CALIFORNIA CONSTITUTION – CONS. ARTICLE II VOTING, INITIATIVE AND REFERENDUM, AND RECALL](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=II)  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=II](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=CONS&division=&title=&part=&chapter=&article=II)

た法律により、このイニシアチブは改正することができる。)

すなわち、同法は、選挙人による承認なしでの改正については認めているものの、州議会の上院と下院を3分の2の賛成で可決された法律で、プロポジション 65 の目的をさらに進展させるためにしか、同法を改正することはできないわけである。また、廃止についてはこの規定で触れていないため、州憲法の規定にのっとると考えると、この法律を支持した有権者が承認する別の法律でプロポジション 65 を廃止することは、事実上不可能だと思われる。

このため、この法律の問題点に対しては、従来どおり、当局である OEHHA と州司法局長室による規則の改正で対処していくことになると思われる。実際、OEHHA は特定の暴露に関する規則を増やしていく考えを示しており<sup>82</sup>、「妥当で明確」とみなされる警告のガイダンスを充実させることで、警告に対する市民訴訟のリスク低減に取り組む方針のようである。

規則の改正でもう一点注意が必要なのが、OEHHA とのインタビューで明らかになった消費者向け製品に認められている short-form 警告の使用の制限の可能性である。使用する製品のサイズに関する制限がないため、現在多くの事業者が化学品名を明記する必要のないこの short-form 警告を利用している。しかし、本来小型の製品への使用を意図していた short-form 警告の過剰な使用を OEHHA は問題視しており、この警告を使用している事業者は今後の関連規定改正の動きに注意する必要がある。

---

<sup>82</sup> OEHHA とのヒアリング調査結果を参照。

## 【グリーンケミストリー法およびより安全な消費者向け製品（SCP）規則】

### 制定の経緯

グリーンケミストリー（**green chemistry**）という概念は、1990年代に化学工業分野の環境対策が、それまでの「工場などの施設から出る汚染物質を基準以下に抑える」というアプローチから、「物質の有害な性質自体を変えることで汚染物質の排出を防ぐ」というアプローチに方向転換されたときに生まれたものである。グリーンケミストリーの提唱者である Paul T. Anastas は、1998年に出版された *Green Chemistry: Theory and Practice* という著書のなかで、この言葉を「環境に優しい化学合成」などと定義するとともに、その基本的な考え方を「グリーンケミストリー12原則」としてまとめた。この考え方を消費者向け製品に含まれる有害な化学品に用いようと試みたのがカリフォルニア州で、現在、製品中の有害物質規制の脈略で「グリーンケミストリー」と言う場合、有害物質が使われた製品の処理処分を厳しく規制するのではなく、設計段階で、または製造プロセスから有害化学品を取り除き、最初からより安全な消費者向け製品をつくる、というアプローチを意味している。

2007年4月、カリフォルニア州で環境保護局の有害物質規制部（DTSC）を先導役とするグリーンケミストリー・イニシアチブ（GCI）<sup>83</sup>がスタートした。グリーンケミストリー政策を実施するための政策オプションの策定を目的とするこのイニシアチブは、2008年、その成果として以下の6つの政策勧告を行った。

勧告1：汚染防止の拡大

勧告2：グリーンケミストリーに係わる人材の教育・訓練プログラム、研究開発、および技術移転の発展

勧告3：オンライン製品成分ネットワークの立ち上げ

勧告4：化学品の毒性と有害性に関するオンライン有害物質クリアリングハウスの立ち上げ

勧告5：より安全な製品の追求の加速

勧告6：「揺りかごから揺りかごへ」と呼ばれる廃棄物を出さない循環型経済への移行

これらの勧告のうち、勧告4と勧告5を実現したものが、2008年9月、当時の一ノルド・シュワルツネッガー知事の署名により成立したグリーンケミストリー法である。

この法律は、以下の2件の法案を合体させるかたちでつくられた。

---

<sup>83</sup> DTSC(2020年2月18日アクセス)“California Green Chemistry Initiative Final Report”  
<https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/04/DTSC-California-Green-Chemistry-Initiative-Final-Report-December-2008.pdf>

- **上院法案 SB 509**<sup>84</sup> (2008年9月29日成立) : 勧告4を実現する法案。オンラインの有毒物質情報クリアリングハウス (TIC) の立ち上げを DTSC に求める法律の section 25256、TIC に含まれる有害特性、環境・毒性エンドポイントの特定を環境健康有害性評価室 (OEHHA) に命じる section 25256.1 などを規定。
- **下院法案 AB 1879**<sup>85</sup> (同年9月28日成立) : 勧告5を実現する法案。消費者向け製品をより安全にするために懸念化学品とその代替策を評価し特定する仕組みを確立する規則の採択を DTSC に命じる法律の section 25252、25252.5、25253 などを規定。

法律の制定後、これを実施するために必要な2本の規則が策定された。1本は SB 509 が求める「TIC に収録される有害特性や環境・毒性エンドポイントの評価と特定」を行うための実施規則、すなわち GCI の勧告4を実施するための規則で、OEHHA が策定にあたった。もう1本は AB 1879 が定めた「消費者向け製品中の懸念化学品の特定から代替策分析、規制対応策にいたるまでの具体的なしくみをつくる実施規則」、すなわち GCI の勧告5を実施するための規則で、こちらは DTSC に策定が命じられた。この後者の DTSC の規則が、より安全な消費者向け製品 (SCP) 規則である。

これらの2本の規則は、グリーンケミストリー法の「物質や代替策の評価基準には、クリアリングハウスに含まれる有害特性などが含まれていなければならない」との要件にしたがい、「SCP 規則が定める評価プロセスにおいて、OEHHA の規則で特定された TIC 収録物質の危険有害特性やエンドポイントに関するデータが、評価基準の一部として用いられる」という関係にある。SCP 規則は2013年10月1日に、OEHHA の規則は2012年1月19日に、それぞれ発効した。

DTSC はインタビューのなかで、GCI が2007年に策定された当時の背景要因として、製品に含まれる有害物質の禁止後、同じくらい、あるいはそれ以上に有害な代替物質が使われってしまったという、いわゆる「残念な代替 (regrettable substitutes)」を挙げている<sup>86</sup>。こうした複雑な有害物質規制状況に対し、より安全な代替策を特定して体系的な取組を行う必要性が、GCI を経て、最終的にはグリーンケミストリー法につながった、と DTSC は述べている。

---

<sup>84</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス) "Senate Bill No. 509"

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=200720080SB509](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=200720080SB509)

<sup>85</sup> California Legislative Information(2020年2月18日アクセス) "Assembly Bill No. 1879"

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=200720080AB1879](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=200720080AB1879)

<sup>86</sup> DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

## 現行の法令の内容

以下にグリーンケミストリー法の概要をまとめる。

法規名称	グリーンケミストリー法 <b>Green Chemistry</b> (HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 14)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=14">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=14</a> .
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) 有害物質規制部 (DTSC) および環境健康有害性評価室 (OEHHA)
目的	従来の物質ごと、製品ごとといった個別の規制ではなく、製品中の有害物質、より安全な代替策、必要な規制の特定を行うための包括的なしくみを策定し、製品の安全性の改善を促進する。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>DTSC は、懸念化学品となりうる消費者向け製品中の化学品を特定し優先順位付けするプロセスを確立する規則を採択する。( § 25252(a) ) その際、DTSC は、有毒物質情報クリアリングハウス (後述) のデータに含まれる特性等を含む化学品とその代替策の評価基準を策定する。( § 25252(b)(1) )</li> <li>DTSC は、懸念化学品がもたらす暴露や有害性を低減する最善策を決定するために、製品中の懸念化学品とそれらの考える代替策の評価プロセスを確立する規則を採択する。( § 25253(a)(1) )</li> <li>規則には DTSC が取ることができる規制対応策の範囲を明記する。( § 25253(b) )</li> <li>OEHHA は、有毒物質情報クリアリングハウス (TIC) を創設し、化学品の有害性特性等に関するデータ収集、維持、配信のためのウェブ・ベースでのシステムを提供する。( § 25256 ) OEHHA は、クリアリングハウスに含まれる有害性特性、環境・毒性エンドポイント等のデータを評価し規定する。( § 25256.1 )</li> </ul>
対象物質	優先製品に含まれる懸念化学品 (COC)。詳細は後述の規則参照、

次に、この法律を実施する安全な消費者向け製品 (SCP) 規則の概要を示す。OEHHA の規則も併せて概説する。

法規名称	より安全な消費者向け製品規則 <b>Safer Consumer Products</b> (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54~55)
原文URL	Chapter 54 (OEHHA) : <a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&amp;originati onContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCode ofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&amp;originati onContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a> Chapter 55 (DTSC) : <a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&amp;originati onContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCode ofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&amp;originati onContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	環境保護局 (CalEPA) 有害物質規制部 (DTSC) および環境健康有害性評価室 (OEHHA)
目的	法律参照
主な要件	<p><b>【OEHHA 規則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 毒性有害性特性——発癌性、発生毒性、および生殖毒性 (Article 2) 発癌性、発生毒性、および生殖毒性の有害性特性の定義、エンドポイント、およびそのほかの関連データを規定している。</li> <li>● そのほかの毒性有害性特性 (Article 3) 心循環毒性 (cardiovascular toxicity)、皮膚毒性 (dermatotoxicity)、内分泌毒性 (endocrine toxicity) など 16 の毒性有害性特性の定義、エンドポイント、そのほかの関連データを規定している。</li> <li>● 環境有害性特性 (Article 4) 富栄養化、廃棄物処理生物の機能障害 (impairment of waste management organisms)、植物毒性 (phytotoxicity) など、9 つの環境有害性特性の定義、エンドポイント等を規定している。</li> <li>● 暴露可能性有害性特性 (Article 5) 大気中オゾンの生成、生体蓄積性、環境残留性、地球温暖化係数など、8 つの暴露可能性有害性特性の定義とその証拠を規定している。</li> <li>● 物理的有害性特性 (Article 6) 燃焼促進性 (combustion facilitation)、起爆性、および可燃性の定義とその証拠を規定している。</li> </ul> <p><b>【DTSC 規則】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● この規則は、一部の例外をのぞき、カリフォルニア州で製造・販売される、または流通するすべての消費者向け製品に適用される (§ 69501(b)(1))。</li> <li>● この規制の要件を満たす「責任主体 (responsible entity)」は、製造者、</li> </ul>

法規名称	より安全な消費者向け製品規則 <b>Safer Consumer Products</b> (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54~55)
	<p>輸入業者、組立業者、または小売業者である (§ 69501.1(a)(60))。ただし、その主たる責任は製造者が負う。 (§ 69501.2(a)(1)(A))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先製品決定後、責任主体は自分たちの製品が優先製品である旨 DTSC に届出を行い (§ 69503.7)、そのうえで代替策分析 (AA) を実施するか、必要な届出等を提出して AA の実施を回避するかを選定する。 (§ 69505.2、§ 69505.3)。AA の回避策として提出する届出には以下のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学品除去実施届出および化学品除去確認届出</li> <li>・ 製品除去実施届出および製品除去確認届出</li> <li>・ 製品－化学品置き換え実施届出および製品－化学品置き換え確認届出</li> <li>・ 代替策分析免除閾値届出</li> </ul> </li> <li>● 製品中の候補化学品 (CC) に暴露する可能性があり、重大／広範な影響に寄与するかそうした影響を引き起こすかする暴露の可能性のある消費者向け製品と CC との組み合わせが「優先製品」と特定される (§ 69503.2(a))。優先製品の特定は、主に CC による悪影響と CC への暴露、廃棄物と使用終了時の悪影響、利用できる情報、他の規制プログラム、より安全な代替策、の 5 つのファクターを検討して行われる (§ 69503.2(b))。</li> <li>● DTSC は「優先製品作業計画」を発表し、向こう 3 年間に優先製品リストに追加される製品を特定するために評価対象となる製品カテゴリーを特定する。 (§ 69503.4(a))</li> <li>● 優先製品の責任主体は、優先製品に関する AA を実施して、指定される時間枠内に暫定 AA 報告書と最終 AA 報告書を DTSC に提出しなければならない (§ 69505.1(b))。AA は 2 段階に分けて実施され、暫定 AA 報告書は第 1 段階が完了したあとで、最終 AA 報告書は第 2 段階が完了したあとで、それぞれ DTSC に提出される。 (§69505.4)</li> <li>● DTSC は、公衆衛生と環境の保護に必要と判断する場合、優先製品または選ばれた代替製品を対象とする規制対応策を特定し、実施を求めることができる (§ 69506(a))。特定された規制対応策には次のものがある。 (§ 69506.3~69503.8) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者への製品情報の提供</li> <li>・ 化学品および製品の使用制限</li> <li>・ 製品の販売禁止</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	より安全な消費者向け製品規則 <b>Safer Consumer Products</b> (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 54~55)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工学的および行政的抑制</li> <li>・ 使用済み製品管理プログラム</li> <li>・ グリーンケミストリーおよびグリーンエンジニアリングの推進</li> <li>● 優先製品リスト (§ 69511~)</li> </ul>
対象物質	<p>優先製品に含まれる懸念化学品 (COC)。優先製品がリストに掲載されるまでは候補化学品 (CC) と呼ばれ、それらは以下の条件を満たしている。(§ 69502.2(a))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● OEHHA の規則で特定された有害性特性や環境・毒性エンドポイントをひとつ以上示している。</li> <li>● 規則で挙げられている権威団体により特定の有害性特性や環境・毒性エンドポイントを示す物質のリストか水質や大気などの汚染や暴露指標となっている物質のリスト、またはその両方に掲載されている。リストは § 69502.2(a)(1)および(2)に列挙されている。</li> </ul> <p>候補化学品データベース： <a href="https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/">https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/</a></p>

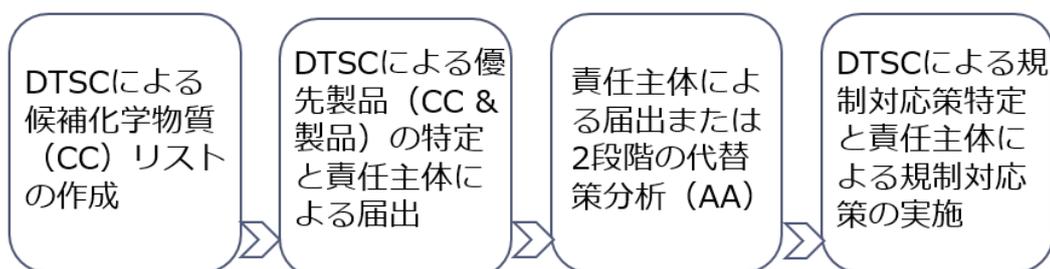
## 運用状況

### ■ 規制の枠組み

最初に法規に定められた規制の枠組みを概説する。

- DTSC による候補化学品 (CC) リストの作成
- DTSC による規制対象である優先製品 (CC と製品との組み合わせ) の特定、および優先製品の責任主体による「自分たちの製品は優先製品である」という届出
- 責任主体が代替策分析 (AA) を回避する場合はそのための届出、回避しない場合は 2 段階からなる AA の実施
- AA の結果を踏まえ、必要な場合は DTSC による規制対応策の特定と責任主体による規制対応策の実施

## ■ 規制の枠組み – 4段階プロセス



SCP 規則の規制の枠組み

対象となる「消費者向け製品 (consumer product)」は、いかなる目的であれ、ある者 (a person) に使用、購入、あるいは使用目的でのリースが行われる製品またはパーツである (グリーンケミストリー法 § 69501.1(a)(24))。ただし、危険な処方薬・(医師の指導が必要な) 装置、歯の修復材、医療装置、処方薬・装置、歯の修復材、医療装置の包装材、食品、および殺虫剤は「消費者向け製品」の定義から除外されている。

## ■ 責任主体

この規制の要件を満たす「責任主体 (responsible entity)」は、優先製品の製造者、輸入業者、組立業者、および小売業者から成る、いわば「チーム」である。ただし、その責任の重さについては序列があり、主たる責任は製造者が負うことになっているが、製造者が責任を果たさなければ輸入業者に、輸入業者も責任を果たさない、あるいは輸入業者が存在しない場合は、組立業者または小売業者に責任を果たす義務が回ってくるようになっている (SCP 規則 § 69501.2(a)(1))。

組立業者や小売業者を含めたチームで要件の遵守にあたるしくみは珍しいが、これは DTSC とのインタビュー<sup>87</sup>でも触れられているように、カリフォルニア州で流通している消費者向け製品の多くは州外や海外で製造されているという現状を踏まえて考案された。州外や海外の製造者が SCP 規則の責任主体となった場合、それらが SCP 規則を遵守しなかったとしても、これはあくまでも州の規則であるため、DTSC は規則の遵守を州外の者に強要することはできない。となると、州内の製造者にとって重大な不公平が生じることになる。そうした事態を避けるため、SCP 規則は「製造者」だけに要件の遵守義務を課さず、必ず州内に存在する小売業者などを含めた責任主体チームをつくり、そのいずれかの者が規則の要件を満たせばチームとして要件を遵守したとみなされる、というしくみを作り上げた。

<sup>87</sup> DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

とはいうものの、主たる責任はあくまでも製造者にあり、代替策分析や規制対応策など、実際問題としてほかの責任主体では遵守できない要件がある。そうした要件を製造者が実施しなかった場合、最終的に遵守責任が回ってきた組立業者や小売業者が問題の製品の注文をやめ、その旨を DTSC に届け出れば、その責任を免れることができるようになっている (SCP 規則 § 69501.2(b))。たとえ海外にいる製造者であっても、製造者がその要件を実施しなければ、結果的にその製品はカリフォルニア州で販売できなくなるわけである。

## ■ 候補化学品 (CC)

候補化学品は、OEHHA の規則に挙げられた有害特性や環境または毒性エンドポイントをひとつ以上示しており、かつ以下のいずれかの条件を満たすものである。

- SCP 規則 § 69502.2(a)に挙げられた、すでにある特定の有害特性や環境・毒性エンドポイントを示す物質のリスト (2020年2月現在 15件)、もしくは水質や大気などの汚染や暴露指標となっている物質のリスト (2020年2月現在 8件) のどちらか、またはその両方に挙げられている物質。これらのリストには次のようなものがある。
  - ・ プロポジション 65 の発癌性原因物質および生殖毒性原因物質リスト
  - ・ EU の規則(EC) 1272/2008 の附属書 VI において、発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質のすべて、またはいずれかのカテゴリー1A および 1B として分類される化学品
  - ・ EU の規則(EC) 1907/2006 の第 59 条に従って作成される高懸念物質候補リストに内分泌攪乱特性に関する第 57 条(f)を根拠に含まれる化学品
- SCP 規則 § 69502.2(b)に規定される基準を使って DTSC がリストに追加した物質。これらの基準には、その物質が人々の健康や環境にもたらす悪影響、潜在的暴露、利用できる関連情報の範囲と質などが含まれる。

CCに関する詳細な情報および最新の CC リストは、以下の URL で確認できる。

<https://dtsc.ca.gov/scp/candidate-chemicals-list/#/>

## ■ 優先製品作業計画

SCP 規則 § 69503.4 に規定される「優先製品作業計画 (Priority Product Work Plan)」は、優先製品の候補を選ぶために DTSC が今後 3 年間に評価する製品カテゴリーを特定し、それらが選定された理由や根拠をまとめたもので、3 年ごとに発行される。現行の作業計画

「3 年優先製品作業計画 2018–2020」<sup>88</sup>は 2018 年 5 月に発表されたもので、評価対象として以下の 7 つの製品カテゴリーを挙げている。

- 1) 美容・パーソナルケア・衛生製品
- 2) 洗浄製品
- 3) 家庭、学校、職場の家具・インテリア用品
- 4) 建物の建設・改修に使われる製品・材料
- 5) オフィス、学校、業務用の消耗サプライ用品
- 6) 食品パッケージ
- 7) 鉛蓄電池

この作業計画には、特定の化学品に評価の的を絞っていると誤解されないようにするため、各製品カテゴリーで検討される可能性がある化学品に関する情報は含まれていない。したがって、作業計画に挙げられた製品カテゴリーに含まれ得るすべての製品に関して、候補化学品データベースに収載されているすべての化学品が検討対象になり得ることになる。

DTSC は、作業計画は次の規制対象候補に関する「産業界や市場への政策優先事項に関するメッセージであり、強力な影響力がある」と述べている<sup>89</sup>。過去には、CC を使っていた製品のカテゴリーが作業計画の検討対象に挙げられた際、まだ規制されていないにもかかわらず、製造者が CC を使用していた製品をシフトした例があったといい、将来規制対象になる可能性がある企業に対し、今後の方針と対策を検討する機会と猶予を与えるものとなっているようである。

## ■ 優先製品の選定と優先製品候補

優先製品の特定は、規則にのっとり、主に CC による悪影響と CC への暴露、廃棄物と使用終了時の悪影響、利用できる情報、他の規制プログラム、より安全な代替策、の 5 つのファクターを検討して行われる。DTSC はまた、特定における基本的ファクターとして、以下の 2 点を挙げている。

- 製品に含まれる CC への潜在的暴露
- 重大または広範な悪影響を引き起こす潜在的暴露

ただし、優先製品として候補に挙げられた CC と製品の組み合わせが実際に優先製品と

---

<sup>88</sup> DTSC(2020 年 2 月 18 日アクセス)“Three Year Priority Product Work Plan 2018 – 2020”  
[https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final\\_2018-2020\\_Priority\\_Product\\_Work\\_Plan.pdf](https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final_2018-2020_Priority_Product_Work_Plan.pdf)

<sup>89</sup> DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

なるには、その旨規定する規則が策定されなければならない。規則の策定プロセス<sup>90</sup>には意見公募期間なども含まれる。通常、行政機関は、規則策定の提案通知から1年以内に策定プロセスを完了させることになっている。

採択された優先製品のリスト追加規則は、SCP 規則 § 69511 から始まる「Article 11 Priority Product List」に加えられる。規則には製品と組み合わせられる CC が明記されるが、CC は優先製品リストに掲載される時点で名称が代わり、**懸念化学品 (COC)** となる。

2014年3月、SCP 規則発効後、最初の優先製品候補として3つの製品と CC との組み合わせが公表された。それから2020年2月現在までに、以下のような CC と製品の組み合わせが優先製品候補として提案されている。

- ノニルフェノールエトキシレート (NPE) 類を含む洗濯用洗剤
- N-メチルピロリドン (NMP) を含む塗料・ニス剥離剤および落書き除去剤
- トルエンを含むネイル製品
- 織物または革製品用の PFAS 類を含むケア製品 (treatment)
- 1,4-ジオキサンを含むパーソナルケア・衛生製品および洗浄製品

最近では2020年1月30日、メタクリル酸メチル (MMA) を含むネイル製品が候補に提案された。DTSC とのインタビューによると<sup>91</sup>、現在全米が規制強化に取り組んでいる PFAS 類は、カーペット類だけでなく食品パッケージなどさまざまな製品に使われており、同部も注目しているという。DTSC はこれらの候補製品に関するワークショップやウェビナーを開催し、参加者に候補製品に関する情報を提供するとともに、参加者からも関連情報やデータ、意見などを得ている。

## ■ 優先製品の現状

2020年2月現在、SCP 規則の優先製品リストに掲載されているのは、SCP 規則発効後、最初の優先製品に提案された以下の3点である。

- リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP) またはリン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP) 含むフォームパッドを使用した子ども用寝具マット類

---

<sup>90</sup> California Office of Administrative Law(2020年2月19日アクセス)“About the Regular Rulemaking Process”

[https://oal.ca.gov/rulemaking\\_participation/](https://oal.ca.gov/rulemaking_participation/)

<sup>91</sup> DTSC とのヒアリング調査結果を参照。

- 未反応メチレンジフェニルジイソシアネート (MDI) を含むスプレーポリウレタンフォーム (SPF) システム
- 塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤

これらの優先製品の現状を以下にまとめる。

### **TDCPP または TCEP を含むフォームパッドを使用した子ども用寝具マット類**

この製品は 2017 年 7 月 1 日、SCP 規則のもとで最初に優先製品リストに掲載された。具体的には、子どもの昼寝用マット、ベビーベッド用のフォームパッド、プレイヤード（幼い子どもを寝かせたり遊ばせたりする大きな囲い）用フォーム、揺りかご用パッド、枕などで TDCPP または TCEP を含むポリウレタンフォームを使ったものが該当する。

この優先製品に関しては、優先製品に指定されたあと、自分たちの製品が優先製品であるという届出が 1 件も行われなかった。これは州内で販売されている該当製品は優先製品に該当しないことを意味するため、DTSC が 2018 年春に同州の市場に出回っている 21 個の該当製品を購入して試験したところ、TDCPP と TCEP のどちらか、または両方を意図的に追加したことを示唆するレベルで含む製品はひとつもないことが判明した。DTSC は 2019 年 1 月付で調査報告書<sup>92</sup>を発表し、「カリフォルニア州で販売されているこれらの製品の製造者は SCP 規則を遵守していると思われる」との所見にもとづき、「現時点ではこれ以上遵守活動を行う正当な理由はないと考える」と結論した。

### **未反応 MDI を含む SPF システム**

家屋やビルの断熱やすき間を防ぐ密閉化などに使用されるこの製品は、2018 年 7 月 1 日に優先製品リストに追加された。この製品については、米国化学工業協会 (ACC) が暴露の可能性などに疑問を呈し、規制対象指定の撤回を求めて異議を申し立てたため、規則の実施が一時棚上げされた。しかし、DTSC が 2019 年 2 月、この申し立てを承認しないと最終決定を ACC に書簡で通知し、これをもって SCP 規則の実施が始まった。

未反応 MDI を含む SPF システムの責任主体およそ 15 社は、優先製品に関する届出を行ったあと、代替策分析 (AA) に臨んだが、2019 年夏、各社は簡約版 (Abridged) の代替策分析 (AA) 報告書を DTSC に提出した。簡約版 AA 報告書は、2 段階から成る AA の第一段階が終了した時点で、利用可能で機能的に受容可能であり、かつ技術的に実現可能な代替策を特定できなかった場合に提出できるものである。DTSC はこれらの簡約版 AA 報告書

<sup>92</sup> DTSC(2020 年 2 月 19 日アクセス)“Testing Children’s Foam-Padded Sleeping Products in California: A Summary of Findings”  
<https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2019/03/SCP-Nap-Mats-Sampling-Report.pdf>

に対する意見公募を実施し、その間に特定された問題について情報を補うよう求める補遺要求通知を12月中旬に各社に発出した。補遺の提出期日は2020年4月10日である。

未反応MDIを含むSPFシステムの責任主体が行った届出や実施したAAなどの情報は、DTSCのウェブサイトにあるSCP情報管理システム、CalSAFERの以下のページで閲覧できる。

<https://calsafes.dtsc.ca.gov/cms/priorityproductdetail/?rid=1007>

### **塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤**

3つ目の優先製品である塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤は、2019年1月1日に優先製品リストに追加された。これを受け、責任主体となる11社が優先製品の届出を行い、うち5社がハロゲン化溶剤工業連盟(HSIA)のもとでコンソーシアムを組み、SCP規則のもとで初となるAAに取り組んだ。5社は7月にAA第一段階終了時に提出する暫定AA報告書をDTSCに提出し、いったんは「欠陥通知」を発出されて複数の欠陥を指摘されたものの、改訂版報告書は12月に「適合通知」を受け、AAの第二段階に進むことができた。その結果作成される最終AA報告書の提出期日は2020年12月2日である。

この製品の責任主体は、AAにのぞんだ5社以外は優先製品をカリフォルニア州の市場から撤退させる道を選択した。AAを実施した5社のなかからも、その後、製品の販売と流通の中止を届け出た企業があった。

塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤の責任主体が行った届出や実施したAAなどの情報は、CalSAFERの以下のページで閲覧できる。

<https://calsafes.dtsc.ca.gov/cms/priorityproductdetail/?rid=1009>

2019年はSCP規則のもと、2つの優先製品について初めてAAが実施された。DTSCはそのウェブサイト(<https://dtsc.ca.gov/scp/alternatives-analysis/>)で、AAのためのガイドやAAの例のレビュー結果などを提供しているが、塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤に関する最初の暫定AA報告書は、当局であるDTSCに欠陥が指摘される結果となった。DTSCはAAを困難にする要因として、多くの代替物質がある場合の評価の難しさや代替の際に考慮する要素の多さを挙げている。また、この優先製品の責任主体の多くがAAを実施せずに製品をカリフォルニア州の市場から撤退させる選択を行ったことについては、同部は経済的要素の影響が大きいのでは、との見方を示した<sup>93</sup>。

なお、DTSCは2020年2月29日までに、PFAS類を含むカーペットおよびラグを4番

<sup>93</sup> DTSC とのヒアリング調査結果参照。

目の「優先製品」としてリストに掲載するための規則案<sup>94</sup>を公表し、意見公募を開始した。意見の受付締切日は2020年4月13日で、同日には規則案に関する公聴会も開催される予定である。

## ■ SCP 規則の実施体制

DTSC とのインタビュー調査<sup>95</sup>によると、SCP プログラムに取り組んでいるのは DTSC の職員 41 名と多数の専門家である。また、このプログラムの予算は 650 万ドルだという。

### 今後の予定

グリーンケミストリー法と SCP 規則の今後について、まず注目されるは、2020 年は AA を実施している 2 つの優先製品、とりわけ受容可能で実現可能な代替策を特定できないと AA プロセスの半ばで結論した未反応 MDI を含む SPF システムについて、DTSC による規則対応策の検討の動きがみられる可能性がある、ということである。塩化メチレンを含む塗料・ニス剥離剤についても、順調に進めば 2020 年末に最終 AA 報告書が提出されるため、DTSC は早々、その結果を踏まえた規制対応策の準備にとりかかる可能性がある。

また、2 月末には PFAS 類を含むカーペットとラグを 4 番目の優先製品とする規則案が提案されたが、これ以外にも、現在進められている複数の優先製品候補の評価がすすみ、さらに新たな優先製品が特定されるか否かも興味深い。

しかし、最大の関心のまとは、2019 年に州議会に上程されたグリーンケミストリー法改正法案（法案番号 SB 392）のゆくえである<sup>96</sup>。この法案は、グリーンケミストリー法が制定から 10 年の節目を迎えた 2018 年に NPO が作成した SCP プログラムのこれまでの成果と課題を評価する報告書の内容を反映している。NPO の報告書は、実施のペースが遅い、DTSC の情報収集権限が不明瞭、といったプログラムの重大な問題点を指摘するとともに、優先製品に関する DTSC のアクションを加速するための法律の改正など、このプログラムの有効性を高めるためのさまざまな勧告を行った。

SB 392 が提案している主な改正点を以下に示す。

<sup>94</sup> DTSC(2020 年 2 月 19 日アクセス)

[https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2020/02/PFAS-CR\\_Template-Proposed-Regulatory-Text.pdf](https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2020/02/PFAS-CR_Template-Proposed-Regulatory-Text.pdf)

<sup>95</sup> DTSC とのヒアリング調査結果参照。

<sup>96</sup> California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス) ” SB-392”

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200SB392](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB392)

- AA を要求する代わりに代替策に関する既存の研究や評価を利用し、それらを根拠に規制対応策の段階に進むことを DTSC に認める。
- 製造者に製品や化学成分に関するデータや情報を要求する権限を DTSC に認める。要件に違反する者は 5 万ドル以下の民事罰を支払う。
- 優先製品作業計画に新たな情報（規制対象になる可能性がある化学品、製品の安全性評価に必要な追加の成分情報、規制プロセスのタイムラインなど）を含める。

SB 392 は 2019 年 5 月に上院を通過し、下院で審議されていたが、会期末に審議が棚上げとなった。しかし、DTSC からの情報によると、この法案は 2020 年の会期で審議が再開されるという<sup>97</sup>。2020 年のカリフォルニア州議会の会期は 8 月 31 日までで、それまでに法案が上院と下院の両方を通過し、州知事がそれに承認の署名をすれば、法案は法律として成立することになる。

グリーンケミストリー法が改正されれば、DTSC はそれを実施する SCP 規則を改正しなければならない。DTSC はインタビューのなかで、改正法案を気にかけており、なかでも優先製品作業計画に関する改正の提案は、この計画が持つメッセージを大きく変える内容であるため、特に懸念していると述べた。

2020 年 2 月 21 日には、グリーンケミストリー法のうち、SCP プログラムを定めるすべての条項を削除し、このプログラムを廃止する法案（AB 3354）<sup>98</sup> も下院に上程されている。ただし、3 月 4 日現在、この法案の審議は進展していない。

## 【その他の州独自の法律】

そのほかのカリフォルニア州独自の法律として、まず挙げることができるのが、一部で「カリフォルニアの RoHS 法」と呼ばれる同州の電子廃棄物法である。この法律は 2003 年 9 月に制定された、米国初の廃電子機器収集・リサイクル法で、EU の RoHS 指令というよりは WEEE 指令に相当する法律だが、そのなかに、RoHS 指令を参照するかたちで対象電子機器に含まれる重金属（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム）の含有を規制する条項が含まれている。

<sup>97</sup> DTSC とのヒアリング調査結果参照。

<sup>98</sup> California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)“ AB-3354”  
[http://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200AB3354](http://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB3354)

米国には連邦レベルで EU の WEEE 指令に相当する法律が存在しておらず、カリフォルニア州など 25 の州で制定されているのみである。そのうち RoHS 指令に言及する規定を持つ州は 8 州あるが、それらのほとんどは自社製品が RoHS 指令の要件を遵守しているかどうか、および欧州委員会からその要件の適用除外を承認されているかどうかを明らかにするよう製造者に求めるというもので、カリフォルニア州のような規制を敷いている州は、2019 年末現在、同州とニュージャージー州の 2 州しかない。

この法律は健康・安全法典（HSC）と公共資源法典（PRC）に分かれて組み込まれており、対象電子装置（対角線の長さが 4 インチを超えるスクリーンを含むビデオ・ディスプレイ装置）は、PRC（Division 30, Part 3, Chapter 8.5. “Electronic Waste Recycling” の § 42463(e)）<sup>99</sup>のほうに定義されている。この法律を所管する DTSC のウェブサイトによると、この規定はカリフォルニア州で対象電子装置を販売する、または販売目的で提供するすべての者（製造者、流通者、卸売業者、および小売業者）に適用される。ただし、EU の RoHS 指令に従わない対象電子装置は、カリフォルニアの RoHS 法にも従うものではない。

カリフォルニアの RoHS 法と関連規則の概要は以下のとおりである。

法規名称	2003 年の電子廃棄物リサイクル法 <b>Electronic Waste Recycling Act of 2003</b> (HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3) 対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則 <b>Restrictions on the Use of Heavy Metals in Covered Electronic Devices</b> (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.202)
原文 URL	法律： <a href="https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=10.3">https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.5.&amp;article=10.3</a> . 規則： <a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&amp;originationContext=documenttoc&amp;transitionType=CategoryPageItem&amp;contextData=(sc.Default)</a>
所管官庁	カリフォルニア環境保護局（CalEPA）有害物質規制部（DTSC）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器の管理責任者に経済的救済を提供する</li> <li>州の消費者が対象機器を無料でリサイクルする機会を促進する</li> <li>対象機器の違法投棄を減らし、法規に準拠した管理と処分を増やす</li> <li>廃コンピューターモニターやテレビの備蓄をなくす</li> </ul>

<sup>99</sup> California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)” PRC DIVISION 30., PART 3., CHAPTER 8.5. Electronic Waste Recycling”, ARTICLE 2. [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=PRC&division=30.&title=&part=3.&chapter=8.5.&article=2](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=PRC&division=30.&title=&part=3.&chapter=8.5.&article=2).

法規名称	<b>2003 年の電子廃棄物リサイクル法 Electronic Waste Recycling Act of 2003</b> (HSC Division 20, Chapter 6.5, Article 10.3) <b>対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則</b> <b>Restrictions on the Use of Heavy Metals in Covered Electronic Devices</b> (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.202)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象機器に含まれる有害物質の量を減らす</li> </ul>
主な要件	<b>【法律】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ある電子装置が、その製造日以降、欧州連合域内で販売あるいは販売目的で提供されることを禁止される場合、EU の RoHS 指令が特定の重金属が存在していることを理由にその販売を禁止している限り、DTSC はその電子装置がこの州で販売あるいは販売目的で提供されることを禁じる規則を採択しなければならない。(法律 § 25214.10(b))</li> </ul> <b>【規則】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2007 年 1 月 1 日以降、ある電子装置が、そこに含まれるひとつ以上の重金属が EU の RoHS 指令が規定する最大許容濃度を超えていることを理由に、その製造日以降、欧州連合域内で販売あるいは販売目的で提供されることを禁止される場合、いかなる者も、その電子装置を州内で販売したり販売目的で提供したりしてはならない。(規則 § 66260.202(a))</li> </ul>
対象物質	EU の RoHS 指令で規制されている重金属 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)。具体的な対象電子装置 (ビデオディスプレイ装置) は規則 (CCR Title 22, Division 4.5, Chapter 10, Article 3, § 66260.201) に明記されている。

もうひとつが 2017 年 10 月に成立した、州内で販売される幅広い洗浄製品の成分開示を製造者に求める **2017 年洗浄製品知る権利法** (法案番号: SB 258) である。家庭用や業務用のさまざまな洗浄製品に意図的に加えられた成分や特定香料成分、香料アレルゲンなどを、製品ラベルと自社のウェブサイトを使って開示することを製造者に求めるもので、法律は 2018 年 1 月 1 日に発効した。この法律を起草した議員は、「この法案は、他の連邦や州の法律または規制の枠組みでは提供されない、消費者の知識と安全における重要な失われたひとつのピース (片)、すなわち情報の完全開示を提供する」と主張している<sup>100</sup>。

2020 年 2 月現在、米国ではカリフォルニア州とニューヨーク州が洗浄製品の成分開示に乗り出しているが、法律として定めているのはカリフォルニア州のみである。

<sup>100</sup> California Legislative Information(2020 年 2 月 19 日アクセス)"Senate Floor Analysis-SB 258(2017 年 9 月 13 日付け)

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill\\_id=201720180SB258](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=201720180SB258)

この法律は現在、所管省庁が存在していないとのことで、運用状況は定かではない<sup>101</sup>。しかし、製造者によるウェブサイトでの成分情報公表要件は 2020 年 1 月 1 日に発効することから、2019 年の年末には、米国の環境法規に関するオンラインの情報ソースで、洗浄剤の製造者に注意を呼び掛ける記事が複数確認された。

この法律の概要は以下のとおりである。

法規名称	2017 年の洗浄製品知る権利法 Cleaning Product Right to Know Act of 2017 (HSC Division 104, Part 3, Chapter 13)
原文 URL	<a href="https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=13.&amp;article=">https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=3.&amp;chapter=13.&amp;article=</a>
所管官庁	なし
目的	洗浄製品の特定の化学成分を製品ラベルおよび製造者のウェブサイトで公表させ、消費者や労働者が購入を決める際の参考にできるようにするとともに、製品中の潜在的に有害な化学物質への暴露による健康影響を低減できるようにする。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規定される適用免除製品を除き、主として清掃業務、家庭、または業務における洗浄目的で使用されるエアケア製品、自動車製品、一般洗剤、研磨または床メンテナンス製品を対象（指定製品）とする。（§ 108952(f) 参照）</li> <li>● 州内で対象製品を販売する製造者は、原則、以下の情報を製品ラベルで公表する。（§ 108954） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後述の対象物質</li> <li>・ 製造者のフリーダイヤルとウェブサイトの URL</li> </ul> </li> <li>● 州内で対象製品を販売する製造者は原則、指定製品に関する以下の情報をウェブサイトで公表する。（§ 108954.5） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後述の対象物質およびそれぞれの CAS 番号（意図的に加えられた成分は重量による降順で記載）</li> <li>・ 各成分の機能的目的</li> <li>・ 指定リストの電子リンク</li> <li>・ 指定製品の危険有害性周知安全データシート（SDS）へのリンク</li> </ul> </li> <li>● ウェブサイトでの成分情報公表要件は 2020 年 1 月 1 日以降に、製品ラベルでの成分情報公表要件は 2021 年 1 月 1 日以降に州内で販売される</li> </ul>

<sup>101</sup> DTSC とのヒアリング調査結果参照。

法規名称	<b>2017年の洗淨製品知る権利法</b> <b>Cleaning Product Right to Know Act of 2017</b> (HSC Division 104, Part 3, Chapter 13)
	指定製品に適用される。( § 108956)
対象物質	<p><b>【ラベル表示対象物質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• オプション(1)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロポジション 65 の対象物質リストなど、22 の指定リスト ( § 108952(g)参照) に記載されている成分で意図的に加えられたもの ( § 108954(a)(1)(A))</li> <li>・ EU 化粧品規則 (No. 1223/2009) 附属書 III に記載されている香料アレルゲン (100ppm 以上含まれている場合) (同(1)(B))</li> </ul> </li> <li>• オプション(2)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品に含まれる意図的に加えられた成分で機密ビジネス情報 (CBI) 以外のもの (同(2)(A))</li> <li>・ 香料アレルゲンおよび香料成分と着色料の含有についてもその旨記載する (同(2)(B))</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【ウェブサイト公表対象物質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品に含まれる意図的に加えられた成分 (CBI 等除く) ( § 108954.5(a)(1)(A))</li> <li>• 100ppm 以上含まれる 34 の非機能成分 ( § 108952(m)参照) (同(2)(A))</li> <li>• 1,4-ジオキサンは 10ppm (同(2)(C))</li> </ul> <p>(注) プロポジション 65 対象物質リストに記載されている意図的に追加された成分は、2023 年 1 月 1 日まで、いずれの公表義務も免除される (同(a)(1)(C)など)</p>

## 2.8 建築

### 連邦法

米国には日本の建築基準法に相当する全国統一的に適用される法令は整備されていない。連邦緊急事態管理庁（FEMA<sup>102</sup>）によると、米国における建物基準についての初動は1800年代後半とされている。都市部の人口密集地で大規模な火災がいくつも起きたことへの反応として、各主要都市がビルディング・コード（Building Code）を採用し、執行し始めた。したがって、初期のビルディング・コードの主要内容は、火災リスクの低減に置かれている。今日のビルディング・コードは、建物の構造的統一性、耐火性能、安全な非常口、照明、換気、建材についてなどその内容は多岐に渡っている。但し、それでも建物の使用者の健康、安全を守るための最低限の要件を定めるものとなっている。

ビルディング・コードは国際基準評議会（ICC<sup>103</sup>）が建築のあらゆる面についての一連のコードを策定しており、FEMAでもそれらのコードを紹介している。

- ① 国際建築基準（International Building Code, IBC）  
IRC対象の居住用建物を除いて、新規建物ならびに既存建物に適用。
- ② 国際住居基準（International Residential Code, IRC）  
1～2世帯用の新規ならびに既存の居住用建物およびマンションに適用。
- ③ 国際不動産管理基準（International Property Maintenance Code, IPMC）  
すべての既存建物に適用され、建物の継続的な安全使用のための管理内容を規定。
- ④ 国際既存建物基準（International Existing Building Code, IEBC）  
既存の建物の改築、修繕、増築または変更に適用。

ICCは3年毎にコードを更新しており、IBCを例に挙げると、現行は2018年版IBCであり、次回更新版は2021年版となる。いずれも有料資料となっており、ICCウェブサイトより購入が可能である<sup>104</sup>。連邦政府の組織であるFEMAは、ICCの各種コード策定・更新の過程に密接に関わっており、過去30年以上にわたり、協力ならびに各種提案をおこなっている。

なおICCでは米国各州が採用しているコードを整理し、容易にアクセスできるページを設けている<sup>105</sup>。次ページ以降にカリフォルニア州の内容について報告する。

---

<sup>102</sup> Federal Emergency Management Agency

<sup>103</sup> International Code Council

<sup>104</sup> ICC (2020年2月17日アクセス) <https://www.iccsafe.org/>

<sup>105</sup> ICC (2020年2月17日アクセス) "Find Codes by State"

<https://codes.iccsafe.org/>

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州では、カリフォルニア建築基準法<sup>106</sup>にて「カリフォルニア建築基準コード (California Building Standard Code)」を建物基準委員会 (BSC) が策定・管理・更新し、同州の建物基準として適用することを定めている。また、同州は米国の州で初めて「グリーン建物基準コード (Green Building Standards Code)」を定めた州でもある。

### 制定の経緯

カリフォルニア建築基準コードについては、「(e)-2-1 制定の経緯」を参照のこと。曖昧さ回避のために述べておくと、規則集 CCR の Title 24 に位置づけられているものが「カリフォルニア建物基準コード」、そしてそのコードの Part 2 が「カリフォルニア建物コード (California Building Code)」となっている。カリフォルニア建築基準コードは建物コード以外にも消防コード、エネルギーコードなど様々な要素で構成されている。Part 11 には「グリーン建物基準コード」が位置づけられている。

グリーン建物基準コード (CAL Green と呼ばれる) は、米国の州の中でカリフォルニア州が初めて導入した義務的なグリーン建物基準コードである。当初は自主的な基準であったが、2010 年に義務的な基準として位置づけられ、2011 年 1 月から発効している。本調査時点では、2019 年版の CAL Green が最新のものとなる。

### 現行の法令の内容

法規名称	2019 年カリフォルニア建物基準コード 2019 California Building Standard Code (CCR Title 24)
原文 URL	<a href="https://www.dgs.ca.gov/BSC/Codes#@ViewBag.JumpTo">https://www.dgs.ca.gov/BSC/Codes#@ViewBag.JumpTo</a>
所管官庁	一般サービス部 (DGS) 建物基準委員会 (BSC)
目的	<b>Part 2 建物コード</b> <ul style="list-style-type: none"><li>人々の健康や安全を守るための最低限の要件を、建物強度、安定性、十分な照明、換気、省エネルギーなどについて定めるとともに、火災や他のハザードから人命や財産を守ることが目的。</li></ul> <b>Part 11 CAL Green</b> <ul style="list-style-type: none"><li>下記のカテゴリーにおいて環境へ建物が与える負の影響を低減する設計</li></ul>

<sup>106</sup> California Legislative Information(2020 年 2 月 17 日アクセス)“HSC PART 2.5 STATE BUILDING STANDARDS”  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=)

法規名称	2019年カリフォルニア建物基準コード 2019 California Building Standard Code (CCR Title 24)		
	コンセプトを使用した建物の設計・建設を強化し、持続可能な建設を行うことで、人々の健康、安全および一般厚生を改善することが目的。		
	計画および設計	エネルギー効率	水使用効率および節約
	材料管理および資源効率性		環境品質
主な要件	<b>Part 2 建物コード</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準について、「仕上げ材汚染物質管理 (1211.1)」にて、CAL Green Chapter 4、Division 4.5 の要件に従うよう規定されている。</li> </ul> <b>Part 11 CAL Green</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境品質 (Division 4.5) の section 4.504 では「汚染管理」と題する項目を設け、VOC を主な対象に規制要件を定めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 接着剤、封止材およびコーキング材 (4504.2.1)</li> <li>➤ 塗料およびコーティング剤 (4504.2.2)</li> <li>➤ エアロゾル塗料およびコーティング剤 (4504.2.3)</li> <li>➤ カーペット (4504.3)</li> <li>➤ 絨毯 (4504.4)</li> <li>➤ 複合木材製品 (4504.5)</li> </ul> </li> </ul>		
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>接着剤、封止材、コーキング材、塗料およびコーティング剤、エアロゾル塗料およびコーティング剤、カーペット、カーペット・クッション、カーペット接着剤、絨毯、複合木材製品 (1211.1)</li> </ul>		

## 運用状況

カリフォルニア州住居コミュニティ部 (HSD) から、「2018年法規レポート:カリフォルニアグリーン建物基準コード (CAL Green) ステータス」というレポートが公表されているが、2019年版に向けた改正内容やその過程についての報告が主で運用状況の情報は確認されていない。なお法令遵守のためのチェックリスト等が公表されている<sup>107</sup>。

## 今後の予定

カリフォルニア建物基準コードは3年毎の更新のため次回は2022年版の公表となる。

<sup>107</sup> HSD(2020年2月17日アクセス)“CALGreen Forms and Worksheets”  
<https://www.hcd.ca.gov/building-standards/calgreen/cal-green-forms.shtml>

## 2.9 食品衛生

### 連邦法

日本の食品衛生法に相当する米国の法令は、連邦食品・医薬品・化粧品法<sup>108</sup>（Federal Food, Drug, and Cosmetic Act、FFDCA、FDCA、FD&C）となる。同法は、米国食品医薬品局（FDA<sup>109</sup>）に食品、医薬品ならびに化粧品を規制する権限を与えている。

FDCA では、「粗悪な」又は「虚偽表示されている」食品、医薬品、医療機器、タバコ製品、又は化粧品の州間取引ならびにそのための導入を同法第 III 節「禁止事項および罰則」で禁じている。その後続く「食品」「医薬品および機器」「化粧品」の各節でそれぞれについて詳細を規定しており、実務的な規定は連邦規則にて個別に定めている。

例えば、連邦規則集 21 CFR<sup>110</sup> PART170「食品添加物」では、食品添加物のリストと安全な使用のためのそれぞれについての条件が規定されている。PART 172 は「食品への直接添加が認められている食品添加物」、PART 174 では「間接食品添加物（接着剤およびコーティング剤要素）」と続き、物質が列挙されており、それぞれについて条件が規定されている。食品接触材料（FCM）は「間接食品添加物」として各種要件が規定されている。同法において州の権限との関係に関する記述は、本調査において確認されていない。

食品衛生という観点からは、食品安全強化法<sup>111</sup>（Food Safety Modernization Act, FSMA）という法令も存在する。問題が起こってからの「事後対応」から、問題を防ぐための「予防管理」への転換を目的として導入されたとされるこの法律では、米国内で農産物や食品を生育、製造・加工・包装・保管する事業者が対象としており、これには輸入者も含まれる。本調査の主旨である化学物質管理という側面から迫ると、同法において着目すべき項目としては、「農産物安全基準」と「外国供給業者検証プログラム（FSVP 規則）」が挙げられる。特に FSVP 規則では、米国に輸入する食品の安全性等の検証を輸入者に義務付けており、輸入する食品の危害分析表の作成などの要件が課されている。こちらの法律でも特に州法との関係についての言及は確認されていない。

次ページ以降にカリフォルニア州における食品衛生分野の規制について報告する。

<sup>108</sup> <https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title21&edition=prelim> (2020年2月16日 Access)

<sup>109</sup> Food and Drug Administration

<sup>110</sup> [https://gov.ecfr.io/cgi-bin/text-idx?SID=07d9a3a3e8cbc28de19d4613a78def94&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/Title21/21tab\\_02.tpl](https://gov.ecfr.io/cgi-bin/text-idx?SID=07d9a3a3e8cbc28de19d4613a78def94&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/Title21/21tab_02.tpl)

<sup>111</sup> <https://www.fda.gov/food/food-safety-modernization-act-fsma/full-text-food-safety-modernization-act-fsma>

## カリフォルニア州の法規

同州では、連邦と同様に食品と医薬品、それに化粧品を規制する法令として、「シャーマン食品・医薬品・化粧品法」が知られている。卸売り食品や小売り食品については個別に「カリフォルニア卸売り食品コード」や「カリフォルニア小売り食品コード」が設けられている。

### 制定の経緯

同法の制定の経緯に関する情報は本調査では確認されていない。カリフォルニア州公衆衛生部（CDPH）の基本的な責任の範囲は、感染症の制御と予防、食品の安全性、環境衛生、検査サービス、患者の安全、緊急時への備え、慢性疾患の予防と健康増進、家族の健康、健康の平等、重要な記録と統計など多岐に渡る。

CDPH の主要な活動とサービスには、ジカウイルス、HIV/AIDS、結核、ウイルス性肝炎などの予防可能な感染症の脅威からカリフォルニアの人々を保護し、信頼できる正確な公衆衛生研究所サービスと健康の脅威に関する情報を提供することも含まれる。

### 現行の法令の内容

法規名称	シャーマン食品・医薬品・化粧品法 Sherman Food, Drug, and Cosmetic Law (Health and Safety Code Division 104, Part 5)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=5.&amp;chapter=&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=104.&amp;title=&amp;part=5.&amp;chapter=&amp;article=</a>
所管官庁	カリフォルニア州公衆衛生部（CDPH）食品・医薬品課（FDB）
目的	本法令には目的に該当する記述がない。 CDPH の「食品安全プログラム」の説明 <sup>112</sup> には、同プログラムの目的は、食品の安全性を確保するために、農場の世界的リーダーであり信頼できる声になるよう努めることにあるとしている。 また、プログラムの使命として、食品が安全であることを保証することにより、消費者の健康を保護し、それを改善することや、科学的原則と特定の法的権限に基づいた健全な調査と執行を通じてこれを達成することを挙げている。
主な要件	● 連邦法の農薬規制およびその改正（110080）、食品添加物の規制およびその改正（110085）、着色添加剤の規制およびその改正（110090）、特定

<sup>112</sup> CDPH(2020年2月17日アクセス) "Food Safety Program"  
<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FDBPrograms/FoodSafetyProgram.aspx>

法規名称	<p>シャーマン食品・医薬品・化粧品法          Sherman Food, Drug, and Cosmetic Law          (Health and Safety Code Division 104, Part 5)</p>
	<p>健康補助食品 (special dietary use) の規制およびその改正 (110095) 等は、同州でも適用されることを最初に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CDPH から有効な登録を認められている者ではない限り、州内で加工食品の製造、包装または保管を行ってはならない。登録は一年間有効である。(110460)</li> </ul> <p>加工食品の登録：  <a href="https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/CertificatesandLicenses.aspx">https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/CertificatesandLicenses.aspx</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 登録の申請または更新において求められる情報について、虚偽の陳述、説明、表示を行うことは違法である。(110462)</li> <li>● CDPH は、登録された加工食品施設を対象に年次検査を実施し、新規加工食品施設については、登録許可発行前に CDPH が検査することを義務づけている。(110466)</li> <li>● 登録申請および更新の際の料金は、施設の規模別に 110470 項で表の形で整理されている。(110470)</li> <li>● 登録要件は、指定の一時保管の場合や特定条件下の場合には適用されない。(110480)</li> <li>● 登録料に加え、州内で加工食品の製造、包装または保管を行うものは「食品安全料金」として 100 ドルの支払いが義務づけられている。(110485)</li> <li>● CDPH は、食品の特定、品質および容器内容物の定義や基準が連邦のそれにしているかどうかに関わらず、規則にてそれらを定めることができる。(110505)</li> <li>● 食品添加物については、連邦法に従うとしながら、別途規則を定めることができるとされている。(110085) 但し、2020 年 1 月 31 日版の規則において、その内容は確認されていない。(17 CCR Division 1, Chapter 5, Subchapter 2, Group 1, Article 3.1. Food Additives Regulations)</li> </ul>
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加工食品</li> </ul> <p>「加工食品施設 (Food processing facility)」とは、加工食品の製造、包装および保管を目的として操業される施設をいう。(109947)</p>

【参考情報】

- カリフォルニア卸売り食品コード (HSC Division 104, Part 6)

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=)

- カリフォルニア小売り食品コード (HSC Division 104、Part 7)

[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=)

## 運用状況

食品のリコールに関する評価・実施手続きならびに実際のリコール手続きに関する説明文書が CDPH から公表されている<sup>113</sup>。CDPH のプレスリリースや刊行物を確認したが食品安全、特に化学物質管理という観点から運用状況を確認できる資料は確認できなかった。

## 今後の予定

CDPH のプレスリリースや刊行物を確認したが、今後の規則策定などに関する情報は得られなかった。

---

<sup>113</sup> CDPH(2020年2月17日アクセス) ”Food Recalls: Essentials for Action”  
<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/CDPH%20Document%20Library/FDB/FoodSafetyProgram/FoodSafetyTraining/fdbFRfolder.pdf>

## 2.10 排出規制（大気、水質、土壌）

### 【大気】

#### 連邦法

大気浄化法<sup>114</sup>（Clean Air Act, CAA）は、固定排出源および移動排出源からの大気汚染物質を規制する包括的な連邦法である。同法は EPA に国家大気環境基準（NAAQS）を設ける権限を付与し、公衆衛生及び公共の厚生を保護し、有害な大気汚染物質の排出を規制することを目的としている。Title I から VI まで、順に「大気汚染防止と規制（Title I または Subchapter I）」「移動発生源の排出基準（Title II）」「一般規定（Title III）」「酸性雨規制（Title IV）」「許可（Title V）」「成層圏オゾン保護（Title VI）」の項目で構成されている。

CAA の規制プログラムは大きく 3 つのカテゴリーに分けられる<sup>115</sup>。

- ① 州実施計画（SIPs）に含まれる排出源特定（source-specific）排出制限を通じて実施される新規排出源および既存排出源の環境大気質基準遵守の取り組み。
- ② 大気質基準の達成のための建設前レビュー（preconstruction review）の対象となっている新規排出源への取り組みおよび最新の汚染管理技術の適用。
- ③ 個別の大気汚染問題への対応（酸性雨、有害大気汚染物質（HAPs）、温室効果ガス（GHG）など）

①については、「基準汚染物質」と呼ばれる一般的な大気汚染物質（粒子状物質、地上オゾン、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、鉛）について、国家大気環境基準（NAAQS）を設け、1次基準（人々の健康を保護することを目的とする基準）と2次基準（環境や建物への悪影響を防ぎ、それにより人々の快適な生活を保護することを目的とする基準）を規定している。州は、NAAQS を達成するための州実施計画（SIP）を策定する。SIP には、排出制限値や遵守スケジュールのほか、風下にあたる他州の大気環境に重大な影響を与える排出を禁じる規定を盛り込む形となっている。

②と関連した規定として、NAAQS を達成している地域（達成地域）で、対象物質の排出を増やすような新規施設の建設あるいは既存施設の拡張を行う場合、大気質を維持できるような対策を SIP に盛り込み、工事前に許可を取得していなければならない（顕著な大気質悪化の防止（PSD）プログラム）と規定されている。NAAQS を達成していない地域（未達成地域）、および達成、未達成と分類されない地域（国立公園など）にも同様の許可プロ

<sup>114</sup> U.S.C.(2020年2月18日アクセス)“Title 42 CHAPTER 85—AIR POLLUTION PREVENTION AND CONTROL”

<http://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter85&edition=prelim>

<sup>115</sup> Thomas F.P. et al(2017)“Environmental Law Handbook 23<sup>rd</sup> Edition”

グラムがあり、これら3つは集合的に「新規発生源審査」(NSR)と呼ばれている。

③の個別の規定としては様々な内容が盛り込まれている。例えば、産業施設など、人々の健康や環境、建物に重大な悪影響を与え得るカテゴリーの固定発生源の新設または拡張に対し、新規発生源排出基準(NSPS)を設ける規定が挙げられる。NSPSは、基準汚染物質やその前駆物質以外の汚染物質(温室効果ガスを含む)にも適用可能なものである。

また、有害大気汚染物質(HAPs)に関する規定も別途定められている。CAAの§112は、人々の健康を損なう懸念がある有害大気汚染物質(Hazardous Air Pollutants, HAPs)に関する固定発生源からの国家排出基準(National Emission Standards, NES)を定める条項である。これらの排出基準は国家有害大気汚染物質排出基準(National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants, NESHAP)として広く知られている。§112(b)ではこの条項のもとで規制される187種(2020年2月17日時点)HAPsがリストアップされており、ベンゼン、トルエン、キシレン、ジクロロメタンなどの物質が含まれている。

このほかにも酸性雨対策(二酸化硫黄と窒素酸化物対策)やオゾン層の保護に関する重要新規代替物質政策(SNAP)プログラム、地域的なヘイズ(煙霧)対策、温室効果ガス報告など様々な規定が設けられている。

規制プログラムとは別にCAAのTitle Vには「操業許可プログラム」についての規定がある。操業許可は基本的に、EPAの認可プログラムのもと、州や地方認可当局から発給されるものとなる。操業許可が必要なのは、主要発生源、ならびに酸性雨対策要件、NSR、NSPS、NESHAP、およびCAAのTitle Iに定められた許可要件に従わなければならないそのほかの発生源とされている。

CAAのTitle IIには移動発生源を対象とする規定が設けられている。排ガス・燃料規制については、連邦政府が排出規制の対象とするカテゴリーのうち、自動車関連のものでエンジン、自動車または機器規制としては、大型トラックおよびバス、軽量車両及びトラック、ノンロード圧縮点火エンジン及び関連機器、ノンロード大型スパーク点火エンジン及び関連機器、ノンロード小型スパーク点火エンジン及び関連機器が対象となっている。他方、燃料硫黄プログラム規制として、ガソリン硫黄プログラム、ハイウェイディーゼル硫黄プログラムなどが設けられている。

排ガス・燃料規制については、カリフォルニア州のLEVと呼ばれる基準と整合的な内容となっており、本調査時点においては、CAA §177に基づき、各州は連邦の基準か、カリフォルニア州の基準のどちらを採用するか選ぶことができるとされている。GHG排出規制と燃費規制として知られるCAFE基準の規定もあり、本調査時点において、トランプ政権によって2021年以降の基準について見直しが検討されている最中である。

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州における大気汚染分野の規制内容は、健康・安全法典 (HSC) の Division 26「大気資源」に整理されている。

### Division 26「大気資源」構成

PART	Title
1	一般条項および定義
2	州大気資源委員会
3	大気汚染管理地区
4	非車両大気汚染管理
5	車両大気汚染管理
6	大気有害「ホットスポット」情報および評価
9	ハロゲン化冷媒

### 制定の経緯

カリフォルニア州の大気汚染規制は非常に多岐の法令にわたっている。したがって、個別の経緯ではなく、それらを所管するカリフォルニア大気資源委員会 (CARB) の背景に触れる。1967年8月30日に、同州の深刻な大気汚染に対処するために州全体の取り組みを統一するため様々なグループが集まった。当時のロナルド・レーガン知事は、州の大気汚染の深刻な問題に積極的に取り組むために、統一した州全体のアプローチに委ねる州大気資源委員会を設立するために、マルフォード・カレル大気資源法を承認することとなった。以降、カリフォルニア州は連邦政府の大気浄化法よりも先駆的な規制を次々と打ち出している。特に自動車分野における炭化水素 (HC) と一酸化炭素 (CO) (1966年)、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) (1971年)、およびディーゼル車からの粒子状物質 (PM) (1982年) に対する国内初のテールパイプ・エミッション排出基準の策定、ゼロエミッション車 (ZEV) 規制 (1990年) の整備、国内初の自動車の温室効果ガス排出基準 (2002年に議会により義務付けられ、2004年に CARB により承認) などは世界でも先駆的な規制の取り組みとなった。

### 現行の法令の内容

法規名称	大気資源 AIR RESOURCES (HSC Division 26)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml</a>

法規名称	大気資源 AIR RESOURCES (HSC Division 26)
	<a href="http://?tocCode=HSC&amp;division=26.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=">http://?tocCode=HSC&amp;division=26.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=</a>
所管官庁	環境保護局 (EPA) カリフォルニア州大気資源委員会 (CARB)
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の環境大気質を守り、改善するための集約的且つ、州、地域、地方協力的な取り組みにより、公共の利益を守ることを目的とする。(39001)</li> </ul>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両排出源を除く全ての排出源からの大気汚染の管理責任は、第一義的には地方 (Local) と地域 (Regional) の当局が有する。(39002)</li> <li>別途定める場合を除いて、地方および地域は州の基準よりも厳しい基準を定めることができる。(39002)</li> <li>CARB は連邦 CAA の州実施計画 (SIP) の責任主体に指定されている。(39602)</li> <li>CARB は奇数年の 1 月 1 日までに、州および地方の大気質プログラムのステータス、大気質の状態と傾向についてウェブサイトに公開する。(39604)</li> <li>CARB は少なくとも年に一度は、温室効果ガスの排出量、基準大気汚染物質ならびに有害大気汚染物質の排出量を、固定排出源は地方、副郡 (subcounty) レベルで、移動排出源の場合は最低限、郡レベルで整理し、ウェブサイト上で公表しなければならない。(39607)</li> <li>CARB は 2020 年 1 月 1 日以降、毎年、利用可能な最良の科学と情報に基づいて、天然ガスの製造、加工ならびに州へ輸入された天然ガスの移動の全てのプロセスに関連して、未燃焼天然ガスの損失または放出に由来する大気排出の温室効果ガスの排出量 (一酸化炭素等量、メトリックトン) を定量化し、公表しなければならない。</li> <li>CARB は、州内で販売され、VOC の放出量が年間 250 トンを超える消費者製品または建築用コーティング剤については、手数料を課すことができる。(39613)</li> </ul> <p>以上は CARB の権限や義務の一部である。詳細は法典を参照のこと。</p> <p><b>有毒大気汚染物質 (Toxic Air Contaminants) 規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CARB は、有毒大気汚染物質を対象に規制措置を講じなければならない。(39613)</li> </ul> <p>※CAA の有害大気汚染物質 (HAPs) との関係も詳細に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CARB は、有毒大気汚染物質の公衆への暴露を最小化するために、移動排出源からの排出および車両用燃料からの排出を規制する。(39658)</li> </ul>

法規名称	<b>大気資源</b> <b>AIR RESOURCES (HSC Division 26)</b>
	<p><b>温室効果ガス排出削減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CARB は、2030 年までに 2013 年比のメタン排出量 40%削減、ハイドロフルオロカーボン 40%削減、人工ブラックカーボン 50%削減という目標を達成するための短期気候汚染物質戦略を 2018 年 1 月 1 日までに策定し、実施と規定されていた。(39613)</li> </ul> <p><b>非車両排出源汚染物質管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CARB は、各地区から提出される地区達成計画 (40911) を検討し、州の大気環境基準を達成できるかどうかを評価、必要な措置を講じる。(41500)</li> <li>• いかなる者も公衆に傷害、損害、迷惑、または不快感を与える量の空気汚染物質またはその他の物質をいかなる発生源からも放出してはならない。また、企業や不動産に傷害や損害を生じる傾向にある大気汚染物質またはその他の物質もそのような量でいかなる発生源からも放出してはならない。(41700)</li> <li>• 個別には、ポータブル機器、非農業用燃焼、農業用燃焼、サンドブラスト、ガソリン蒸気規制、ガソリン貨物タンク、有毒廃棄物材料の焼却、屋内空気クリーニングデバイスなどが項目としてあげられている。</li> </ul> <p><b>車両排出源汚染物質管理 (43000-44299.91)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新車・中古車に対する規制、小型車・大型車に対する規制、排ガス・燃費規制、温室効果ガス排出規制、燃料規制、ZEV・クリーン自動車規制などその規制内容は多岐にわたる。</li> </ul> <p><b>「ホットスポット」情報・評価規制 (44300-44394)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 局所的な大気汚染物質暴露についてのリスク周知のため、44321 で特定されている物質を 44322 で特定されている閾値以上、大気中へ放出する施設について、各施設の運営者は CARB が定める規則に従い、排出インベントリ計画を作成し、各地区へ提出するものとする。(44340)</li> <li>• 地区当局による計画の承認後 180 日以内に、運営者は計画を実施し、計画に従って地区に報告書を作成し提出するものとする。</li> </ul> <p><b>ハロゲン化冷媒規制 (44470 - 44474)</b></p>

法規名称	大気資源 AIR RESOURCES (HSC Division 26)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>モントリオール議定書の内容に沿って、クロロフルオロカーボン等のオゾン層破壊物質を規制する内容となっている。</li> </ul> <p>いずれの内容も詳細は規則 17 CCR Division 3、Chapter 1. Air Resources Board や 13 CCR Division 3 等で規定されている。</p> <p>規則では VOC 規制と関連して、Chapter 8.5 にスプレーや接着剤等の消費者向け製品に関する規制も設けられている<sup>116</sup>。</p> <p>さらには、温室効果ガス排出に関連して、事業者に義務的な報告を義務付ける規則も存在する<sup>117</sup>。</p>
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>有毒大気汚染物質 (Toxic Air Contaminants) (17 CCR 93000, 93001) など、そのほか多数。</li> </ul>

## 運用状況

CARB が運用しているプログラムの一覧は下記 URL から確認できる。

<https://ww3.arb.ca.gov/html/all.htm>

また、CARB が発行している報告書の一覧は下記 URL から閲覧可能である。

[https://ww2.arb.ca.gov/resources?f%5B0%5D=type%3A8#search\\_anchor](https://ww2.arb.ca.gov/resources?f%5B0%5D=type%3A8#search_anchor)

「年間取締り報告書 2018」<sup>118</sup>によると、2018 年に行った検査の数は、ディーゼル自動車に関するものが 1 万 8727 件、そのほか、船舶、貨物取扱機器、自動車、消費者製品、燃料および機器については 9584 件と報告されている。CARB が対処した不平・不満の申し立ての数は 1 万 1238 件であった。消費者製品については、CARB 職員が着目したものとして、調剤製品、複合木材製品、そして屋内空気洗浄デバイスの名前があげられている。

## 今後の予定

<sup>116</sup> CCR(2020 年 2 月 19 日アクセス) "Title 17, Division 3., Chapter 1, Subchapter 8.5. Consumer Products"

[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I61E45550D60811DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I61E45550D60811DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

<sup>117</sup> CCR(2020 年 2 月 19 日アクセス) "Title 17, Division 3., Chapter 1, Subchapter 10, Article 2., Subarticle 1."

[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I20840D802EBC11E194EACEFFB46E37D1&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I20840D802EBC11E194EACEFFB46E37D1&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

<sup>118</sup> CARB(2020 年 2 月 19 日アクセス) "2018 Annual Enforcement Report"

[https://ww2.arb.ca.gov/sites/default/files/2019-06/2018\\_enf\\_annual\\_report.pdf](https://ww2.arb.ca.gov/sites/default/files/2019-06/2018_enf_annual_report.pdf)

カリフォルニア州大気資源委員会（CARB）は2019年11月7日、消費者向け製品から排出される揮発性有機化合物（VOC）をいっそう削減するために考え得る消費者向け製品規則の改正について話し合う2回目の公開ワークショップを開催した。2016年に策定された州戦略は、2023年と2031年における消費者向け製品からのVOC排出削減目標を達成するのに必要な対策を講じることをCARBに義務付けている。ワークショップでは、CARBのスタッフがこの目標を達成するための規則改正アプローチの草案を発表し、スプレー式芳香剤・消臭剤、ヘアスプレーなど、6つの製品カテゴリーを対象とした新たな対策案を概説した。

CARBは、州内で依然として深刻な地上オゾンによる大気汚染対策の一環として、その前駆物質であるVOCの規制に取り組んでいる。そのうちのひとつが消費者向け製品のような小規模汚染源の規制で、現在100を超える製品カテゴリーの消費者向け製品を対象としたVOCの含有制限を行っている。しかし、CARBによると、州の人口増加にともない、消費者向け製品からのVOC排出量は今後も増加の一途をたどることが予想されているという。

- CARBは現在、「州実施計画に関する2016年の州戦略」のもと、以下の目標を達成するのに必要な対策を講じることを義務付けられている。
  - \* South Coast Air Basin と呼ばれる港湾地域における消費者向け製品からのVOC排出量を、2023年までに1日あたり1~2トン（tpd：tons per day）、2031年までに4~5（tpd）\*削減する（\*2031年の目標値は2023年の分を含めた値で追加ではない）。
- 州全体における消費者向け製品からのVOC排出量を2031年までに8~10tpd削減する。

CARBは、今回のワークショップに関する10月17日付けの告示のなかで、同委員会のスタッフが以下のような二つの規則改正アプローチによりこの目標を達成することを提案すると説明した。

- 2023年の排出削減目標を達成するための戦略を特定し、2031年に達成しなければならない排出削減の一部をこの時点で達成する。この戦略は2020年の1年をかけて策定し、同年末までにCARBの理事会（Board）によって検討されるようにする。
- 2031年の排出削減目標の残りを州が達成するのに必要な追加の戦略を提案し、2021年末までに理事会によって検討されるようにする。

今回のワークショップのプレゼンテーション資料では、「提案草案 (draft proposal)」として、次の6つの製品カテゴリーを対象とした新たな対策案が概説されている。そこには、製品カテゴリーや製品定義の明確化、2023年と2027年に達成するVOC含有基準の設定、組成変更戦略の方向性などが含まれている。

- 手動スプレー芳香剤・消臭剤 (manual aerosol air freshener)
- 仕上げ用ヘアスプレー (hair finishing spray)
- 水を使わないドライシャンプー (no rinse shampoo)
- パーソナル・フレグランス製品 (フレグランス 20%以下) (personal fragrance products (≤ 20% fragrance))
- アリやゴキブリなどの這う昆虫用殺虫剤 (crawling bug insecticide)
- 炭の着火促進剤 (charcoal lighter material)

また、今後、2031年の排出削減目標を達成するのに必要な場合に規則策定の対象となり得る候補製品カテゴリーとしては、床ワックス剥離剤、油等の調理用スプレー、衣類用洗剤／液体織物柔軟剤、ドライタイプの抗菌手洗い洗剤 (手の消毒剤)、日焼け止めスプレー、マウスウォッシュ／リンス、電動 (automatic) 芳香剤・消臭剤、制汗剤およびデオドラント、ガラスクリーナー (非スプレー・タイプ) などが挙げられている。

2019年11月7日に開催されたワークショップのプレゼンテーション資料は、以下のURLで閲覧できる。

[https://ww3.arb.ca.gov/consprod/regact/workshop\\_november2019.pdf](https://ww3.arb.ca.gov/consprod/regact/workshop_november2019.pdf)

## 【水質】

### 連邦法

米国において水質汚濁を防止する基本的な法律としては、水質浄化法<sup>119</sup>（Clean Water Act, CWA）が挙げられる。米国における水質汚染規制の基本法であり、地表水の水質基準等の根拠法でもある。ただし、この法律には地下水汚染防止に直接かかわる条項はなく、地下水関連は安全飲料水法（SDWA）、資源保全回収法（RCRA）、およびスーパーファンド法（CERCLA）がカバーしている。CWA ではこの法律の規制がおよぶ範囲を「可航水域」としている。これは、CWA がもともと河川港湾法などの航路関係の法律を補完するものとして制定されたことに由来する。しかし、実際には CWA は航行可能な水域、すなわち可航水域ばかりでなく、上流河川、湖沼、湿地帯なども規制対象に含めるものとして運用されており、CWA の条文にもそれらへの言及がある。そこで、オバマ政権時代の 2015 年、CWA の規制対象となる水域を「合衆国の水域」として定義しなおす規則が制定された。

だが、この規則には、定義があいまいで結果的に CWA の規制対象範囲を不当にひろげるものだと批判が制定当初からあり、トランプ政権に代わった直後の 2017 年 2 月、同政権は「合衆国の水域」定義規則を見直すことを求める大統領令を発した。そして、連邦環境保護庁（EPA）と陸軍工兵司令部は 2020 年 1 月 23 日、「合衆国の水域」を新たに定義する最終規則「可航水域保護規則：『合衆国の水域』の定義」を決定して公表した。この最終規則は官報掲載の 60 日後に発効する。

他方、飲料水の水質については安全飲料水法<sup>120</sup>（Safe Drinking Water Act, SDWA）が存在する。飲料水の水質を保証するための法律であり、この法律にもとづき、環境保護庁（EPA）が飲料水の水質基準を設定し、州、自治体、上水道事業者等を監督している。ただし、ボトル・ウォーターは連邦食品・医薬品・化粧品法（FFDCA）によって規制されている。

食品、医薬品、および化粧品の安全性を確保するための法律である FFDCA により、ボトル・ウォーターについて規制が設けられている。2015 年に成立したマイクロビーズ・フリー・ウォーター法により、FFDCA が定める製造・販売・流通禁止の対象に、「プラスチック・マイクロビーズが意図的に添加された」リンスオフ製品（短時間身体に付着したのち、水で洗い流されるパーソナル・ケア製品）が加えられた。

したがって、水質汚濁防止に関わる主な連邦政府組織は、環境保護庁（EPA）と食品医薬品局（FDA）となる。

---

<sup>119</sup> U.S.C.(2020年2月19日アクセス)"Title 33 CHAPTER 26—WATER POLLUTION PREVENTION AND CONTROL"

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title33/chapter26&edition=prelim>

<sup>120</sup> U.S.C.(2020年2月19日アクセス)"Title 42 CHAPTER 6A, SUBCHAPTER XII: SAFETY OF PUBLIC WATER SYSTEMS"

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter6A/subchapter12&edition=prelim>

州の役割と関連して注目すべきは国家汚染物質排出根絶制度（NPDES）許可プログラム<sup>121</sup>である。同プログラムは、ポイント排出源（特定可能な固定排出源、詳細は CWA 参照）から合衆国水域への汚染物質の放出について許可の取得を求める制度で、連邦 EPA か、各州の規制当局のいずれかが許可を発行する。州が許可を発行するためには、CWA が定める要件を満たす許可プログラムを EPA に提出し、承認を得なければならない。また、州のプログラムは最低限、連邦のプログラムと同程度には厳しい基準でなければならない。

## カリフォルニア州の法規

カリフォルニア州の水質汚濁防止に関する規定は、カリフォルニア水法典の Division 7 「水質」での規定や、健康・安全法典の Division 104、Part 12 に位置付けられている「飲料水」の項目で主な規定が確認できる。

### 制定の経緯

水問題は 1800 年代半ばからカリフォルニア州では論争の的になっていた。20 世紀初頭、投票イニシアチブを通じて憲法改正が行われ、「最小の水資源投入で最大の使用便益を可能にし、水を不当に廃棄または使用しない」と宣言する内容が盛り込まれた<sup>122</sup>。

40 年以上前、水質と水の量についての意思決定を調整しない限り、農業用、都市用、産業用および環境用の十分な清浄な水を確保できなくなるとを議会は認識することとなった。このような背景のもと、水資源管理委員会が創設されることとなった。水資源管理委員会は、州の爆発的な人口増加と産業発展を背景とする水質問題の増加に対応して 1940 年代後半に設けられた水質管理委員会と、1849 年のゴールドラッシュ中に始まった水の利権問題の仲裁・解決を目的として 1900 年代初頭に設けられた水利権委員会の 2 つの委員会の機能を統合したものとなっている。

5 名の州水資源委員会は、水の権利を割り当て、水利権紛争を裁定し、州全体の水保護計画を策定し、また、水質基準を確立し、州の主要な流域にある 9 つの地域水質管理委員会を指導している。それぞれ 7 人のメンバーで構成される地域委員会は、州および連邦の水質

---

<sup>121</sup> EPA(2020 年 2 月 19 日アクセス)"National Pollutant Discharge Elimination System (NPDES)" <https://www.epa.gov/npdes>

<sup>122</sup> SWRCB(2020 年 2 月 20 日アクセス)" History of the Water Boards" [https://www.waterboards.ca.gov/about\\_us/water\\_boards\\_structure/history.html](https://www.waterboards.ca.gov/about_us/water_boards_structure/history.html)

汚濁防止活動の最前線として機能している。

## 現行の法令の内容

法規名称	カリフォルニア水法典－水質 California Water Code (WAT) Division 7. Water Quality (Porter-Cologne Water Quality Control Act)
原文 URL	<a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=WAT&amp;division=7.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=WAT&amp;division=7.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=&amp;article=</a>
所管官庁	環境保護局 (EPA) 州水資源管理委員会 (SWRCB)
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の水質に影響を与える可能性のある活動と要因を規制し、合理的で最高の水質を達成する。(13000)</li> </ul>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>CWRCB は、水質管理政策を策定し (131400, 131401)、定期的に更新する。(13143)</li> <li>水質管理に関する州の方針は、次のすべてまたはいずれかで構成する。(13142) <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水および地表水管理プログラム、リサイクル水の管理と使用を含む、長期的な資源計画のための水質の原則とガイドライン。</li> <li>水資源開発プロジェクトの計画と運営、および水質管理活動のための主要な場所での水質目標。</li> <li>水質管理のために州委員会が必須とみなしたその他の原則とガイドライン。</li> </ul> </li> <li>CWRCB が定めるガイドラインに従って、各地域の委員会は、権限と義務を実行するための規則を採用する。</li> <li>各地域の委員会は、水質管理計画に水質目標を設定し (13241)、そのプログラムには最低限以下のものを含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>目的を達成するために必要な行動の性質の説明。公的または私的組織による適切な行動の勧告を含む。</li> <li>実行されるアクションのタイムスケジュール。</li> <li>目的の順守を判断するために実施される調査・検査の説明。</li> </ul> </li> <li>以下に該当する者は、地域の委員会に該当する放出についての報告書を提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>州の下水システム以外に、州の水質に影響を与える可能性のある地域内で、廃棄物を排出する、または廃棄物を排出することを提案する人。</li> </ul> </li> </ul>

法規名称	カリフォルニア水法典－水質 California Water Code (WAT) Division 7. Water Quality (Porter-Cologne Water Quality Control Act)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 州の水質に影響を与える可能性のある方法で州の境界外に廃棄物を排出する、または廃棄物を排出することを提案する、この州の市民、定住地、政治機関または企業。</li> <li>➤ 注入井 (injection well) を運用する人、または建設することを提案する人。</li> </ul> <p>詳細は「排水要件プログラム」を確認のこと。  <a href="https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/waste_discharge_requirements/">https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/waste_discharge_requirements/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書の提出および手数料の支払いを怠ったものは罰則の対象となる。(13261)</li> </ul>
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「廃棄物 (waste)」 (13050)          廃棄物とは、生産、製造、または加工業務から放出される下水及びその他のあらゆる廃棄物質で、液体、固体、液体、放射性物質で、容器内の廃棄物も含まれる。</li> </ul>

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations				
原文 URL	<a href="https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)">https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&amp;originContext=documenttoc&amp;transitionType=Default&amp;contextData=(sc.Default)</a>				
所管官庁	環境保護局 (EPA) 州水資源管理委員会 (SWRCB)				
目的	● 上述カリフォルニア水法典を参照。				
主な要件	<p>水質基準の一例：</p> <p>具体的な水質基準は、州規則ならびに各地区が定める規制で定められている。州規則の一例を挙げると、22 CCR Division 4、Chapter 15 には下記の基準が確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最大汚染基準値 (無機化学物質) (§ 64431-64432.8)          以下は公共水システム (Public water systems) が遵守しなければならない基準値として規定されている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">無機化学物質の最大汚染物質基準値 (MCLs)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">汚染物質</th> <th style="width: 50%;">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </tbody> </table>	汚染物質	基準値		
汚染物質	基準値				

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations		
------	--	--	--

Chemical	Level, mg/L
Aluminum	1.
Antimony	0.006
Arsenic	0.010
Asbestos	7 MFL*
Barium	1.
Beryllium	0.004
Cadmium	0.005
Chromium	0.05
Cyanide	0.15
Fluoride	2.0
Mercury	0.002
Nickel	0.1
Nitrate (as nitrogen)	10.
Nitrate+Nitrite (sum as nitrogen)	10.
Nitrite (as nitrogen)	1.
Perchlorate	0.006
Selenium	0.05
Thallium	0.002

- モニタリングおよびコンプライアンス要件（無機化学物質）（§ 64432）

- 硝酸塩および亜硝酸塩
- アスベスト
- 過塩素酸塩

- 最大汚染基準値（有機化学物質）（§ 64444-64445.2）

以下は、飲料水に対する一次基準として最大汚染物質基準値が定められている。

有機化学物質の最大汚染物質基準値（MCLs）

汚染物質	基準値
Chemical	Level, mg/L

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations	
	(a) 揮発性有機化合物 (VOCs)	
	Benzene	0.001
	Carbon Tetrachloride	0.0005
	1,2-Dichlorobenzene	0.6
	1,4-Dichlorobenzene	0.005
	1,1-Dichloroethane	0.005
	1,2-Dichloroethane	0.0005
	1,1-Dichloroethylene	0.006
	cis-1,2-Dichloroethylene	0.006
	trans-1,2-Dichloroethylene	0.01
	Dichloromethane	0.005
	1,2-Dichloropropane	0.005
	1,3-Dichloropropene	0.0005
	Ethylbenzene	0.3
	Methyl- <i>tert</i> -butyl ether	0.013
	Monochlorobenzene	0.07
	Styrene	0.1
	1,1,2,2-Tetrachloroethane	0.001
	Tetrachloroethylene	0.005
	Toluene	0.15
	1,2,4-Trichlorobenzene	0.005
	1,1,1-Trichloroethane	0.200
	1,1,2-Trichloroethane	0.005
	Trichloroethylene	0.005
	Trichlorofluoromethane	0.15
	1,1,2-Trichloro-1,2,2-Trifluoroethane	1.2
	Vinyl Chloride	0.0005
	Xylenes	1.750*
	(b) 合成有機化合物 (SOCs)	
	Alachlor	0.002
	Atrazine	0.001
	Bentazon	0.018

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations	
	Benzo(a)pyrene	0.0002
	Carbofuran	0.018
	Chlordane	0.0001
	2,4-D	0.07
	Dalapon	0.2
	Dibromochloropropane	0.0002
	Di(2-ethylhexyl)adipate	0.4
	Di(2-ethylhexyl)phthalate	0.004
	Dinoseb	0.007
	Diquat	0.02
	Endothall	0.1
	Endrin	0.002
	Ethylene Dibromide	0.00005
	Glyphosate	0.7
	Heptachlor	0.00001
	Heptachlor Epoxide	0.00001
	Hexachlorobenzene	0.001
	Hexachlorocyclopentadiene	0.05
	Lindane	0.0002
	Methoxychlor	0.03
	Molinate	0.02
	Oxamyl	0.05
	Pentachlorophenol	0.001
	Picloram	0.5
	Polychlorinated Biphenyls	0.0005
	Simazine	0.004
	Thiobencarb	0.07
	Toxaphene	0.003
	1,2,3-Trichloropropane	0.000005
	2,3,7,8-TCDD (Dioxin)	3x10 <sup>-8</sup>
	2,4,5-TP (Silvex)	0.05

法規名称	カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則 22 CCR Division 4、Chapter 15 Domestic Water Quality and Monitoring Regulations
	なお、飲料水については、二次基準も設けられており、地域 (community) の水系で公衆に提供される水について基準値を定めている。( § 64449)
対象物質	• 上記参照。

## 運用状況

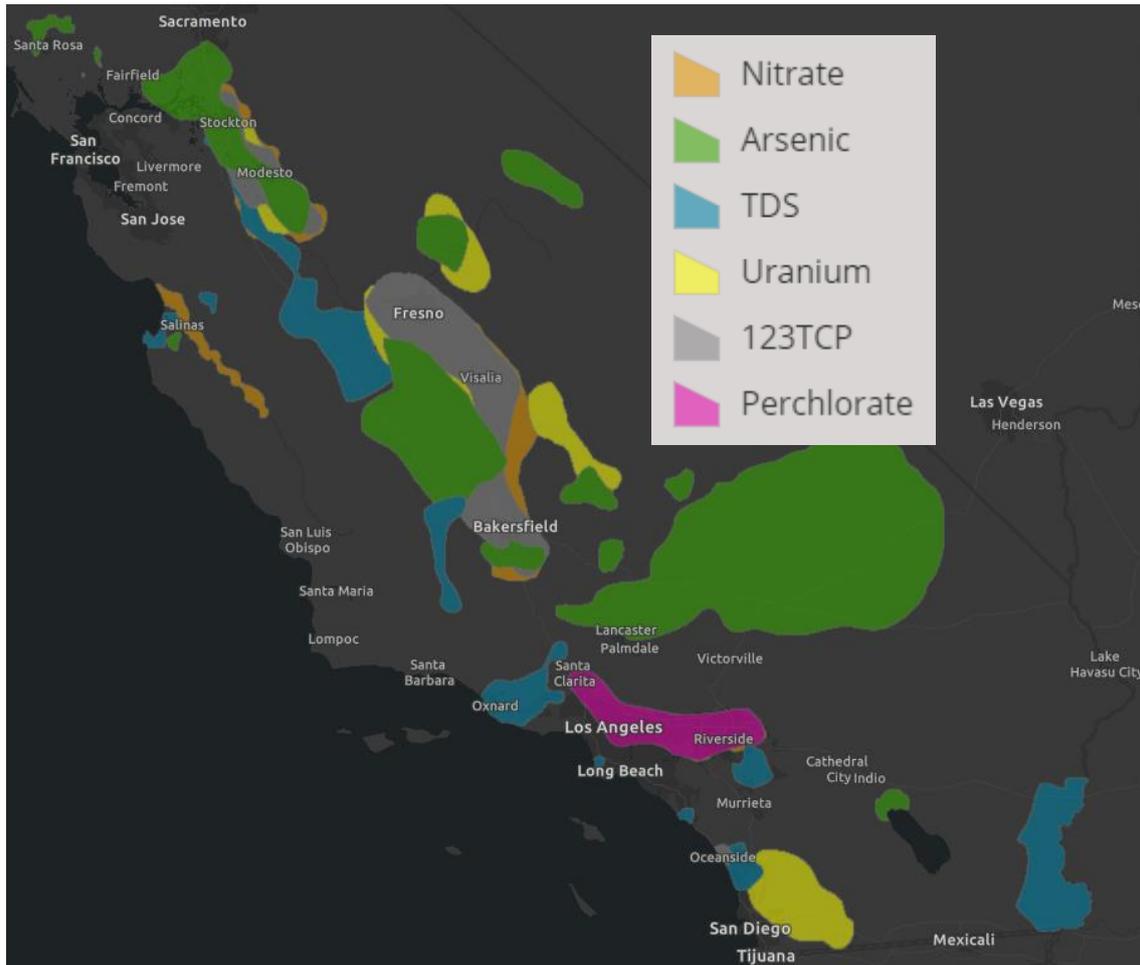
「2019年水質ステータス報告書<sup>123</sup>」が公表されており、例えば、地下水汚染のデータは次のように報告されている。次ページの図は指定された汚染物質が飲料水の基準を複数回超える濃度で検出された井戸の場所を示しており、マップ内の影付きの領域は、統計モデリングに基づいて、指定された汚染物質が飲料水基準を超えて一貫して検出されたエリアを表しているという。地下水汚染は自然堆積物からの溶出などの自然由来のものに加え、人間活動からの排出に由来する人工由来のものがある。全体の傾向としてはヒ素に関する汚染が目立ち、また、ロサンゼルス近郊では、過塩素酸塩の汚染が目立っている。

上記の情報公開は、水に対する人の権利法 (Human Right to Water Law) で定める権利や、「地下水環境モニタリング・評価プログラム (GAMA Program)」に基づいて整備されたものである。GAMA Program は 2001 年地下水質モニタリング法により拡大されたプログラムとなる。

上述したものは地下水に対する CWRCB の取り組みの一つであるが、表層水、流域や湖、河口域に関する取り組みも多数存在している。詳細は下記の CWRCB プログラム一覧を参照のこと。

[https://www.waterboards.ca.gov/water\\_issues/programs/](https://www.waterboards.ca.gov/water_issues/programs/)

<sup>123</sup> SWRCB(2020年2月20日アクセス) "2019 Water Quality Status Report"  
<https://gispublic.waterboards.ca.gov/portal/apps/MapJournal/index.html?appid=6cde29ac0afc4d55b0fdaaae6bfc1aa4>



カリフォルニア州地下水汚染

また、2001年から2016年までの同州における排水違反については一覧表で整理されている<sup>124</sup>。地域、施設名、組織名、違反の種類、簡単な説明などが合わせて整理されている。例として2014年に検出された製造（**manufacturing**）カテゴリーの違反についての説明書きを下記に引用する。

#### 2014年に検出された「製造」区分の違反に関する説明書き（Violation Description）

<sup>124</sup> California Open Data Portal(2020年2月19日アクセス)“Water Board Wastewater Violations, 2001-2016”  
<https://data.ca.gov/dataset/surface-water-water-quality-regulatory-information/resource/e397598d-6a92-4769-a135-76fa000cb5c7>

違反 ID	違反内容に関する説明書き
995704	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is .014 pg/L and reported value was 2.7 pg/L at EFF-001.
985632	TCDD Equivalents Monthly Average limit is 0.00012 ulbs/day and reported value was 0.00797 ulbs/day at EFF-002.
988103	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 1.15 lb/day and reported value was 6.5 lb/day at EFF-002.
988116	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 130 ug/L and reported value was 730 ug/L at EFF-002.
985658	Cyanide, Total (as CN) Monthly Average (Mean) limit is 21 ug/L and reported value was 33.8 ug/L at EFF-001.
985566	Copper, Total Monthly Average limit is 3.3 ug/L and reported value was 12.9 ug/L at EFF-001.
994909	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 0.12 lb/day and reported value was 0.23 lb/day at EFF-002.
988105	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 50 mg/L and reported value was 70 mg/L at EFF-001.
985654	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 443 lb/day and reported value was 912 lb/day at EFF-002.
988113	Cadmium, Total Recoverable Monthly Average limit is 3 ug/L and reported value was 9.65 ug/L at EFF-001.
985651	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 51 ug/L and reported value was 59 ug/L at EFF-002.
985650	Zinc, Total Recoverable Monthly Average limit is 130 ug/L and reported value was 1385 ug/L at EFF-001.
985659	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 0.45 lb/day and reported value was 0.52 lb/day at EFF-002.
988106	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is 0.014 pg/L and reported value was 9.0 pg/L at EFF-002.
985672	Copper, Total Recoverable Monthly Average (Mean) limit is 14 ug/L and reported value was 25.5 ug/L at EFF-002.
985674	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 14 ug/L and reported value was 45.5 ug/L at EFF-001.
985653	Total Suspended Solids (TSS) Monthly Average limit is 50 mg/L and reported value was 103 mg/L at EFF-002.

985663	December 2014 SMR missing continuous pH and EC sampling results from effluent monitoring (10x).
989199	Lead, Total Recoverable Monthly Average limit is 51 ug/L and reported value was 82.5 ug/L at EFF-001.
985635	Lead, Total Monthly Average limit is 0.56 ug/L and reported value was 3.5 ug/L at EFF-001.
994912	Copper, Total Recoverable Monthly Average limit is 7.44 ug/L and reported value was 8.6 ug/L at EFF-001.
985553	Cyanide, Total (as CN) Monthly Average limit is 4 ug/L and reported value was 5.9 ug/L at EFF-001.
994997	2,3,7,8-TCDD (Dioxin) Monthly Average limit is 0.000181 ulbs/day and reported value was 0.000572 ulbs/day at EFF-001.

### 今後の予定

特定業種の事業許可を新たに取得したりすでに得ている事業許可を更新したりするには、全国汚染物質排出防止制度（NPDES）に登録して雨水排出許可を取得することが必要になった。これは、同州の「事業許可：雨水排出の法令遵守法」（SB-205）が2019年10月1日に成立したことによるもので、この州法は、市または郡への2020年1月1日以降の新規事業許可申請および事業許可更新申請に適用される。

NPDES への登録が必要となる業種：

SB-205 は、汚染物質を含む雨水の流出から水源を守るためのもので、以下の業種を対象としている。

- 一定規模以上の家畜飼育場
- 製造施設
- 石油・ガス採掘施設と鉱山施設
- 有害廃棄物の処理・貯蔵・処分施設
- 埋立処分場、農地還元サイト、および開放型埋立処分場
- リサイクル施設
- 蒸気タービン式発電施設
- 輸送施設
- 下水処理施設または廃水処理施設

産業界は賛否両論：

SB-205 については、多くの環境団体や自然保護団体が賛意を示しているが、産業界では賛否が分かれている。たとえば、カリフォルニア自動車解体業者協会、スクラップ・リサイクル産業協会、およびカリフォルニア金属工業連合は SB-205 に賛成しており、いっぽう、カリフォルニア建設・工業材料協会はこれに反対する姿勢をみせている。

なお、SB-205 のテキストは以下の URL で読むことができる。

[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201920200SB205](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200SB205)

## 【土壌】

### 連邦法

日本の土壌汚染対策法に相当する米国の法令は「スーパーファンド法」の名で広く知られている「包括的環境対策補償責任法（CERCLA、Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act）<sup>125</sup>」である。1980年に制定され、1986年にスーパーファンド修正・再授權法（SARA）によって改定された CERCLA は、汚染サイトから環境へ放出された有害物質が何かを明らかにし、調査し、修復するための手順を規定している。「スーパーファンド」という名称は、EPA が有害物質の汚染サイトを浄化するために用いる「有害物質スーパーファンド」という基金の創設に由来している。

資金は、石油産業や化学産業、各種企業への課税により賄われているほか、一般歳入の一部からも拠出されている。同法に関連して、化学物質管理という観点から重要となる内容には、潜在的責任主体（PRPs）に関する以下の規定が挙げられる。PRPs とは同法で定められた責任を負うべき者であり、(1)該当する施設の所有者及び管理者、(2)有害物質を処分した当時の所有者及び管理者、(3)有害物質の発生者、(4)有害物質の輸送者とされている。

- ① 汚染の浄化や修復に対する費用負担
- ② 基準量以上の有害物質の報告
- ③ 「PRPs による対応が最優先(Enforcement First)」の原則に従った浄化作業

①の費用負担について、§ 9607 では 4 種類の費用あるいは損害を負担しなければならないと定めている。

- 1) 連邦政府または州政府等が除去措置または修復措置を実施するのために支出した全費用(国家緊急時対応計画（NCP）に抵触しない費用に限る)
- 2) NCP に従ってその他の者が支出した必要な対策費
- 3) 天然資源に与えた損傷、破壊、損失に対する損害
- 4) 健康アセスメントあるいは健康への影響調査に要した費用。

---

<sup>125</sup> U.S.C.(2020年2月19日アクセス)“Title 42, CHAPTER 103, SUBCHAPTER I: HAZARDOUS SUBSTANCES RELEASES, LIABILITY, COMPENSATION”  
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title42/chapter103/subchapter1&edition=prelim>

②について、「有害物質」は § 9601(14)で定義されており、40 CFR § 302.4 で基準値とともにリスト化されている物質<sup>126</sup>や、CAA で指定する HAPs など多岐にわたっている。

③と関連して、連邦 EPA は情報へのアクセス、土地への立入り、検査・サンプルの採取ができることとされており、その権利に基づく要請に同意が得られなかった場合、大統領は要請を遵守するよう指示する命令を発することができる。遵守しないことに合理性が認められない場合、罰則が適用される。州政府も § 9604(d)(1)に基づく協力協定を締結していれば、同様の権限が認められる。

## カリフォルニア州の法規

スーパーファンド法のもと、土壌汚染浄化のための取り組みは各州でも関連規定が設けられている。カリフォルニア州において、資金面も含め、より具体的にそれらを定めている法令は「Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法」として知られている。

## 制定の経緯

法律そのものについての経緯の情報は確認できなかった。所管する DTSC の土壌汚染対応、有害廃棄物関連の取り組みの経緯について触れる。1972 年までは同州のどの機関も有害廃棄物の規制権限をゆうしていなかった。同年に有害廃棄物管理法が可決され、「有害廃棄物」が同州で定義されるとともに、当時の健康サービス部が有害廃棄物管理ユニットの創設を引き受けることとなった。1981 年にユニットは、有害物質管理部門となった。1984 年にカリフォルニア州のスーパーファンド法にあたる法令が整備され、廃棄物サイトの浄化に 1 億ドルの資金を調達することを手段とした。1991 年に保険サービス部から当該部門（(前) 有害廃棄物ユニット）が独立し、現在の有害物質管理部となっている。このように、DTSC の経歴は、土壌汚染・有害廃棄物分野との関わりが大きい。

---

<sup>126</sup> CFR(2020 年 2 月 19 日アクセス)“Title 40, Chapter I, Subchapter J, §302.4”  
[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=e5d8244dde9fdb8f143edbc3ccc450e1&mc=true&node=se40.30.302\\_14&rgn=div8](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=e5d8244dde9fdb8f143edbc3ccc450e1&mc=true&node=se40.30.302_14&rgn=div8)

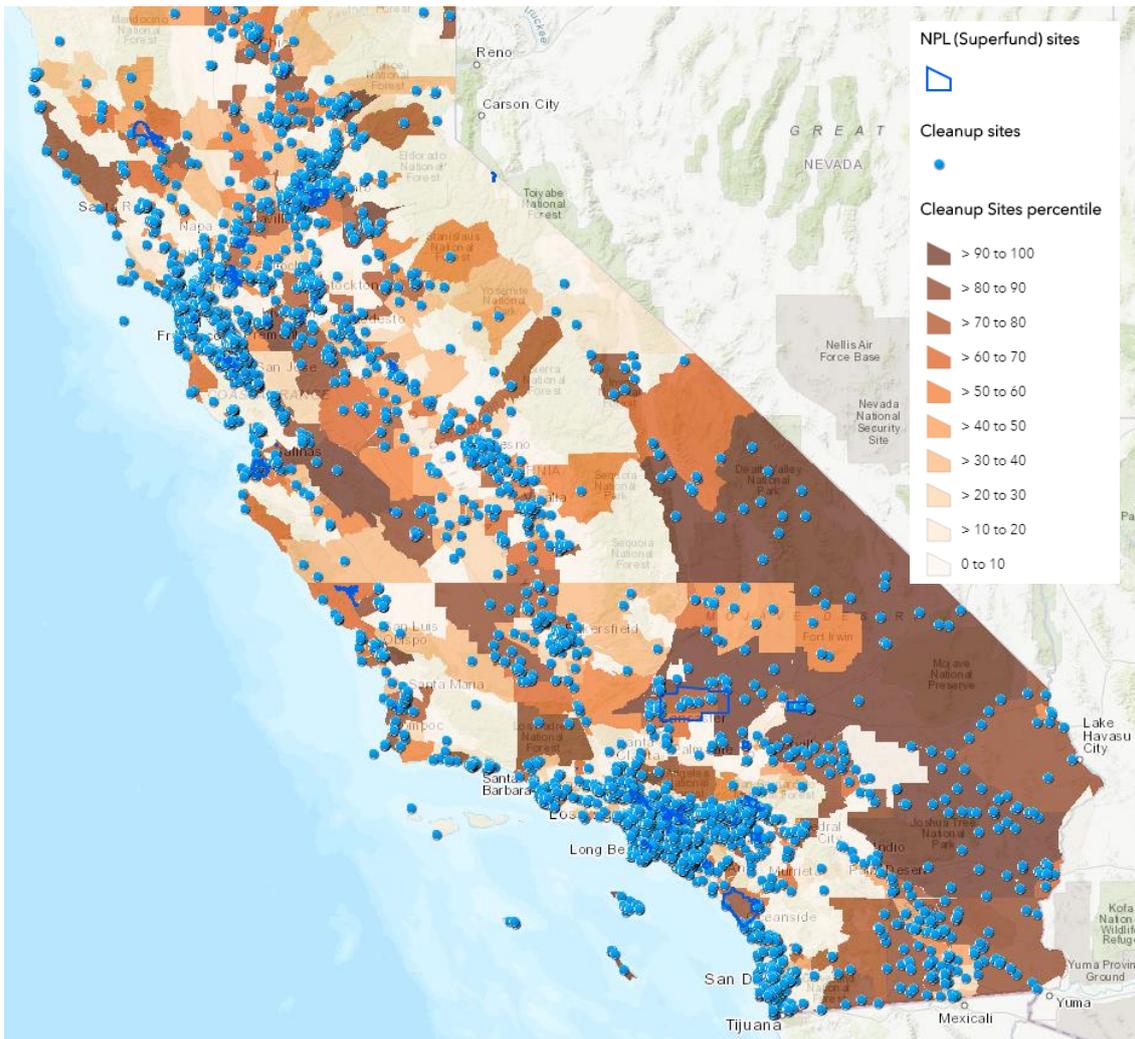
## 現行の法令の内容

法規名称	<p><b>Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法</b>          (カリフォルニア・スーパーファンド)          Carpenter-Presley-Tanner Hazardous Substance Account Act          HSC Division 20 Chapter 6.8 Hazardous Substance Account</p>
原文 URL	<p><a href="http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.8.&amp;article=">http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&amp;division=20.&amp;title=&amp;part=&amp;chapter=6.8.&amp;article=</a></p>
所管官庁	環境保護局 (EPA) 有害物質規制部 (DTSC)
目的	<p>目的は 25301 で言及されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生または環境に脅威を与える流出物および危険廃棄物処分場を含め、有害物質の放出に対する対応権限を提供するプログラムを確立すること。</li> <li>特定の状況下で、自己負担医療費、および有害物質の放出への暴露により生じた傷害に起因する賃金または事業収入の損失を補償すること。</li> </ul>
主な要件	<p><b>サイトの特定 (25356)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DTSC は規則により有害物質放出サイトの選定基準を採択するものとし、選定基準には、公衆衛生、安全性、環境関連要因を考慮に入れるものとする。また、年に一度、対象となるサイトのリストを発行する。</li> </ul> <p><b>潜在的責任主体 (PRPs) の定義 (25323.5)</b></p> <p><b>PRPs 関連事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DTSC または地域の委員会は、対応措置の一部として運用および保守の要件を遵守することが求められる責任主体 (responsible party) に関連する財務保障の実証と維持管理を要求しなければならない。責任主体は、活動の実施または維持管理の前にその財務保障を実証し、それを必要な期間中維持管理しなければならない。(25355.2)</li> <li>DTSC は、特定のサイトの潜在的責任主体と協定を結び、承認された是正措置計画で求められている内容にしたがって、以下の内容を定めることができる。(25355.5)             <ul style="list-style-type: none"> <li>放出の脅威を取り除くために当該主体が必要な措置を講じる内容の合意をする</li> <li>放出の性質や量、範囲を決定し、そのサイトを十分に特徴づける</li> <li>是正措置計画を策定する</li> <li>必要な除去あるいは是正措置を完了する</li> </ul> </li> <li>上記協定に当該主体が従わなかった場合は、法令非遵守の通知を書面にて通知する。(25355.5)</li> </ul>

法規名称	<b>Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法</b> (カリフォルニア・スーパーファンド) Carpenter-Presley-Tanner Hazardous Substance Account Act HSC Division 20 Chapter 6.8 Hazardous Substance Account
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有害物質の放出または放出の脅迫により、公衆衛生または福祉または環境に対する差し迫ったまたは実質的な危険があると長官が判断した場合、以下の措置が可能。(25358.3)           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 必要な適切な除去措置または是正措置を講じるか、または支払いを行うよう責任者に命じることができる。</li> <li>➤ 必要な適切な除去措置または是正措置を講じるか、または支払いを行う、またはそのような契約をすることができる。</li> </ul> </li> </ul>
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有害物質 (Hazardous substance) (25316)           <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 合衆国法典 U.S.C. Title 33 § 1321(b)(2)(A)で特定するもの</li> <li>➤ 42 U.S.C. § 9602 で特定する物質、化合物、混合物、溶剤</li> <li>➤ 42 U.S.C. § 6921 で特定する特性を有する有害廃棄物</li> <li>➤ 33 U.S.C. § 1317(a)で特定する有毒物質</li> <li>➤ 42 U.S.C. § 7421 で特定する有害大気汚染物質</li> <li>➤ 15 U.S.C. § 2606 に従って EPA 長官が措置を講じる緊急有害化学物質または混合物</li> <li>➤ 25117 または 25115 で定義される有害廃棄物および極めて有害な廃棄物</li> </ul> </li> </ul>

## 運用状況

OEHHA は有害物質に汚染され、不動産所有者や政府によって浄化活動が必要な Cleanup sites を公表している。基本的に当該分野の所管は DTSC だが、OEHHA のウェブサイトにおいても CalEnviroScreen 3.0 Cleanup Sites Map として公表されており、確認することができる。



カリフォルニア州の浄化サイトマップ<sup>127</sup>

### 今後の予定

本調査において、同分野の DTSC の今後の予定に関する情報は確認されていない。

<sup>127</sup> OEHHA(2020年2月19日アクセス)“Cleanup Sites”  
<https://oehha.ca.gov/calenviroscreen/indicator/cleanup-sites>

## 参考資料

### 政府組織

- カリフォルニア環境保護局 (CalEPA)  
<https://calepa.ca.gov/>
- カリフォルニア環境保護局 (CalEPA) 環境健康有害性評価室 (OEHHA) :  
<https://oehha.ca.gov/>
  - ・ [プロポジション 65 関連サイト](https://oehha.ca.gov/proposition-65)  
<https://oehha.ca.gov/proposition-65>
- カリフォルニア環境保護局 (CalEPA) 有害物質規制部 (DTSC)  
<https://dtsc.ca.gov/>
  - ・ [より安全な消費者向け製品 \(SCP\) 関連サイト](https://dtsc.ca.gov/scp/)  
<https://dtsc.ca.gov/scp/>
- 州司法局長 (AG : Attorney General)  
<https://oag.ca.gov/>
  - ・ [プロポジション 65 関連サイト](https://oag.ca.gov/prop65)  
<https://oag.ca.gov/prop65>
- カリフォルニア環境保護局 (CalEPA) カリフォルニア大気資源委員会 (CARB)  
<https://ww2.arb.ca.gov/>
- カリフォルニア環境保護局 (CalEPA) 州水資源管理委員会 (SWRCB)  
<https://www.waterboards.ca.gov/>
- 州知事緊急サービス室 (CalOES)  
<https://www.caloes.ca.gov/>
  - ・ [有害材料関連サイト](https://www.caloes.ca.gov/cal-oes-divisions/fire-rescue/hazardous-materials)  
<https://www.caloes.ca.gov/cal-oes-divisions/fire-rescue/hazardous-materials>
- カリフォルニア労働・労働力開発局 (California Labor and Workforce Developing Agency)  
<https://www.labor.ca.gov/>
- 労働・労働力開発局労使関係部 (DIR)  
<https://www.dir.ca.gov/>
- 労働・労働力開発局労使関係部 (DIR) 労働安全衛生基準委員会 (OSHSB)  
<https://www.dir.ca.gov/oshsb/oshsb.html>
- 労働・労働力開発局労使関係部 (DIR) 労働安全衛生部門 (DOSH)  
<https://www.dir.ca.gov/dosh/>
- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局 (CHHS)

<https://www.chhs.ca.gov/>

- カリフォルニア保健・ヒューマンサービス局（CHHS）公衆衛生部（CDPH）環境衛生センターの食品・医薬品・大麻安全部門（DFDCS）の食品・医薬品ブランチ（FDB）：  
<https://www.cdph.ca.gov/Programs/CEH/DFDCS/Pages/FoodandDrugBranch.aspx>
- カリフォルニア州議会  
<http://leginfo.legislature.ca.gov/>

## 法令等

- 合衆国憲法（American Center Japan）  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3330/#jplist>
- カリフォルニア州法  
<http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/home.xhtml>
- カリフォルニア州規則  
<https://govt.westlaw.com/calregs/Index?transitionType=Default&contextData=%28sc.Default%29>
- 有害材料放出対応計画およびインベントリー法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.95.&article=1&goUp=Y](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.95.&article=1&goUp=Y)
- 有害材料放出報告、インベントリーおよび対応計画規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&bhcp=1](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I39650F67FBEE41A4BA036B30BC0B4AD3&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1)
- カリフォルニア偶発的放出防止（CalARP）プログラム詳細分析規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&bhcp=1](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I421E3AF0330549D9AE54D12AC2D8F349&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1)
- 1987年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=26.&title=&part=6.&chapter=1.&article=&goUp=Y](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?lawCode=HSC&division=26.&title=&part=6.&chapter=1.&article=&goUp=Y)
- 1987年の大気有害物質“ホットスポット”情報・評価法実施規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=IC39BDB20D60711DE88AEDDE29ED1DC0A&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- カリフォルニア有害物質法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=4.&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=4.&article=)

- 有害物質情報・訓練法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=2.5.&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=1.&chapter=2.5.&article=)
- 有害物質情報・訓練規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)&bhcp=1](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I202F4140D47A11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&bhcp=1)
- 有害な物質および処理規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1CC1FF91D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- 危険有害性周知規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I3F106C607CE911E0B507BD164A50C7EB?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))
- 1976年の職業発癌性物質規制法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=10.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=LAB&division=5.&title=&part=10.&chapter=&article=)
- 規制される発癌性物質規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/I1C003D90D47A11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I309A1B60D47D11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- 2019年カリフォルニア消防コード  
<https://govt.westlaw.com/calregs/Index?bhcp=1&transitionType=Default&contextData=%28sc.Default%29>  
<https://codes.iccsafe.org/content/CAFC2019/cover>
- 1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.6.&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.6.&article=)
- 1986年の安全飲料水・有害物質取締法（プロポジション 65）規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I42D79370D45011DEA95CA4428EC25FA0&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))

- グリーンケミストリー法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=14](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=14).
- より安全な消費者向け製品規則
  - ・ Chapter 54 (OEHHA)  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I6E0E45C032A411E186A4EF11E7983D17&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
  - ・ Chapter 55 (DTSC)  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I8C15F39016D911E39FBEC451F3D23076&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- 2003年の電子廃棄物リサイクル法  
[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=10.3](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.5.&article=10.3).
- 対象電子装置に含まれる重金属の使用制限規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Document/IA0FC04D0D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE?viewType=FullText&originationContext=documenttoc&transitionType=CategoryPageItem&contextData=(sc.Default))
- 2017年の洗浄製品知る権利法  
[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=13.&article=](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayText.xhtml?lawCode=HSC&division=104.&title=&part=3.&chapter=13.&article=)
- カリフォルニア建築基準法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=13.&title=&part=2.5.&chapter=&article=)
- 2019年カリフォルニア建物基準コード  
<https://www.dgs.ca.gov/BSC/Codes#@ViewBag.JumpTo>
- シャーマン食品・医薬品・化粧品法  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=5.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=5.&chapter=&article=)
- カリフォルニア卸売り食品コード (HSC Division 104、Part 6)  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=6.&chapter=&article=)
- カリフォルニア小売り食品コード (HSC Division 104、Part 7)  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=104.&title=&part=7.&chapter=&article=)

- 大気資源 AIR RESOURCES (HSC Division 26)  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=26.&title=&part=&chapter=&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=26.&title=&part=&chapter=&article=)
- カリフォルニア水法典－水質  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xht](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xht)
- カリフォルニア規則集 州内水質・モニタリング規則  
[https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://govt.westlaw.com/calregs/Browse/Home/California/CaliforniaCodeofRegulations?guid=I1BF54D00D4BA11DE8879F88E8B0DAAAE&originationContext=documenttoc&transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
- Carpenter-Presley-Tanner 有害物質会計法 (カリフォルニア・スーパーファンド)  
[http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes\\_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.8.&article=](http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displayexpandedbranch.xhtml?tocCode=HSC&division=20.&title=&part=&chapter=6.8.&article=)

#### 資料

- JETRO(2018年)「南カリフォルニア日系企業実態調査 2018」  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/ede7722cd6ddd585.html>
- 在サンフランシスコ日本国総領事館(2020年2月16日アクセス)「日本とカリフォルニア州概観」  
[https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/m08\\_04.html](https://www.sf.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/m08_04.html)
- American Center Japan (2020年2月16日アクセス)「米国の統治の仕組み－地方政府」  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3180/>
  - ・ 米国の統治の仕組み－米国の中央政府、州政府、地方政府の概要 (American Center Japan)  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3117/>
  - ・ 米国の統治の仕組み－州政府 (American Center Japan)  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3174/>
- California State Association of Counties(2020年2月16日アクセス)“County Structure & Powers”  
<https://www.counties.org/general-information/county-structure-0>
- CA Web Publishing Service(2020年1月24日アクセス)“CA Census 2020”  
<https://census.ca.gov/>
- CalEPA(2020年1月24日アクセス)“The History of the California Environmental Protection Agency”  
<https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/About-History01-Report.pdf>
- Little Hoover Commission(2020年1月24日アクセス)“Cal-EPA: An Umbrella for the Environment “

- <https://lhc.ca.gov/sites/lhc.ca.gov/files/Reports/110/Report110.pdf>
- Department of Finance(2020年1月24日アクセス)”2019-2020 State Budget Department Index”  
<http://www.ebudget.ca.gov/budget/2019-20EN/#/DepartmentIndex>
  - CalOES(2020年2月19日アクセス)”Hazardous Material Business Plan FAQ”  
<https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/HMBP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf>
  - CalOES(2020年2月19日アクセス)”California Accidental release prebention program FAQ”  
<https://www.caloes.ca.gov/FireRescueSite/Documents/CalARP%20FAQ%20-%20Feb2014.pdf>
  - CalEPA(2020年2月14日アクセス)”2017 Environmental Compliance and Enforcement Report”  
[https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement\\_report\\_2017.pdf](https://calepa.ca.gov/wp-content/uploads/sites/6/2019/02/enforcement_report_2017.pdf)
  - DIR(2020年2月27日アクセス)”Guide to the California Hazard Communication Regulation”  
[https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh\\_publications/hazcom.pdf](https://www.dir.ca.gov/dosh/dosh_publications/hazcom.pdf)
  - Myers, Susan Ann, The California Occupational Safety and Health Act of 1973 (Digital commons @ LMU and LLS 9-1-1976)
  - American Center Japan(2020年2月27日アクセス)”About The USA－環境”  
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/environment/1342/>
  - OEHHA(2020年1月24日アクセス)”Proposition 65 1986 Ballot Initiative, Nov 1, 1986”  
<https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/prop65ballot1986.pdf>
  - OEHHA(2020年1月24日アクセス)”Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Businesses”  
[https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art\\_6\\_business\\_qa.pdf](https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa.pdf)
  - OEHHA(2020年1月24日アクセス)”Proposition 65 in Plain Language”  
[https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain\\_0.pdf](https://oehha.ca.gov/media/downloads/proposition-65/general-info/p65plain_0.pdf)
  - OEHHA(2020年1月24日アクセス)”Proposition 65 Clear and Reasonable Warnings Questions and Answers for Business: Internet and Catalog Warnigns”  
[https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art\\_6\\_business\\_qa\\_internet\\_war nings.pdf](https://www.p65warnings.ca.gov/sites/default/files/art_6_business_qa_internet_warnings.pdf)
  - DTSC(2020年1月24日アクセス)”California Green Chemistry Initiative Final Report”  
<https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/04/DTSC-California-Green->

- [Chemistry-Initiative-Final-Report-December-2008.pdf](#)
- DTSC(2020年1月24日アクセス)”Three Year Priority Product Work Plan 2018 – 2020”  
[https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final\\_2018-2020\\_Priority\\_Product\\_Work\\_Plan.pdf](https://dtsc.ca.gov/wp-content/uploads/sites/31/2018/10/Final_2018-2020_Priority_Product_Work_Plan.pdf)
  - Anastas, Paul T.(1998)”Green Chemistry: Theory and Practice”
  - Amy E. Sloan(2012)”Basic Legal Research ”
  - SWRCB(2020年2月20日アクセス)”2019 Water Quality Status Report”  
<https://gispublic.waterboards.ca.gov/portal/apps/MapJournal/index.html?appid=6cde29ac0afc4d55b0fdaaae6bfc1aa4>
  - Thomas F.P. et al(2017)”Environmental Law Handbook 23rd Edition”